

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成23年10月 第2回訂正分)

株式会社スリー・ディー・マトリックス

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成23年10月14日に関東財務局長に提出し、平成23年10月15日にその届出の効力が生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成23年9月16日付をもって提出した有価証券届出書及び平成23年10月5日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集700,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し1,348,400株(引受人の買取引受による売出し1,148,400株・オーバーアロットメントによる売出し200,000株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成23年10月14日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____罫を付し、ゴシック体で表記してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(欄外注記の訂正)

(注) 2 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)並びに後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による当社普通株式の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)に伴い、その需要状況を勘案した結果、SMB C日興証券株式会社が当社株主である永野恵嗣(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式200,000株の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行います。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出しについて」をご参照下さい。

これに関連して、当社は、平成23年9月16日(金)開催の取締役会において、本募集とは別に、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式200,000株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成23年10月14日（金）に決定された引受価額(1,932円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(2,100円)で募集を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社大阪証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条の2に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

〈欄内の数値の訂正〉

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「565,250,000」を「676,200,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「565,250,000」を「676,200,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 4 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であります。なお、会社法上の増加する資本準備金の額は676,200,000円と決定いたしました。

(注) 5の全文削除

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

〈欄内の数値の訂正〉

「発行価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「2,100」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1」を「1,932」に訂正。

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注)3」を「966」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)4」を「1株につき2,100」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 1 公募増資等の価格の決定に当たりましては、1,900円以上2,100円以下の仮条件に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。

その結果、

①申告された総需要株式数が、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

従いまして、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1株につき2,100円と決定いたしました。

なお、引受価額は1,932円と決定いたしました。

- 2 払込金額は、会社法上の払込金額であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額(1,615円)及び平成23年10月14日(金)に決定された発行価格(2,100円)、引受価額(1,932円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額であります。
- 4 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき1,932円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 7 販売に当たりましては、取引所の「JASDAQにおける有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規程等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8の全文削除

4 【株式の引受け】

〈欄内の数値の訂正〉

「引受けの条件」の欄：

- 2 引受人は新株式払込金として、平成23年10月23日(日)までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき1,932円)を払込むことといたします。
- 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき168円)の総額は引受人の手取金となります。

〈欄外注記の訂正〉

- (注) 1 上記引受人と平成23年10月14日(金)に元引受契約を締結いたしました。
- 2 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

〈欄内の数値の訂正〉

「払込金額の総額(円)」の欄：「1,400,000,000」を「1,352,400,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「1,375,000,000」を「1,327,400,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 2 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(注) 1の全文削除及び2、3の番号変更

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額1,327,400千円については、当社の医療製品開発（注）の研究開発資金に1,227,400千円を充当し、当社の医療製品開発及び製品製造に係る設備投資資金として100,000千円を充当する予定であります。また、具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりであります。

なお、実際の充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく予定です。

（注）自己組織化ペプチド技術を基盤技術として外科領域・再生医療領域・DDS領域において医療機器及び医薬品の研究開発を行う事業です。

（単位：千円）

具体的な使途	金額	支出予定時期
医療製品開発に係る研究開発資金	1,227,400	
外科領域・再生領域・DDS領域の研究開発資金		
＜内訳＞		
1. 各開発パイプラインの治験開始までの前臨床試験費 （安全性・安定性・有効性データ取得のための各種試験等）	291,000	平成23年11月～平成26年4月
2. 各開発パイプラインの臨床試験を実施するための医療 機関治験施設への各種支払・申請費用	320,000	平成23年11月～平成27年4月
3. 各試験に使用するペプチド製剤費用・治験に使用する ペプチド製造費用等	337,400	平成23年11月～平成26年4月
4. 研究開発を実施するために要する人件費等	279,000	平成23年11月～平成26年4月
医療製品開発及び製品製造に係る設備投資資金	100,000	
＜内訳＞		
1. 吸収性局所止血材製品用のシリンジ金型設備	40,000	平成24年5月～平成25年5月
2. 研究開発における社内研究向上に向けた試験検査設備	60,000	平成24年5月～平成26年4月
合計	1,327,400	—

（注）1 本募集とともに平成23年9月16日付をもって取締役会で決議された本第三者割当増資による手取概算額上限384,900千円については、当社の医療製品開発の研究開発資金に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成23年10月14日（金）に決定された引受価額(1,932円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格2,100円)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

〈欄内の数値の訂正〉

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「2,296,800,000」を「2,411,640,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「2,296,800,000」を「2,411,640,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

- (注) 3 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、S M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式200,000株の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出しについて」をご参照下さい。
- 4 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップ条項が付されておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 5 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4に記載した振替機関と同一であります。

(注)3、7の全文削除及び4、5、6の番号変更

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

〈欄内の数値の訂正〉

「売出価格(円)」の欄：「未定(注) 1 (注) 2」を「2,100」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注) 2」を「1,932」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注) 2」を「1株につき2,100」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注) 3」を「(注) 3」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3 元引受契約の内容

金融商品取引業者の引受株数 SMB C日興証券株式会社 1,148,400株
引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき168円)の総額は引受人の手取金となります。

4 上記引受人と平成23年10月14日(金)に元引受契約を締結いたしました。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

〈欄内の数値の訂正〉

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「400,000,000」を「420,000,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「400,000,000」を「420,000,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果行われる、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出しについて」をご参照下さい。

(注) 5の全文削除

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

〈欄内の数値の訂正〉

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「2,100」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)1」を「1株につき2,100」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

2 売出しに必要な条件については、平成23年10月14日(金)に決定いたしました。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2 オーバーアロットメントによる売出しについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）200,000株の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

これに関連して、当社はSMB C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限に、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、平成23年11月18日（金）を行使期限として付与します。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から平成23年11月18日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上限株式数の範囲内で株式会社大阪証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出しについて」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成23年9月16日（金）開催の取締役会において決議し、平成23年10月14日（金）に決定した内容は、以下のとおりです。

(1)	募集株式の数	当社普通株式200,000株
(2)	払込金額	1株につき1,615円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格（注）に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
(4)	払込期日	平成23年11月24日（木）

（注）割当価格は、1株につき本募集における新株式の引受価額と同一とし、平成23年10月14日（金）に決定いたしました。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成23年10月 第1回訂正分)

株式会社スリー・ディー・マトリックス

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成23年10月5日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成23年9月16日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集700,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を、平成23年10月5日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し1,348,400株(引受人の買取引受による売出し1,148,400株・オーバーアロットメントによる売出し200,000株)の売出しの条件及びこの売出しに関し必要な事項が決定しましたので、これらに関連する事項及び「第二部 企業情報 第3 設備の状況 1 設備投資等の概要」に一部誤りが判明し、記載内容の一部を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(欄外注記の訂正)

(注) 2 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)並びに後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による当社普通株式の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)に伴い、その需要状況を勘案し、200,000株を上限として、SMB C日興証券株式会社が当社株主である永野恵嗣(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出しについて」をご参照下さい。

これに関連して、当社は、平成23年9月16日(金)開催の取締役会において、本募集とは別に、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式200,000株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照下さい。

3 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップ条項が付されておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。

- 4 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

(注) 2 の全文削除及び 3、4、5 の番号変更

2 【募集の方法】

平成23年10月14日（金）に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成23年10月5日（水）開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（発行価額1,615円）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

（略）

（欄内の数値の訂正）

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額（円）」の欄：「1,249,500,000」を「1,130,500,000」に訂正。

「計（総発行株式）」の「発行価額の総額（円）」の欄：「1,249,500,000」を「1,130,500,000」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「624,750,000」を「565,250,000」に訂正。

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「624,750,000」を「565,250,000」に訂正。

（欄外注記の訂正）

(注) 3 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

- 5 仮条件(1,900円～2,100円)の平均価格(2,000円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は1,400,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

〈欄内の数値の訂正〉

「払込金額(円)」の欄：「未定(注)2」を「1,615」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,900円以上2,100円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成23年10月14日（金）に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 払込金額は、会社法上の払込金額であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額(1,615円)及び平成23年10月14日（金）に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8 引受価額が会社法上の払込金額(1,615円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

〈欄内記載の訂正〉

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「S M B C日興証券株式会社404,600、みずほ証券株式会社184,800、いちよし証券株式会社46,200、エース証券株式会社18,400、岡三証券株式会社18,400、株式会社S B I証券18,400、藍澤證券株式会社9,200」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 1 上記引受人と発行価格決定日(平成23年10月14日（金）)に元引受契約を締結する予定であります。

2 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1の全文削除及び2、3の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

〈欄内の数値の訂正〉

「払込金額の総額(円)」の欄：「1,470,000,000」を「1,400,000,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「1,445,000,000」を「1,375,000,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 1 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,900円～2,100円)の平均価格(2,000円)を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額1,375,000千円については、当社の医療製品開発（注）の研究開発資金に1,275,000千円を充当し、当社の医療製品開発及び製品製造に係る設備投資資金として100,000千円を充当する予定であります。また、具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりであります。

なお、実際の充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく予定です。

（注） 自己組織化ペプチド技術を基盤技術として外科領域・再生医療領域・DDS領域において医療機器及び医薬品の研究開発を行う事業です。

（単位：千円）

具体的な使途	金額	支出予定時期
医療製品開発に係る研究開発資金	<u>1,275,000</u>	
外科領域・再生領域・DDS領域の研究開発資金		
＜内訳＞		
1. 各開発パイプラインの治験開始までの前臨床試験費 （安全性・安定性・有効性データ取得のための各種試験等）	291,000	平成23年11月～平成26年4月
2. 各開発パイプラインの臨床試験を実施するための医療 機関治験施設への各種支払・申請費用	<u>320,000</u>	平成23年11月～平成27年4月
3. 各試験に使用するペプチド製剤費用・治験に使用する ペプチド製造費用等	<u>385,000</u>	平成23年11月～平成26年4月
4. 研究開発を実施するために要する人件費等	279,000	平成23年11月～平成26年4月
医療製品開発及び製品製造に係る設備投資資金	100,000	
＜内訳＞		
1. 吸収性局所止血材製品用のシリンジ金型設備	40,000	平成24年5月～平成25年5月
2. 研究開発における社内研究向上に向けた試験検査設備	60,000	平成24年5月～平成26年4月
合計	<u>1,375,000</u>	—

（注） 1 本募集とともに平成23年9月16日付をもって取締役会で決議された本第三者割当増資による手取概算額上限398,500千円については、当社の医療製品開発の研究開発資金に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

〈欄内の数値の訂正〉

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「2,411,640,000」を「2,296,800,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「2,411,640,000」を「2,296,800,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 6 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 4に記載した振替機関と同一であります。

7 売出価額の総額は、仮条件(1,900円～2,100円)の平均価格(2,000円)で算出した見込額であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

〈欄内の数値の訂正〉

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「420,000,000」を「400,000,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「420,000,000」を「400,000,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 4 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 4に記載した振替機関と同一であります。

5 売出価額の総額は、仮条件(1,900円～2,100円)の平均価格(2,000円)で算出した見込額であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出しについて」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成23年9月16日（金）開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりです。

(1)	募集株式の数	当社普通株式200,000株
(2)	払込金額	<u>1株につき1,615円</u>
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格（注）に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
(4)	払込期日	平成23年11月24日（木）

（注） 割当価格は、1株につき本募集における新株式の引受価額と同一とし、平成23年10月14日（金）に決定します。

第二部 【企業情報】

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

（略）

第8期第1四半期連結累計期間（自 平成23年5月1日 至 平成23年7月31日）

当第1四半期連結累計期間の設備投資につきましては、本社機能や研究開発機能の充実及び製造設備の整備を目的とした設備投資を実施しております。

当第1四半期連結累計期間の設備投資の総額は27,551千円であり、その主なものは製造用の調整タンクの購入によるものであります。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成 23 年 9 月



MEDICAL TECHNOLOGY

株式会社スリー・ディー・マトリックス

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式1,249,500千円(見込額)の募集及び株式2,411,640千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式420,000千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成23年9月16日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社スリー・ディー・マトリックス

東京都千代田区麹町三丁目2番4号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。なお「*」を付している用語については、「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3事業の内容」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

1. 事業の内容

当社グループは、当社及び連結子会社である3-D Matrix,Inc.で構成され、米国Massachusetts Institute of Technology（マサチューセッツ工科大学、以下「MIT」という。）より自己組織化ペプチド（*）技術に係る特許の専用実施権の許諾を受けて、同技術を用いた製品の研究開発・製造・販売を実施することを目的とした医療製品事業を行っております。

当社グループは、医療製品事業の単一セグメントであり、医療製品開発・研究試薬販売で構成されております。その内容は以下のとおりです。

（医療製品事業の構成）

区分	内容
医療製品開発	自己組織化ペプチド技術を基盤技術として外科領域・再生医療領域・DDS（*）領域において医療機器及び医薬品の研究開発を行う事業です。 主要な開発パイプラインとしては、外科領域では吸収性局所止血材、粘膜隆起材、血管塞栓材を有しており、再生医療領域では歯槽骨再建材を有しています。 なお、吸収性局所止血材については日本で医療機器として製造販売承認申請をしており、これまでに販売提携先から契約一時金（*）及びマイルストーンペイメント（*）を得ていますが、その他は事業収益の計上には至っておりません。
研究試薬販売	自己組織化ペプチドのPuraMatrix製品（*）を米国のBecton,Dickinson and Companyを通じて研究試薬用途での販売を行っています。同製品は、国内外の大学・研究機関等における自己組織化ペプチドを用いた様々な医療分野の応用研究に用いられております。

自己組織化ペプチド技術の特徴

当社グループの基盤技術となっている自己組織化ペプチドのうち第一世代の製品であるPuraMatrix製品（RADA16）は、体を構成するアミノ酸（*）であるアルギニン（R）（*）、アラニン（A）（*）、アスパラギン酸（D）（*）からなる（RADA）の繰り返し配列である16残基のペプチド（*）であり、このペプチドを溶解した水溶液はpH（*）が酸性から中性になると速やかにゲル化（*）する性質を有しています。具体的には分子同士を繊維状に結合（自己組織化）してナノファイバーを形成し、そのナノファイバーが絡み合うことでゲル化します。形成されたゲルは生体内で細胞が培養される環境に近く、コラーゲン等の細胞外マトリックス（*）に似た網目構造をしています。

自己組織化ペプチドは、原材料に生物由来品を含まず化学合成により生産されることから、生物由来品から生じるウィルス等の感染や未知の成分の混入の可能性がないため安全性が高く、ほぼ均一の品質で大量生産が可能な点が特長として挙げられます。自己組織化ペプチドは、これまでに実施したADME試験（*）において、特定の臓器に蓄積されることなく、生体内のタンパク質と同様にタンパク質分解酵素（*）により分解され、30日程度で体外に排出されることが確認されています。

<自己組織化ペプチドのゲル化形成>

自己組織化前のペプチド分子



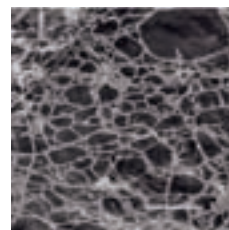
pHの
中性化



塩の存在



ゲル化



医療製品開発における主要なパイプライン開発の状況

	地域	基礎研究／ 評価試験	前臨床試験	臨床試験 (治験)	製造販売 承認申請	製造販売 承認取得	保険収載	上市
吸収性局所止血材 (TDM-621) (注)1	日本	→						
	韓国	→						
	台湾	→						
粘膜隆起材 (TDM-641)	日本	→						
血管塞栓材 (TDM-631)	日本	→						
歯槽骨再建材 (TDM-711) (注)2	米国	→						

(注) 1 吸収性局所止血材

当社は、平成23年4月に臨床試験を終了し、平成23年5月に製造販売承認申請を行っており、同申請はPMDAにより審査中です。当社は、韓国・台湾においては、日本の前臨床試験データ及び臨床試験データを用いて安全性・有効性の確認を行うこと（ブリッジング）（*）を検討しています。ブリッジングが認められた場合は、比較的短期間での製造販売承認取得が想定されるものの、ブリッジングが認められない場合や各国当局において追加試験が求められる可能性もあるため、上記パイプライン開発の状況では該当部分を点線で表記してあります。

2 歯槽骨再建材

当社子会社は、平成22年9月に臨床試験開始に向けたIDE（*）申請をFDAに行っており、平成23年7月にIDEの承認を得たため臨床試験の準備を開始しております。

3 DDS領域

DDS領域は医薬品としての開発となり、当社単独での事業化ではなく大手製薬企業への技術供与（ライセンス）が中心となるため、上記パイプライン開発の状況からは除いております。

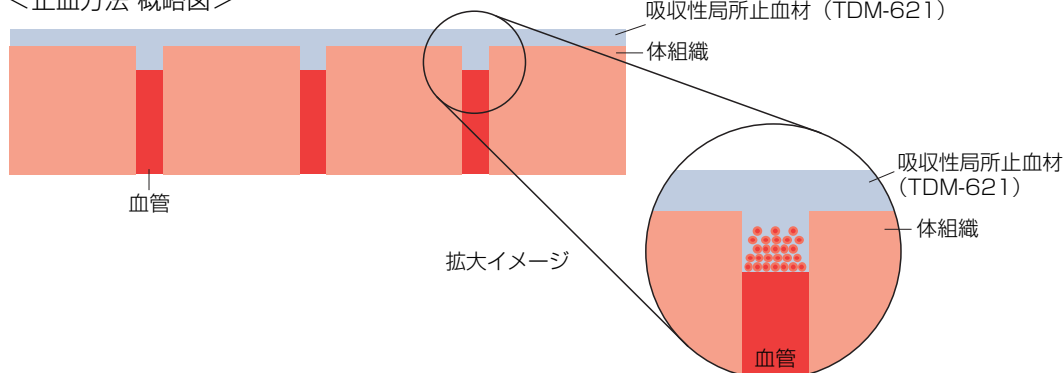
■ 吸収性局所止血材

当社は、自己組織化ペプチドであるRADA16を基に、出血部に塗布して用いる外科手術用の吸収性局所止血材（開発コード：TDM-621）（以下「TDM-621」という。）の開発を進めています。TDM-621は、血液等の体液と接触するとpHが中性化され、自己組織化してナノファイバーを形成しゲル化します。ゲルは体組織との接触面を隙間なく被覆し、被膜が形成されて表面皮膚膜及び血管浅部を物理的に閉鎖し、血管深部では血液凝固が生じることで止血されます。



▲TDM-621

<止血方法 概略図>



■ 粘膜隆起材

当社は、自己組織化ペプチドを基に、内視鏡手術による胃癌や食道癌等の粘膜切除術や粘膜下層剥離術において腫瘍部位の粘膜隆起を形成する内視鏡用粘膜下注入材（＊）（開発コード：TDM-641）（以下「TDM-641」という。）の研究開発を進めています。内視鏡用粘膜下注入材として開発しているのがTDM-641であり、血液等の体液と接触することで中性化しゲル化する特徴から、必要な隆起を形成するとともに、副次的には止血効果も有することが動物実験により確認されています。

■ 血管塞栓材

当社は、自己組織化ペプチドであるRADA16を基に、肝動脈塞栓術及び子宮動脈塞栓術における塞栓物として用いるための血管内塞栓促進用補綴材（＊）（開発コード：TDM-631）（以下「TDM-631」という。）の研究開発を進めています。TDM-631は、血液と接触するとゲル化するため、カテーテルから動脈内に注入されると血管内腔を塞ぐことが可能であり、当社は新たな塞栓物としてTDM-631の開発を進めています。

■ 歯槽骨再建材

当社グループは、歯周病による歯槽骨の退行で歯が脱落した場合等に、インプラント術前にインプラント固定に十分な骨量を確保するために行う歯槽骨再建術において、骨再生のための足場材となる製品（開発コード：TDM-711）（以下「TDM-711」という。）の開発を行っています。TDM-711は、骨量不足箇所に充填されると、かかる特性により足場材として骨再生を促進します。米国でのインプラント治療における歯槽骨再建術では、代替骨を用いる施術も少なくなく、自家骨（＊）や他家骨（＊）、人工骨を用いた再建術が行われていますが、当社グループは、他家骨や人工骨を用いた再建術において、その生着を高めるためにTDM-711を用いることも検討しています。

医療製品の開発プロセス

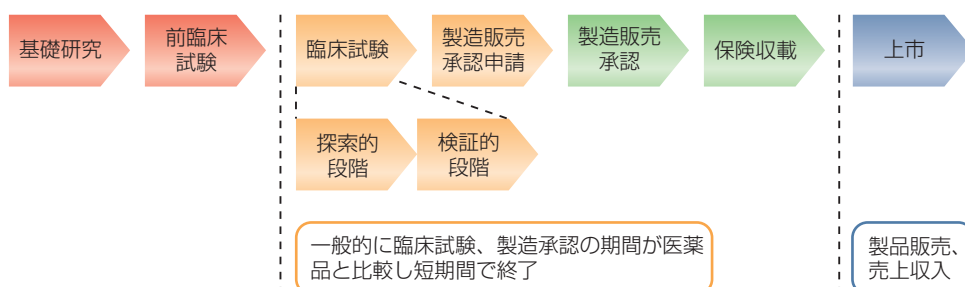
当社グループが自社による開発や製造販売承認取得を目指している医療製品は、医療機器に分類されます。

新たに医療機器や医薬品を開発する場合、その開発プロセスは、基礎研究、前臨床試験、臨床試験、製造販売承認申請という基本的な流れは共通ですが、医薬品の場合には臨床試験が多段階に設定されており、一般に試験を行うことが要求される対象例や症例数が多く、医薬品の開発プロセスは長期に亘ります。

医薬品の開発プロセスでは、臨床試験の試験相が第3相まで（第1相・第2相で少数の健常人や患者に対して投与し安全性や有効性の評価を行い、第3相で多数の患者に投与し、安全性や有効性の確認・実証を行う）に分かれるのに対し、当社が開発している医療機器では1つの相で比較的短期間に臨床試験が実施されます。

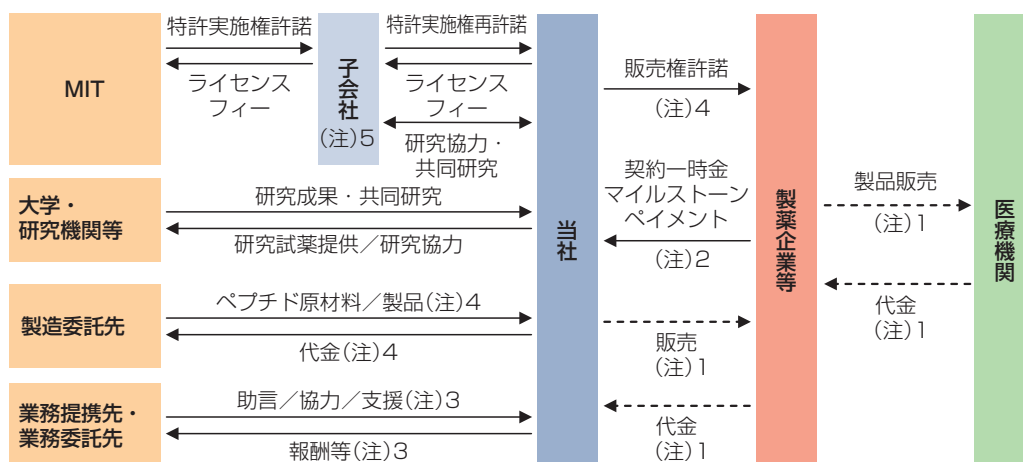
当社グループでは、現在、外科領域における吸収性局所止血材・粘膜隆起材・血管塞栓材、再生医療領域における歯槽骨再建材を医療機器として開発し、当社グループ自ら製造販売承認を取得します。主にDDS領域における自己組織化ペプチド薬剤の担体については、医薬品としての開発となる可能性が高いこと、また当社独自で薬剤や治療物質についての技術を取得するには時間を要することなどから、主に大手製薬企業への技術供与（ライセンス）を行うことでロイヤリティー等のライセンス収入の獲得を目指します。

当社の医療機器の研究開発プロセスの概要は以下のとおりです。



医療製品開発の事業体制

当社グループにおける基本的な医療製品事業の流れは以下のとおりです。



- (注) 1 破線の矢印部分は、製造販売承認が得られ、医療機器の販売を開始した場合に発生するものです。
- 2 契約一時金は提携契約締結時に収益となるものであり、マイルストーンペイメントは開発過程において提携契約に定める一定の段階を達成した場合に収益となるものです。
- 3 当社は、業務提携先からは、ペプチド原材料調達、製造技術、国内外の販売提携に関する助言／協力／支援を得ています。また、業務委託先とは受託臨床試験機関（以下「CRO」という。）や薬事アドバイザー等です。
- 4 当社は、日本、韓国及び台湾の製薬企業等と止血材製品の販売提携契約等を締結しています。当社は、扶桑薬品工業株式会社には日本における独占的販売権の許諾及び製造工程の一部委託を、Daewoong Pharmaceutical Co.,LTDには韓国における独占販売権の許諾を、Excelsior Medical Co., Ltd.には台湾における独占的開発・製造及び販売権の許諾をしております。
- 5 連結子会社である3-D Matrix,Inc.であります。

2. 業績等の推移

■ 主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期 第1四半期
決算年月	平成19年4月	平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月	平成23年4月	平成23年7月
事業収益 (千円)	-	-	-	401,589	158,320	400,000
経常利益又は経常損失(△) (千円)	-	-	-	△59,930	△509,634	204,271
当期純損失(△)又は 四半期純利益 (千円)	-	-	-	△60,903	△533,952	204,325
包括利益又は 四半期包括利益 (千円)	-	-	-	-	△528,026	205,803
純資産額 (千円)	-	-	-	1,167,138	1,149,938	1,357,957
総資産額 (千円)	-	-	-	1,197,953	1,199,050	1,397,303
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	137,634.22	120,159.45	354.67
1株当たり当期純損失金額(△) 又は1株当たり四半期純利益金額 (円)	-	-	-	△7,870.64	△58,896.13	53.88
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	-	97.4	95.0	96.3
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-	15.2
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	△27,674	△443,762	-
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	△12,579	△17,741	-
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	573,186	498,250	-
現金及び現金同等物 の期末(四半期末) (千円) 残高	-	-	-	543,872	589,084	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	- [-]	- [-]	- [-]	14 [0]	20 [0]	20 [0]

(注) 1 第6期から連結財務諸表を作成しております。

2 事業収益には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の在り高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

5 第6期から第7期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

6 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

7 前連結会計年度(第6期)及び当連結会計年度(第7期)の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽ASG有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、第8期第1四半期の四半期連結財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽ASG有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

8 当社は平成23年7月26日付で株式1株につき100株、平成23年8月30日付で株式1株につき4株の株式分割を行っております。そこで、株式会社大阪証券取引所の引受担当者宛通知「『上場申請のための有価証券報告書』の作成上の留意点について」(平成20年4月9日付大証上場第22号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりであります。

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成19年4月	平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月	平成23年4月
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	344.09	300.40
1株当たり 当期純損失金額(△) (円)	-	-	-	△19.68	△147.24
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成19年4月	平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月	平成23年4月
事業収益 (千円)	1,142	10,337	9,868	401,589	158,320
経常損失(△) (千円)	△187,164	△222,000	△259,404	△4,682	△451,441
当期純損失(△) (千円)	△187,454	△223,048	△296,039	△5,654	△475,370
資本金 (千円)	359,700	809,300	821,700	1,109,300	1,359,300
発行済株式総数 (株)	4,732	6,980	7,042	8,480	9,480
純資産額 (千円)	281,703	957,854	686,614	1,256,159	1,291,616
総資産額 (千円)	304,417	985,993	732,625	1,284,917	1,340,116
1株当たり純資産額 (円)	59,531.50	137,228.40	97,502.78	148,132.05	135,104.41
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり 当期純損失金額(△) (円)	△39,614.26	△39,414.89	△42,400.40	△730.78	△52,434.37
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	92.5	97.1	93.7	97.8	95.6
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	7 〔1〕	6 〔2〕	9 〔0〕	12 〔0〕	18 〔0〕

(注) 1 事業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3 自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

4 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

5 配当性向については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

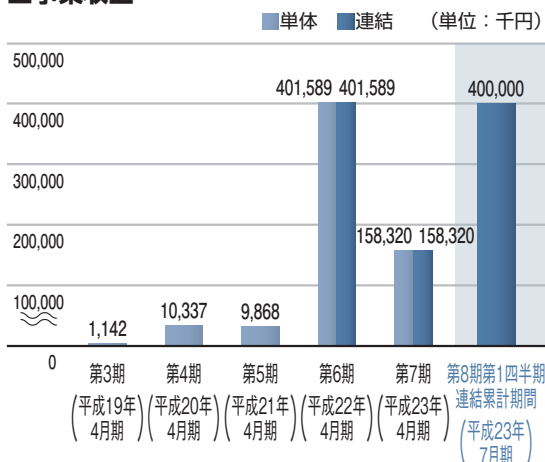
6 前事業年度（第6期）及び当事業年度（第7期）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽ASG有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第3期、第4期及び第5期の財務諸表については、監査を受けておりません。

7 当社は平成23年7月26日付で株式1株につき100株、平成23年8月30日付で株式1株につき4株の株式分割を行っております。そこで、株式会社大阪証券取引所の引受担当者宛通知「『上場申請のための有価証券報告書』の作成上の留意点について」（平成20年4月9日付大証上場第22号）に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりであります。

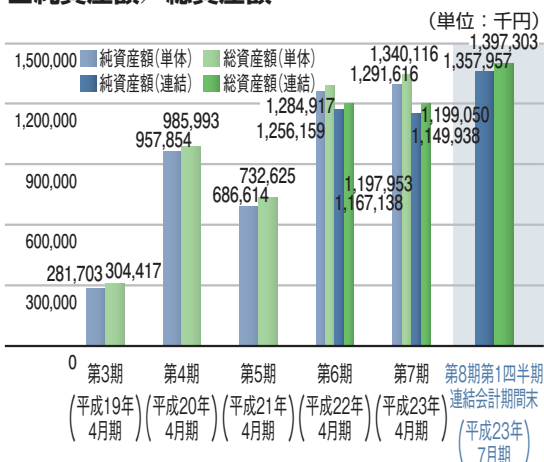
なお、第3期、第4期及び第5期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については太陽ASG有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成19年4月	平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月	平成23年4月
1株当たり純資産額 (円)	148.83	343.07	243.76	370.33	337.76
1株当たり 当期純損失金額(△) (円)	△99.04	△98.54	△106.00	△1.83	△131.08
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

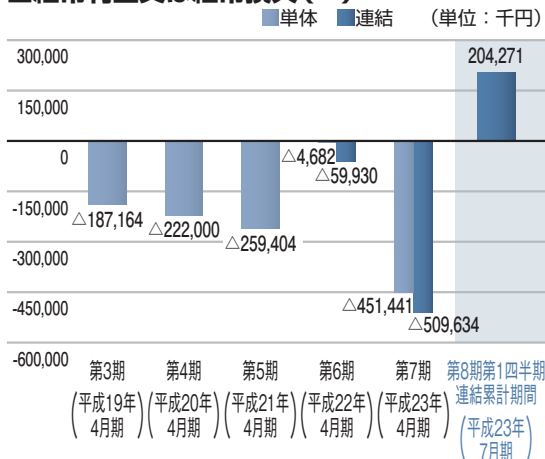
■事業収益



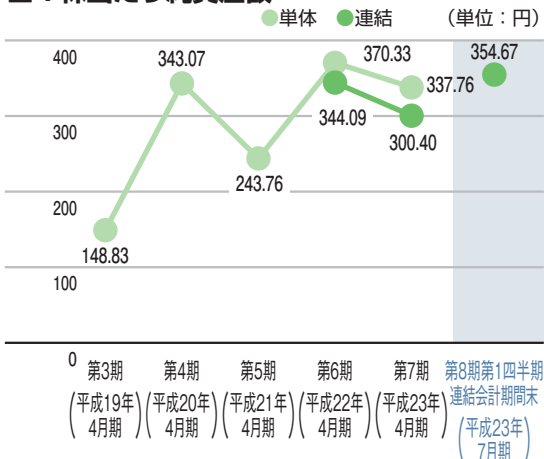
■純資産額／総資産額



■経常利益又は経常損失(△)

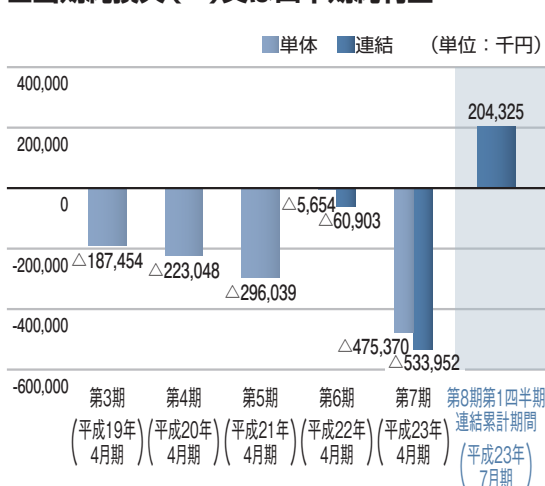


■1株当たり純資産額

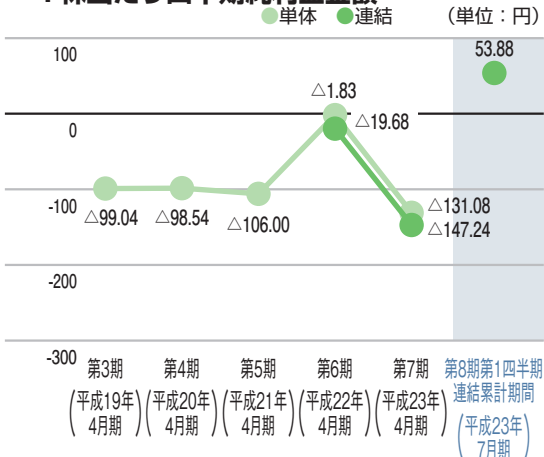


(注) 当社は平成23年7月26日付で株式1株につき100株、平成23年8月30日付で株式1株につき4株の株式分割を行っております。上記では、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の数値を記載しております。

■当期純損失(△)又は四半期純利益



■1株当たり当期純損失金額(△)又は1株当たり四半期純利益金額



(注) 当社は平成23年7月26日付で株式1株につき100株、平成23年8月30日付で株式1株につき4株の株式分割を行っております。上記では、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の数値を記載しております。

目次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	9
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	10
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	11
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	12
第二部 【企業情報】	14
第1 【企業の概況】	14
1 【主要な経営指標等の推移】	14
2 【沿革】	18
3 【事業の内容】	19
4 【関係会社の状況】	31
5 【従業員の状況】	31
第2 【事業の状況】	32
1 【業績等の概要】	32
2 【生産、受注及び販売の状況】	34
3 【対処すべき課題】	35
4 【事業等のリスク】	37
5 【経営上の重要な契約等】	44
6 【研究開発活動】	47
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	49
第3 【設備の状況】	51
1 【設備投資等の概要】	51
2 【主要な設備の状況】	51
3 【設備の新設、除却等の計画】	52

第4	【提出会社の状況】	53
1	【株式等の状況】	53
2	【自己株式の取得等の状況】	74
3	【配当政策】	74
4	【株価の推移】	74
5	【役員の状況】	75
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	77
第5	【経理の状況】	82
1	【連結財務諸表等】	83
2	【財務諸表等】	121
第6	【提出会社の株式事務の概要】	136
第7	【提出会社の参考情報】	137
1	【提出会社の親会社等の情報】	137
2	【その他の参考情報】	137
第四部	【株式公開情報】	138
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	138
第2	【第三者割当等の概況】	139
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	139
2	【取得者の概況】	143
3	【取得者の株式等の移動状況】	148
第3	【株主の状況】	149

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書		
【提出先】	関東財務局長		
【提出日】	平成23年 9 月16日		
【会社名】	株式会社スリー・ディー・マトリックス		
【英訳名】	3-D Matrix, Ltd.		
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高村 健太郎		
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町三丁目 2 番 4 号		
【電話番号】	03-3511-3440		
【事務連絡者氏名】	取締役 岡田 淳		
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町三丁目 2 番 4 号		
【電話番号】	03-3511-3440		
【事務連絡者氏名】	取締役 岡田 淳		
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式		
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額		
	ブックビルディング方式による募集		1, 249, 500, 000円
	売出金額		
	(引受人の買取引受による売出し)		
	ブックビルディング方式による売出し		2, 411, 640, 000円
	(オーバーアロットメントによる売出し)		
	ブックビルディング方式による売出し		420, 000, 000円
	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。		
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。		

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	700,000(注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。1単元の株式数は100株となっております。

(注) 1 平成23年9月16日(金)開催の取締役会決議によっております。

2 発行数については、平成23年10月5日(水)開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)並びに後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による当社普通株式の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)に伴い、その需要状況を勘案し、200,000株を上限として、SMB C日興証券株式会社が当社株主である永野恵嗣(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出しについて」をご参照下さい。

これに関連して、当社は、平成23年9月16日(金)開催の取締役会において、本募集とは別に、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式200,000株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照下さい。

4 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップ条項が付されておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。

5 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

平成23年10月14日（金）に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成23年10月5日（水）開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第3条の2に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	700,000	1,249,500,000	624,750,000
計(総発行株式)	700,000	1,249,500,000	624,750,000

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、平成23年9月16日（金）開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成23年10月14日（金）に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
- 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,100円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は1,470,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成23年10月17日(月) 至 平成23年10月19日(水)	未定 (注) 4	平成23年10月23日(日)

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成23年10月5日(水)に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成23年10月14日(金)に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成23年10月5日(水)開催予定の取締役会において決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成23年10月14日(金)に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とし、平成23年10月14日(金)に決定する予定であります。

4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 株式受渡期日は、平成23年10月24日(月)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。))の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7 申込みに関し、平成23年10月6日(木)から平成23年10月13日(木)までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「JASDAQにおける有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規程等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 小石川支店	東京都文京区小石川一丁目15番17号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社 みずほ証券株式会社 いちよし証券株式会社 エース証券株式会社 岡三証券株式会社 株式会社 S B I 証券 藍澤証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号 大阪市中央区本町二丁目6番11号 東京都中央区日本橋一丁目17番6号 東京都港区六本木一丁目6番1号 東京都中央区日本橋一丁目20番3号	未定	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成23年10月23日(日)までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	700,000	—

(注) 1 各引受人の引受株式数は、平成23年10月5日(水)開催予定の取締役会において決定する予定であります。

2 上記引受人と発行価格決定日(平成23年10月14日(金))に元引受契約を締結する予定であります。

3 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1, 470, 000, 000	25, 000, 000	1, 445, 000, 000

- (注) 1 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2, 100円)を基礎として算出した見込額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額1, 445, 000千円については、当社の医療製品開発（注）の研究開発資金に1, 345, 000千円を充当し、当社の医療製品開発及び製品製造に係る設備投資資金として100, 000千円を充当する予定であります。また、具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりであります。

なお、実際の充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく予定です。

(注) 自己組織化ペプチド技術を基盤技術として外科領域・再生医療領域・DDS領域において医療機器及び医薬品の研究開発を行う事業です。

(単位：千円)

具体的な使途	金額	支出予定時期
医療製品開発に係る研究開発資金	1, 345, 000	
外科領域・再生領域・DDS領域の研究開発資金		
＜内訳＞		
1. 各開発パイプラインの治験開始までの前臨床試験費 (安全性・安定性・有効性データ取得のための各種試験等)	291, 000	平成23年11月～平成26年4月
2. 各開発パイプラインの臨床試験を実施するための医療機関治験施設への各種支払・申請費用	379, 000	平成23年11月～平成27年4月
3. 各試験に使用するペプチド製剤費用・治験に使用するペプチド製造費用等	396, 000	平成23年11月～平成26年4月
4. 研究開発を実施するために要する人件費等	279, 000	平成23年11月～平成26年4月
医療製品開発及び製品製造に係る設備投資資金	100, 000	
＜内訳＞		
1. 吸収性局所止血材製品用のシリンジ金型設備	40, 000	平成24年5月～平成25年5月
2. 研究開発における社内研究向上に向けた試験検査設備	60, 000	平成24年5月～平成26年4月
合計	1, 445, 000	—

- (注) 1 本募集とともに平成23年9月16日付をもって取締役会で決議された本第三者割当増資による手取概算額上限418, 500千円については、当社の医療製品開発の研究開発資金に充当する予定であります。
- 2 設備投資資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成23年10月14日（金）に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	1, 148, 400	2, 411, 640, 000	The Corporation Trust Company Corporation Trust Center 1209 Orange Street, Wilmington, Delaware 19801, USA 3DM Investment, LLC 277, 000株 東京都千代田区麹町三丁目3番地8 安田企業投資4号投資事業有限責任組合 150, 000株 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 T E I 1号投資事業有限責任組合85, 000株 東京都板橋区小豆沢二丁目20番10号 株式会社アイル 60, 000株 1209 Orange Street, Wilmington, Delaware 19801, USA New Media Japan, Inc. 60, 000株 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 JAIC-中小企業グローバル支援投資事業有 限責任組合 50, 000株 東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 40, 000株 京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水 町659番地 F V C グロース投資事業有限責任組合 40, 000株 大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号 バイオ・サイト・インキュベーション一号 投資事業有限責任組合 40, 000株 京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水 町659番地 フューチャー7号投資事業有限責任組合 40, 000株 愛知県名古屋市中区千代田二丁目16番30号 株式会社八神製作所 40, 000株 東京都足立区綾瀬一丁目6番13号 スリー・ディー・マトリックス・ジャパン 1号投資事業組合 36, 400株 東京都港区芝大門二丁目5番5号 エムスリー株式会社 32, 000株

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
				東京都渋谷区広尾二丁目6番18号 奥山スリーディーマトリックス1号投資事業組合 32,000株 東京都港区芝二丁目31番19号 投資事業組合NFP-AF1号 32,000株 Campbell Corporate Services Limited 4F, Scotia Centre, P.O.Box 268, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands TAIB-JAIC Asian Balanced Private Equity Fund 25,000株 東京都港区新橋二丁目16番1号 有限会社テクノサイエンス 24,000株 東京都渋谷区広尾三丁目14番17号 株式会社広尾企画 21,000株 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 ジャフコ・産学バイオインキュベーション 投資事業有限責任組合 20,000株 東京都中央区日本橋一丁目20番3号 アイザワ・ベンチャー1号投資事業有限責任組合 10,000株 北海道札幌市北区北七条西二丁目20番地 ホワイトスノー第二号投資事業有限責任組合 10,000株 東京都千代田区麹町三丁目3番地8 明治キャピタル7号投資事業組合10,000株 愛知県名古屋市中区錦三丁目130番地 野々川物産株式会社 8,000株 愛知県名古屋市中区錦三丁目7番9号 株式会社サンフイルド 6,000株
計(総売出株式)	—	1,148,400	2,411,640,000	—

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の上場前公募等規則により規定されております。
- 2 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 3 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 4 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、200,000株を上限として、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出しについて」をご参照下さい。
- 5 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップ条項が付されておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 6 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
- 7 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,100円)で算出した見込額であります。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出 価格 (円)	引受 価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成23年 10月17日(月) 至 平成23年 10月19日(水)	100	未定 (注) 2	引受人及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の本店及 び全国各支店	東京都千代田区丸の内三丁目3番 1号 S M B C 日興証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。
- 2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 3 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成23年10月14日(金))に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
- 4 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
- 5 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 上記引受人の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による 売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によら ない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	200,000	420,000,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番 1号 S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	200,000	420,000,000	—

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる、S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出しについて」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
- 4 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
- 6 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,100円)で算出した見込額であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 平成23年 10月17日(月) 至 平成23年 10月19日(水)	100	未定 (注) 1	S M B C 日興 証券株式会社 及びその委託 販売先金融商 品取引業者の 本店及び全国 各支店	—	—

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 2 売出しに必要な条件については、売出価格決定日（平成23年10月14日（金））に決定する予定であります。
- 3 S M B C 日興証券株式会社の販売方針は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。
- 4 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
- 5 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 大阪証券取引所 J A S D A Q (グロース) への上場について

当社は前記「第1 募集要項」における新規発行株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、S M B C 日興証券株式会社を主幹事会社として大阪証券取引所 J A S D A Q (グロース) への上場を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出しについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、200,000株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事である S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社は S M B C 日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限に、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシュエアプション」という。）を、平成23年11月18日（金）を行使期限として付与します。

S M B C 日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から平成23年11月18日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上限株式数の範囲内で株式会社大阪証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C 日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

S M B C 日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエアプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

S M B C 日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、S M B C 日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成23年10月14日（金）に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C 日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、S M B C 日興証券株式会社はグリーンシュエアプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社大阪証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出しについて」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成23年9月16日（金）開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりです。

(1)	募集株式の数	当社普通株式200,000株
(2)	払込金額	未定。（本募集による新株式発行における払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする。）
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格（注）に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
(4)	払込期日	平成23年11月24日（木）

（注） 割当価格は、1株につき本募集における新株式の引受価額と同一とし、平成23年10月14日（金）に決定します。

4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人である永野恵嗣、売出人である3DM Investment, LLC、安田企業投資4号投資事業有限責任組合、TEI1号投資事業有限責任組合、株式会社アイル、New Media Japan, Inc.、JAIC-中小企業グローバル支援投資事業有限責任組合、株式会社八神製作所、スリー・ディー・マトリックス・ジャパン1号投資事業組合、エムスリー株式会社、TAIB-JAIC Asian Balanced Private Equity Fund、有限会社テクノサイエンス、株式会社広尾企画、ジャフコ・産学バイオインキュベーション投資事業有限責任組合、アイザワ・ベンチャー1号投資事業有限責任組合及び明治キャピタル7号投資事業組合、並びに当社取締役である高村健太郎及び岡田淳、並びに当社株主である伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社、バイオ・サイト・インキュベーション2号投資事業有限責任組合、日本メナード化粧品株式会社、株式会社伸和、野々川純一、JPE Future I L.P.及びデジタル・コンバージェンス投資事業有限責任組合は、SMB C日興証券株式会社（主幹会社）に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり本募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日（上場（売買開始）日）から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、主幹会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社株式（潜在株式を含む。）を売却等しない旨を約束しております。

また、当社は、主幹会社との間で、ロックアップ期間中は、主幹会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストック・オプション等に関わる発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

第二部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期
決算年月	平成19年 4 月	平成20年 4 月	平成21年 4 月	平成22年 4 月	平成23年 4 月
事業収益 (千円)	—	—	—	401, 589	158, 320
経常損失 (△) (千円)	—	—	—	△59, 930	△509, 634
当期純損失 (△) (千円)	—	—	—	△60, 903	△533, 952
包括利益 (千円)	—	—	—	—	△528, 026
純資産額 (千円)	—	—	—	1, 167, 138	1, 149, 938
総資産額 (千円)	—	—	—	1, 197, 953	1, 199, 050
1 株当たり純資産額 (円)	—	—	—	137, 634. 22	120, 159. 45
1 株当たり当期純損失金額 (△) (円)	—	—	—	△7, 870. 64	△58, 896. 13
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	—	97. 4	95. 0
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△27, 674	△433, 762
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△12, 579	△17, 741
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	573, 186	498, 250
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	543, 872	589, 084
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	— 〔—〕	— 〔—〕	— 〔—〕	14 〔 0 〕	20 〔 0 〕

- (注) 1 第 6 期から連結財務諸表を作成しております。
2 事業収益には、消費税等は含まれておりません。
3 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4 自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
5 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6 前連結会計年度(第 6 期)及び当連結会計年度(第 7 期)の連結財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、太陽 A S G 有限責任監査法人により監査を受けております。

- 7 当社は平成23年7月26日付で株式1株につき100株、平成23年8月30日付で株式1株につき4株の株式分割を行っております。そこで、株式会社大阪証券取引所の引受担当者宛通知「『上場申請のための有価証券報告書』の作成上の留意点について」（平成20年4月9日付大証上場第22号）に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりであります。

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成19年4月	平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月	平成23年4月
1株当たり純資産額 (円)	—	—	—	344.09	300.40
1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	—	—	—	△19.68	△147.24
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成19年4月	平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月	平成23年4月
事業収益 (千円)	1,142	10,337	9,868	401,589	158,320
経常損失 (△) (千円)	△187,164	△222,000	△259,404	△4,682	△451,441
当期純損失 (△) (千円)	△187,454	△223,048	△296,039	△5,654	△475,370
資本金 (千円)	359,700	809,300	821,700	1,109,300	1,359,300
発行済株式総数 (株)	4,732	6,980	7,042	8,480	9,480
純資産額 (千円)	281,703	957,854	686,614	1,256,159	1,291,616
総資産額 (千円)	304,417	985,993	732,625	1,284,917	1,340,116
1株当たり純資産額 (円)	59,531.50	137,228.40	97,502.78	148,132.05	135,104.41
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純損失 金額 (△) (円)	△39,614.26	△39,414.89	△42,400.40	△730.78	△52,434.37
潜在株式調整後1株当 り当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	92.5	97.1	93.7	97.8	95.6
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 〔外、平均臨時雇用者 数〕 (名)	7 〔1〕	6 〔2〕	9 〔0〕	12 〔0〕	18 〔0〕

- (注) 1 事業収益には、消費税等は含まれておりません。
- 2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 3 自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
- 4 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
- 5 配当性向については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
- 6 前事業年度(第6期)及び当事業年度(第7期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽A S G 有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第3期、第4期及び第5期の財務諸表については、監査を受けておりません。
- 7 当社は平成23年7月26日付で株式1株につき100株、平成23年8月30日付で株式1株につき4株の株式分割を行っております。そこで、株式会社大阪証券取引所の引受担当者宛通知「『上場申請のための有価証券報告書』の作成上の留意点について」(平成20年4月9日付大証上場第22号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりであります。
- なお、第3期、第4期及び第5期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については太陽A S G 有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期
決算年月	平成19年 4 月	平成20年 4 月	平成21年 4 月	平成22年 4 月	平成23年 4 月
1 株当たり純資産額 (円)	148. 83	343. 07	243. 76	370. 33	337. 76
1 株当たり当期純損失 金額 (△) (円)	△99. 04	△98. 54	△106. 00	△1. 83	△131. 08
潜在株式調整後 1 株当 り当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2【沿革】

当社は、米国Massachusetts Institute of Technology（マサチューセッツ工科大学、以下「MIT」という。）のShuguang Zhang博士の発明による自己組織化ペプチド技術による医療機器の開発・製造・販売を目的として、平成16年5月に設立されました。それに先立って、米国3-D Matrix, Inc.（現連結子会社、以下「子会社」ということがある。）が、MIT発のバイオベンチャーとして平成13年に設立され、本技術の事業化を目指してMITから本技術に関する特許の専用実施権を得ております。当社は設立後の平成16年10月に米国3-D Matrix, Inc.（現連結子会社）との間でLICENSE AND SUPPLY AGREEMENTを締結し、本技術に関する特許の実施権の再許諾を受けております。その後、平成19年10月に米国3-D Matrix, Inc.を当社の完全子会社としております。

また、当社は、本技術を応用したパイプラインの探索・研究を行ってまいりましたが、研究試薬としてPuraMatrix製品の販売を開始し、吸収性局所止血材をはじめとした各パイプラインの製品化に具体的に取り組むに至っております。

なお、以下本書において使用される専門用語につきましては、（*）印を付けて「第1 企業の概況 3 事業の内容」の末尾に用語解説をしております。

年月	事項
平成13年5月	MIT発のバイオベンチャーとして米国において3-D Matrix, Inc.（現連結子会社）設立
平成15年4月	米国3-D Matrix, Inc.（現連結子会社）が、自己組織化ペプチド（*）に係る特許権を保有しているMITとの間で、その専用実施権（再許諾権付）の許諾を受けるライセンス契約「Exclusive Patent License Agreement」を締結
平成16年5月	自己組織化ペプチド技術の日本における事業化を目的として東京都千代田区三番町に㈱スリー・ディー・マトリックス・ジャパンを設立
平成16年10月	米国3-D Matrix, Inc.（現連結子会社）との間で、自己組織化ペプチドに係る特許の実施権の再許諾を受ける「LICENSE AND SUPPLY AGREEMENT」を締結（注）
平成16年10月	米国3-D Matrix, Inc.（現連結子会社）が研究機関等と締結した研究試薬無償供給契約を当社と当該研究機関等との間の契約に移管し、PuraMatrix製品（*）の無償供給を開始
平成17年4月	本社を東京都千代田区麹町に移転
平成19年10月	米国3-D Matrix, Inc.を子会社化
平成20年2月	Becton, Dickinson and Companyと「SUPPLY AGREEMENT」を締結し、研究試薬用途におけるPuraMatrix製品（RADA16）の全世界における独占販売権を許諾
平成20年3月	商号を㈱スリー・ディー・マトリックスに変更
平成20年10月	自己組織化ペプチドの吸収性局所止血材としての適用方法に関して特許出願
平成21年4月	伊藤忠ケミカルフロンティア㈱とペプチド原材料の調達、製品製造の業務委託先選定、販売提携先選定の助言、協力、支援等について「業務提携契約」を締結
平成21年7月	扶桑薬品工業㈱と「独占販売権許諾契約書」を締結し、吸収性局所止血材の国内における独占販売権を許諾
平成21年8月	吸収性局所止血材の治験計画届出書を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）に提出
平成22年1月	吸収性局所止血材の臨床試験（*）を開始
平成22年8月	第一種医療機器製造販売業許可を取得（東京都、許可番号：13B1X10105）
平成22年9月	米国3-D Matrix, Inc.が歯槽骨再建材のIDE（*）を米国食品医薬品局（以下「FDA」という。）に提出
	韓国Daewoong Pharmaceutical Co.LTDと「PARTNERSHIP AGREEMENT」を締結し、吸収性局所止血材の韓国における独占販売権を許諾
	台湾Excelsior Medical Co.,Ltd.と「LICENSE AGREEMENT」を締結し、吸収性局所止血材の台湾における独占的開発・製造及び販売権を許諾
平成23年5月	扶桑薬品工業㈱と吸収性局所止血材の製造委託契約を締結
	吸収性局所止血材の治験終了届をPMDAに提出
	吸収性局所止血材の製造販売承認申請をPMDAに提出
平成23年7月	米国3-D Matrix, Inc.が、歯槽骨再建材について、FDAからIDEの承認を取得

（注）当社及び米国3-D Matrix, Inc.は、平成19年10月の米国3-D Matrix, Inc.の当社子会社化に伴い、平成21年4月に当該契約について必要な改訂を行っております。

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社である3-D Matrix, Inc. で構成され、M I Tより自己組織化ペプチド技術に係る特許の専用実施権の許諾を受けて、同技術を用いた製品の研究開発・製造・販売を実施することを目的とした医療製品事業を行っております。

当社グループは、医療製品事業の単一セグメントであり、医療製品開発・研究試薬販売で構成されております。その内容は以下のとおりです。

(医療製品事業の構成)

区分	内容
医療製品開発	自己組織化ペプチド技術を基盤技術として外科領域・再生医療領域・DDS（*）領域において医療機器及び医薬品の研究開発を行う事業です。 主要な開発パイプラインとしては、外科領域では吸収性局所止血材、粘膜隆起材、血管塞栓材を有しており、再生医療領域では歯槽骨再建材を有しています。 なお、吸収性局所止血材については日本で医療機器として製造販売承認申請をしており、これまでに販売提携先から契約一時金（*）及びマイルストーンペイメント（*）を得ていますが、その他は事業収益の計上には至っておりません。
研究試薬販売	自己組織化ペプチドのPuraMatrix製品を米国のBecton, Dickinson and Companyを通じて研究試薬用途での販売を行っています。同製品は、国内外の大学・研究機関等における自己組織化ペプチドを用いた様々な医療分野の応用研究に用いられております。

(1) 自己組織化ペプチド技術の特徴

当社グループの基盤技術となっている自己組織化ペプチドのうち第一世代の製品であるPuraMatrix製品（RADA16）は、体を構成するアミノ酸（*）であるアルギニン（R）（*）、アラニン（A）（*）、アスパラギン酸（D）（*）からなる（RADA）の繰り返し配列である16残基のペプチド（*）であり、このペプチドを溶解した水溶液はpH（*）が酸性から中性になると速やかにゲル化（*）する性質を有しています。具体的には分子同士を繊維状に結合（自己組織化）してナノファイバーを形成し、そのナノファイバーが絡み合うことでゲル化します。形成されたゲルは生体内で細胞が培養される環境に近く、コラーゲン等の細胞外マトリックス（*）に似た網目構造をしています。

自己組織化ペプチドは、原材料に生物由来品を含まず化学合成により生産されることから、生物由来品から生じるウィルス等の感染や未知の成分の混入の可能性がないため安全性が高く、ほぼ均一の品質で大量生産が可能な点が特長として挙げられます。自己組織化ペプチドは、これまでに実施したADME試験（*）において、特定の臓器に蓄積されることなく、生体内のタンパク質と同様にタンパク質分解酵素（*）により分解され、30日程度で体外に排出されることが確認されています。

(2) 医療製品事業の内容

① 医療製品開発

医療製品開発は、自己組織化ペプチド技術を基盤技術として外科領域、再生医療領域、DDS領域において医療機器及び医薬品の開発を行う事業です。

主要な開発パイプラインとしては、外科領域では吸収性局所止血材・粘膜隆起材・血管塞栓材、再生医療領域では歯槽骨再建材があります。当社グループは、そのいずれについても、医療機器として自ら開発を行い製造販売承認を取得する方針であり、販売については国内外の提携先に独占販売権を許諾することとしておりますが、国外では、薬事規制、市場動向、当社グループのリソース等を勘案して現地企業等と提携することでの製品化も実施していく方針です。また、当社グループは、再生医療領域では細胞再生の足場材（*）として骨再生や心筋再生を促進する研究を行っており、今後製品化に向けた開発も行っております。DDS領域では、自己組織化ペプチドを薬剤の担体（*）とし、各薬剤と組み合わせた製品化に向け取り組んでおりますが、医薬品としての開発可能性が高く当社独自で薬剤や治療物質について技術を取得するには時間を要することからも、製薬会社等に技術供与（ライセンス）を行うことによりロイヤリティー等のライセンス収入の獲得を目指してまいります。

その他当社では、大学等の研究機関とのMTA契約（*）に基づく共同研究によって、自己組織化ペプチドをベースとした応用技術の獲得に取り組んでいます。

A 各領域及び各パイプラインの概要

(A) 外科領域

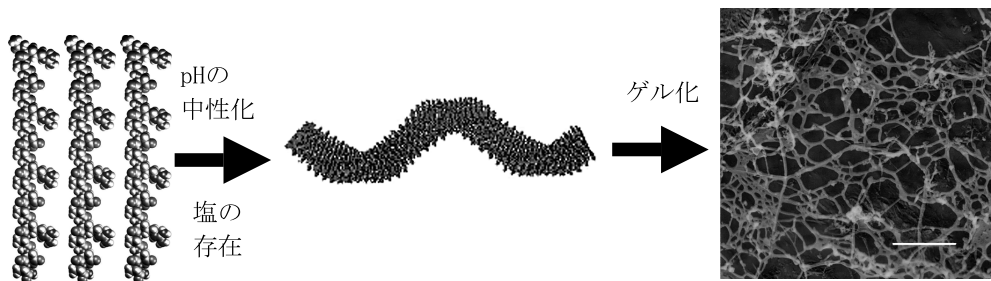
当社は、外科領域において、吸収性局所止血材、粘膜隆起材、血管塞栓材の開発パイプラインを有しています。

a) 吸収性局所止血材

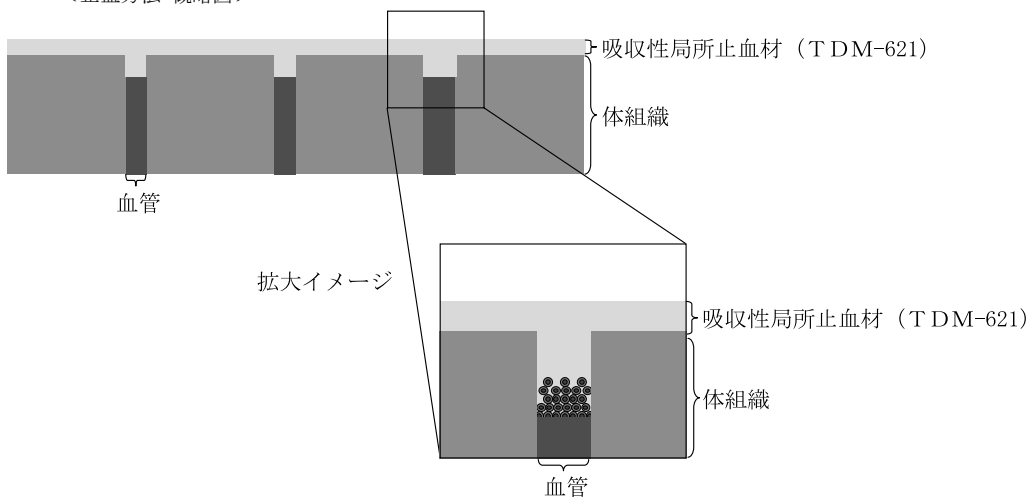
当社は、自己組織化ペプチドであるRADA16を基に、出血部に塗布して用いる外科手術用の吸収性局所止血材（開発コード：TDM-621）（以下「TDM-621」という。）の開発を進めています。TDM-621は、血液等の体液と接触するとpHが中性化され、自己組織化してナノファイバーを形成しゲル化します。ゲルは体組織との接触面を隙間なく被覆し、被膜が形成されて表面皮膜及び血管浅部を物理的に閉鎖し、血管深部では血液凝固が生じることで止血されます。

<自己組織化ペプチドのゲル化形成>

自己組織化前のペプチド分子



<止血方法 概略図>



TDM-621は、ペプチド水溶液をシリンジに無菌充填したプレフィルドシリンジ（＊）形態で、ピロー包装（＊）されたものを予定しているため、手術現場では、パックを開封してすぐに使用することが可能であること、使用前の調製の必要がないなど適用量が調整しやすく操作性に優れていることといった特長を有しています。また、澄明な液体形状であることから術野を妨げることがなく、カテーテルや組織の狭部への適用も容易です。

既存の止血剤製品群（＊）は、糊状・シート状・粉末状等の形状がありますが、主として糊のように機能して接着することにより止血効果を得るものであるのに対し、TDM-621は物理的に表面皮膜及び血管浅部を閉鎖して止血するものであるため、既存製品と異なり接着による待ち時間、圧迫による圧着時間を短縮することが可能です。また、既存製品は、一度組織に接着すると除去が困難であるのに対し、TDM-621は、余剰部分を生理食塩水により洗い流すことで容易に除去することができ、既存製品の多くは、フィブリノゲン（＊）等の人や動物の血液から生成され、又は動物の皮膚から生成したコラーゲン等を原材料としており、生物由来の材料を含むため、ウィルス感染等のリスクは完全には否定できないのに対し、TDM-621は、生体内に存在するアミノ酸を化学的に合成したもので生物由来品を含まないため、生物由来品から生じるウィルス等の感染や未知の成分の混入によるリスクがありません。生物由来品は、医療現場においては、① 患者（又はその家族）への適切な説明、② 使用記録の作成と保管、③ 感染症等情報の報告等における管理体制の厳格化が要請されることから、より安全性の高い製品が期待される状況となっており、TDM-621は患者と医師の負担・リスク軽減に貢献できるものと考えられます。

（研究開発の状況）

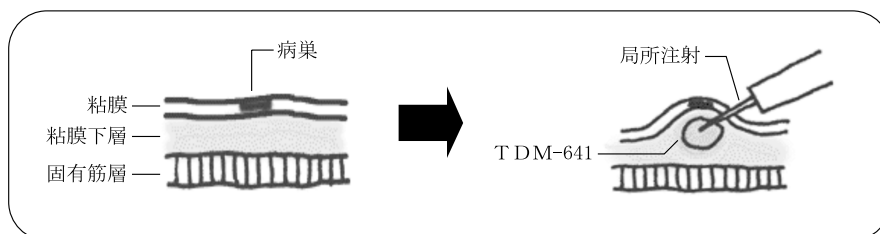
当社は、TDM-621の日本での製造販売承認申請に向けて、平成22年1月より臨床試験を開始し、冠動脈バイパス術（＊）及び人工血管置換術（＊）等における血管吻合部の間隙からの滲出性出血（＊）、肝臓切除術における肝切除創面からの滲出性出血、上部消化管の内視鏡的粘膜切除術（＊）及び内視鏡的粘膜下層剥離術（＊）における粘膜切除部及び粘膜下層剥離部からの滲出性出血を対象とした全97症例の臨床試験を平成23年4月までに終了しております。TDM-621は、かかる臨床試験において有効な止血効果が総じて認められ、かつ術後5～7日後の検査においても問題は見受けられませんでした。このような臨床試験の結果を受けて、当社は、平成23年5月にPMDAに対してTDM-621の製造販売承認申請を行いました。

また、当社は、今後TDM-621のアジア地域での製品化及び販売を計画しており、平成22年9月17日付で、韓国Daewoong Pharmaceutical Co. LTDとPARTNERSHIP AGREEMENTを、台湾Excelsior Medical Co., Ltd. とLICENSE AGREEMENTを締結しております。当社は、今後、日本での前臨床試験（＊）及び臨床試験の結果について韓国・台湾でのブリッジング（＊）の可否を検討し、TDM-621の製品化を目指していく方針です。

b) 粘膜隆起材

当社は、自己組織化ペプチドを基に、内視鏡手術による胃癌や食道癌等の粘膜切除術や粘膜下層剥離術において腫瘍部位の粘膜隆起を形成する内視鏡用粘膜下注入材（＊）（開発コード：TDM-641）（以下「TDM-641」という。）の研究開発を進めています。胃や食道等の早期癌治療において行われる内視鏡による粘膜切除術や粘膜下層剥離術では、粘膜下層に生理食塩水や内視鏡用粘膜下注入材を病変部の粘膜下層に注入し、病変部を隆起させ、隆起させた根元部分に細いワイヤーをかけて締めたうえで高周波を流して焼き切り（内視鏡的粘膜切除術）、又は隆起させた病変部を粘膜下層の深さで電気メスにより引き剥がし（内視鏡的粘膜下層剥離術）、病変部を取り除きます。この病変部を隆起させるために用いられる内視鏡用粘膜下注入材として開発しているのがTDM-641であり、血液等の体液と接触することで中性化しゲル化する特徴から、必要な隆起を形成するとともに、副次的には止血効果も有することが動物実験により確認されています。

<粘膜隆起方法 概略図>



(研究開発の状況)

TDM-641は、TDM-621と濃度は異なるものの同一の自己組織化ペプチドであるRAD A16を原材料としているため、TDM-621において確認された安全性試験の結果を援用できるものと考えられます。また当社は、臨床試験に向けて、TDM-641の安全性を確認するのに必要な追加確認の準備を行っています。

c) 血管塞栓材

当社は、自己組織化ペプチドであるRAD A16を基に、肝動脈塞栓術及び子宮動脈塞栓術における塞栓物として用いるための血管内塞栓促進用補綴材(*) (開発コード：TDM-631) (以下「TDM-631」という。)の研究開発を進めています。肝臓癌や子宮筋腫に対する肝動脈塞栓術及び子宮動脈塞栓術では、カテーテルを通じて動脈内に塞栓物を注入し、血管内腔を物理的に塞栓することで、腫瘍の栄養血管である動脈を塞いで腫瘍への栄養を絶ち、腫瘍を死滅させます。TDM-631は、血液と接触するとゲル化するため、カテーテルから動脈内に注入されると血管内腔を塞ぐことが可能であり、当社は新たな塞栓物としてTDM-631の開発を進めています。

(研究開発の状況)

当社は、前臨床試験により、TDM-631を造影剤に溶解しカテーテルを通して血管内に注入するとゲル化すること、またゲル化したTDM-631はX線カメラにより視認可能なことを確認しております。当社は、粘膜隆起材が臨床開発段階に入った後に、血管塞栓材につき臨床開発に向けて必要な試験を行っていく方針です。

(B) 再生医療領域

自己組織化ペプチドは細胞の増殖を支える細胞外マトリックスに似た物理構造を有することから、当社グループでは、再生医療領域において歯槽骨再建材を開発パイプラインとして有しており、歯科インプラント治療の進んでいる米国において製品化することを目指し開発を行っております。また当社グループは、当該パイプライン以外に、歯槽骨以外の骨の再建、軟骨・腱の再生、皮膚創傷の治療、心筋の再生等に関する研究を行っております。

a) 歯槽骨再建材

当社グループは、歯周病による歯槽骨の退行で歯が脱落した場合等に、インプラント術前にインプラント固定に十分な骨量を確保するために行う歯槽骨再建術において、骨再生のための足場材となる製品（開発コード：TDM-711）（以下「TDM-711」という。）の開発を行っています。

ゲル化された自己組織化ペプチドは、ナノファイバーによる3次元構造が維持され、生体内で細胞が増殖する環境に近く、生体組織の再生をサポートする特性を有しています。TDM-711は、骨量不足箇所に充填されると、かかる特性により足場材として骨再生を促進します。米国でのインプラント治療における歯槽骨再建術では、代替骨を用いる施術も少なくなく、自家骨（*）や他家骨（*）、人工骨を用いた再建術が行われていますが、当社グループは、他家骨や人工骨を用いた再建術において、その生着を高めるためにTDM-711を用いることも検討しています。

（研究開発の状況）

当社は、GLP（*）下において歯槽骨に欠損がある状態でのTDM-711の有効性の確認試験を実施し、通常の欠損群に比べ有意な骨再生が認められたため、その後も研究開発を進めてまいりました。当社子会社は、TDM-711につき、FDAに対し平成22年9月にIDE申請を行い、平成23年7月にIDEの承認を得たため、臨床試験（探索段階）の準備を開始しております。

(C) DDS領域

当社は、DDS領域において、自己組織化ペプチドをDDSにおける薬剤や治療物質のキャリア担体として活用するための研究開発を行っており、bFGF（*）・PDGF（*）等のタンパク質の徐放においても複数の有効性試験を実施しております。中でも、ハイドロゲルを形成する自己組織化ペプチドとは異なり界面活性（*）作用を持つペプチド（A6K（*））については、溶液中でナノチューブを形成する性質を有するため、当社は、癌細胞へのsiRNA（*）の導入試験において、かかる性質を活かし、ナノチューブに内包された形で癌細胞膜透過性をもたらし、導入効率を高めていく研究を行っております。

（研究開発の状況）

当社は、界面活性ペプチドを用い国立がんセンターと新規癌治療技術の開発に向けて共同研究を行っており、癌細胞への徐放技術の確立に向けた基礎研究を開始しております。外科領域・再生医療領域では、当社は自ら医療機器として臨床試験・製造販売承認取得まで開発を進めますが、DDS領域では、医薬品としての開発が主力となるため、事業化に関してはsiRNA等の薬剤や治療物質についての技術を有する大手製薬企業への技術供与（ライセンス）を実施する予定です。

B 医療製品の開発プロセス

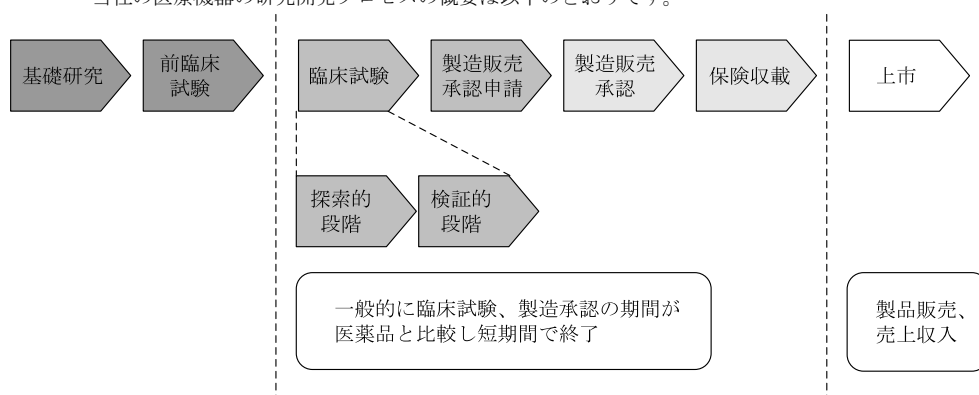
当社グループが自社による開発や製造販売承認取得を目指している医療製品は、医療機器に分類されます。

新たに医療機器や医薬品を開発する場合、その開発プロセスは、基礎研究、前臨床試験、臨床試験、製造販売承認申請という基本的な流れは共通ですが、医薬品の場合には臨床試験が多段階に設定されており、一般に試験を行うことが要求される対象例や症例数が多く、医薬品の開発プロセスは長期に亘ります。

医薬品の開発プロセスでは、臨床試験の試験相が第3相まで（第1相・第2相で少数の健常人や患者に対して投与し安全性や有効性の評価を行い、第3相で多数の患者に投与し、安全性や有効性の確認・実証を行う）に分かれるのに対し、当社が開発している医療機器では1つの相で比較的短期間に臨床試験が実施されます。

当社グループでは、現在、外科領域における吸収性局所止血材・粘膜隆起材・血管塞栓材、再生医療領域における歯槽骨再建材を医療機器として開発し、当社グループ自ら製造販売承認を取得します。主にDDS領域における自己組織化ペプチド薬剤の担体については、医薬品としての開発となる可能性が高いこと、また当社独自で薬剤や治療物質についての技術を取得するには時間を要することなどから、主に大手製薬企業への技術供与（ライセンス）を行うことでロイヤリティ等のライセンス収入の獲得を目指します。

当社の医療機器の研究開発プロセスの概要は以下のとおりです。



	各プロセス	内容
①	基礎研究	当社技術が適用可能で医療機器として開発可能なアプリケーションの探索及び製品スペックの最適化を行う。
②	前臨床試験	医療機器としての条件を満たす安全性、有効性を動物実験により検証を行う。
③	臨床試験	患者に対する医療機器の安全性、有効性について検証を行う。
④	製造販売承認申請	厚生労働省／PMDA、米国のFDA等の各国の許認可審査機関へ製造販売承認の申請を行う。
⑤	製造販売承認取得	厚生労働省／PMDAや各国の許認可審査機関から製造販売承認を得る。
⑥	保険収載	各健康保険の適用が可能な償還価格（*）を得る。
⑦	上市	医療機器製品として製造及び販売を行う。

当社グループでの医療製品開発における、主要なパイプラインの進捗状況は以下のとおりです。
(主要なパイプライン開発の状況)

	地域	基礎研究 ／評価試験	前臨床試験	臨床試験 (治験)	製造販売 承認申請	製造販売 承認取得	保険 収載	上市
吸収性局所止血材 (TDM-621) (注) 1	日本							
	韓国							
	台湾							
粘膜隆起材 (TDM-641)	日本							
血管塞栓材 (TDM-631)	日本							
歯槽骨再建材 (TDM-711) (注) 2	米国							

(注) 1 吸収性局所止血材

当社は、平成23年4月に臨床試験を終了し、平成23年5月に製造販売承認申請を行っており、同申請はPMDAにより審査中です。当社は、韓国・台湾においては、日本の前臨床試験データ及び臨床試験データを用いて安全性・有効性の確認を行うこと（ブリッジング）を検討しています。ブリッジングが認められた場合は、比較的短期間での製造販売承認取得が想定されるものの、ブリッジングが認められない場合や各国当局において追加試験が求められる可能性もあるため、上記パイプライン開発の状況では該当部分を点線で表記してあります。

2 歯槽骨再建材

当社子会社は、平成22年9月に臨床試験開始に向けたIDE申請をFDAに行っており、平成23年7月にIDEの承認を得たため臨床試験の準備を開始しております。

3 DDS領域

DDS領域は医薬品としての開発となり、当社単独での事業化ではなく大手製薬企業への技術供与（ライセンス）が中心となるため、上記パイプライン開発の状況からは除いております。

C 医療製品開発の事業体制

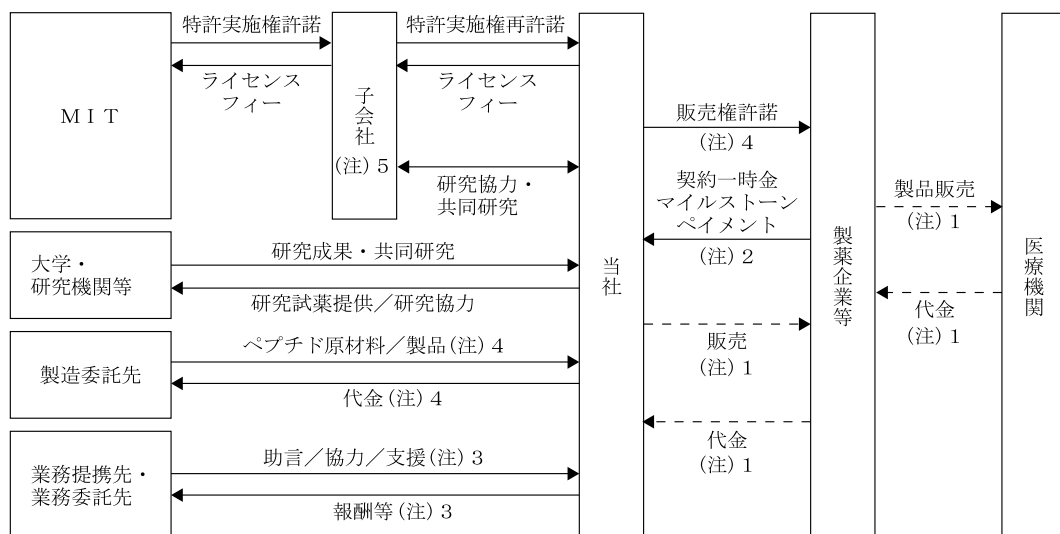
当社グループでは、小規模・少人数の組織体制で医療製品開発を効率的に進めるため、外部機関を有効に活用して事業を遂行しています。研究開発においては、当社グループがMITから専用実施権を得ている自己組織化ペプチド技術を基盤技術として、大学・研究機関等とMTA契約を締結し共同研究等によって応用技術の獲得に取り組んでいます。

当社は、ペプチド原材料の製造を複数社に委託しており、止血材の製造については、扶桑薬品工業株式会社との間で製造受委託契約を締結しております。

また、当社は、平成21年4月に伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社と業務提携契約を締結しており、ペプチド原材料調達・製品製造委託・販売に関して協力・支援を受ける体制をとっています。

現在、医療製品開発では製品販売に至っておりませんが、吸収性局所止血材の販売に向けて扶桑薬品工業株式会社と平成21年7月に独占販売権許諾契約を締結し、上市後は同社を通じて国内での販売を実施していく準備を進めています。当社は、海外への製品販売に向けても、韓国Daewoong Pharmaceutical Co. LTDとPARTNERSHIP AGREEMENTを平成22年9月に締結し、同社に対し韓国における独占販売権を許諾し、また台湾Excelsior Medical Co., Ltd. とLICENSE AGREEMENTを同月に締結し、同社に対し台湾における独占の開発・製造・販売権を許諾しております。

当社グループにおける基本的な医療製品事業の流れは以下のとおりです。



(注) 1 破線の矢印部分は、製造販売承認が得られ、医療機器の販売を開始した場合に発生するものです。

2 契約一時金は提携契約締結時に収益となるものであり、マイルストーンペイメントは開発過程において提携契約に定める一定の段階を達成した場合に収益となるものです。

3 当社は、業務提携先からは、ペプチド原材料調達、製造技術、国内外の販売提携に関する助言/協力/支援を得ています。また、業務委託先とは受託臨床試験機関（以下「CRO」という。）や薬事アドバイザー等です。

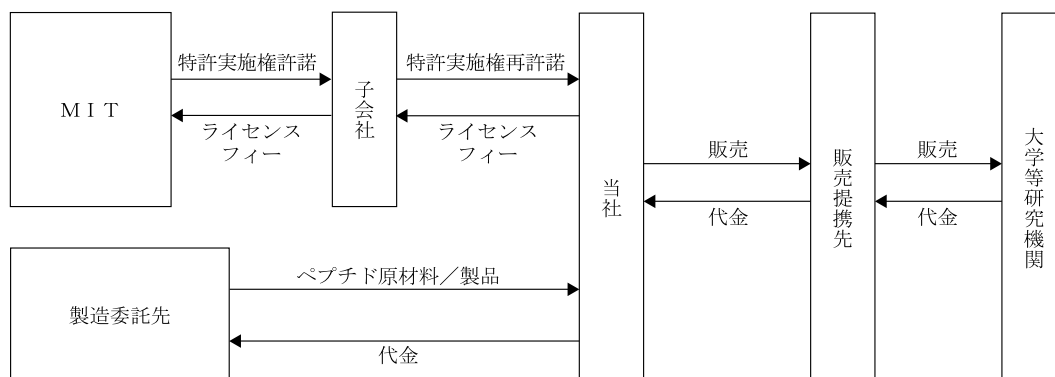
4 当社は、日本、韓国及び台湾の製薬企業等と止血材製品の販売提携契約等を締結しています。当社は、扶桑薬品工業株式会社には日本における独占的販売権の許諾及び製造工程の一部委託を、Daewoong Pharmaceutical Co. LTDには韓国における独占販売権の許諾を、Excelsior Medical Co., Ltd.には台湾における独占的開発・製造及び販売権の許諾をしています。

5 連結子会社である3-D Matrix, Inc. であります。

② 研究試薬販売

当社は、平成20年2月にBecton, Dickinson and CompanyとSupply Agreementを締結し、同社に対し自己組織化ペプチドのうちPuraMatrix製品（RADA16）の研究試薬としての独占販売権を許諾して、全世界の大学・研究機関等に向けて同製品を研究試薬として販売しています。かかる研究試薬については、ペプチド原材料の製造、溶解及び最終パッケージングを製造委託先に委託しています。当社は、各大学・研究機関等における研究に使用されることで新規アプリケーションの開発が進められることを期待して研究試薬販売を行っています。これまでに、当社が販売した研究試薬は、各研究機関において細胞種の*in vitro*（*）・*in vivo*（*）での注入実験などに使用されています。

研究試薬販売における基本的な事業の流れは以下のとおりです。



(3) MITとのライセンス契約について

自己組織化ペプチドの物質特許及び基本的な用途特許は、MITが有しています。当社子会社は平成15年4月にMITとの間でExclusive Patent License Agreementを締結し、MITから、全世界における医療・生命科学・美容の分野にかかる同特許の専用実施権（再許諾権付）の許諾を受け、また、当社は、平成16年10月に当社子会社との間でLicense and Supply Agreementを締結し、当社子会社からアジア地域における同分野にかかる同特許の実施権の再許諾を受けています（なお、平成19年10月の米国3-D Matrix, Inc.の当社子会社化に伴い、当社及び当社子会社は平成21年4月に同契約について必要な改訂を行っております。）。当社グループは、このようにしてMITからライセンスを受けた自己組織化ペプチド技術を用いて医療製品の研究開発に取り組んでいます。当社は、自己組織化ペプチド技術を基盤とした応用技術に関し、当社子会社とともに特許出願を行い、また共同研究先と特許共同出願をしています。

当社グループがMITから専用実施権の許諾を受けている主な特許権等は下記のとおりです。なお、当社子会社とMITとのライセンス契約の概要は、「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」に記載のとおりです。

対象発明の名称	登録番号	出願日	登録日	期限
自己組織化ペプチド物質特許	US 5670483	平成6年11月30日	平成9年9月23日	平成26年11月29日
自己組織化ペプチド細胞培養法	US 5955343	平成6年8月22日	平成11年9月21日	平成26年8月21日
自己組織化ペプチド物質特許 （自己組織化方法・阻害方法含む）	US 6548630	平成9年7月22日	平成15年4月15日	平成29年7月21日
自己組織化ペプチド細胞培養法	US 6800481	平成9年3月26日	平成16年10月5日	平成29年3月25日
自己組織化ペプチド たんぱく質の薬物送達法	US 7098028	平成15年3月17日	平成18年8月29日	平成35年3月16日
自己組織化ペプチド軟骨細胞培養法	US 7449180	平成13年2月6日	平成20年11月30日	平成33年2月5日

対象発明の名称	登録番号	出願日	登録日	期限
自己組織化ペプチド軟骨細胞培養法	EP 717398	平成14年 2 月 6 日	平成20年12月31日	平成34年 2 月 5 日
自己組織化ペプチド 修飾ペプチド物質特許（注）	US 7713923	平成16年 6 月25日	平成22年 5 月11日	平成36年 6 月24日
自己組織化ペプチド神経再生法	US 2005/0287186	平成16年10月18日	—	—

（注）欧州・日本・カナダの各国への特許出願及び特許協力条約（Patent Cooperation Treaty（以下「PCT」
という。））に基づく国際特許出願も実施しており、現在審査中であります。

（4）アライアンス先との提携契約について

当社グループは、MITより実施許諾を受けている自己組織化ペプチド技術が幅広い応用可能性を持つ技術であると認識しております。当社は、当技術を用いたパイプラインの探索や医療機器としての開発、事業化戦略の立案等の企画機能に特化し、製造や販売機能は他社との事業提携によって補完する戦略を採っていることから、製造や販売に関しては適宜に戦略的な事業提携を行い、製品の開発から販売、継続供給の体制を構築していく方針です。

当社は、吸収性局所止血材について、平成21年4月に伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社と業務提携契約を締結し、ペプチド原材料の調達、製品製造の委託、販売提携に関して相手先の推薦・選定及び条件について助言を受け、相手先との交渉・コミュニケーションについて継続的に協力・支援を受けることとしています。

また、当社は、平成21年7月、扶桑薬品工業株式会社と吸収性局所止血材の独占販売権許諾契約を締結し、日本における独占販売権を許諾して製品の販売体制の構築に取り組んでおり、平成23年5月には、同社と製造受委託契約書を締結し、同社に止血材製品の製造工程の一部を独占的に委託しています。さらに、当社は、平成22年9月、韓国Daewoong Pharmaceutical Co.LTDとPARTNERSHIP AGREEMENTを締結し、同社に対し吸収性局所止血材の韓国における独占的販売権を付与し、また同月、台湾Excelsior Medical Co.,Ltd.とLICENSE AGREEMENTを締結し、同社に対し吸収性局所止血材の台湾における独占的開発・製造及び販売権を付与し、各国での製品化及び販売の準備を進めています。

これらの契約の概要は、「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」に記載のとおりです。

(用語解説)

用語	意味・内容
自己組織化ペプチド	生理的条件下（中性pH、塩の存在）に置くと、ペプチド分子同士が規則的に集 合し、ナノファイバーを形成するペプチド群。
PuraMatrix製品	自己組織化ペプチド技術を用いたハイドロゲルの第一世代商品であり、体を構 成するアミノ酸であるアルギニン（R）、アラニン（A）、アスパラギン酸 （D）からなる繰り返し配列である16残基のペプチド（RADA16）。
臨床試験	薬事承認の取得を目的として、未承認の医薬・医療機器をヒトに投与してデー タ収集し、ヒトに対する安全性・有効性を検証する試験。
I D E	F D Aへの新医療機器の臨床試験実施のための医療機器に関する適用除外申 請。 Investigational Device Exemptionの略称。
D D S	必要な薬物を必要な部位に必要な長さの時間、作用させるための薬物送達シ ステム（工夫や技術）。 Drug Delivery Systemの略称。
契約一時金	医薬品・医療機器等の研究開発における共同開発契約や独占販売権許諾契約の 締結時に、契約相手先企業から新規製品開発企業へ支払われる一時金。
マイルストーンペイメント	医薬品・医療機器等の研究開発における共同開発契約や独占販売権許諾契約に 基づき、開発進捗に伴い契約相手先企業から新規製品開発企業へ支払われる金 員。
アミノ酸	同一分子内にカルボキシル基(-COOH)とアミノ基(NH ₂)を有する化合物。
アルギニン（R）	タンパク質を構成する塩基性アミノ酸の一種。ヒトの非必須アミノ酸であり、 天然に存在し食物では肉類・大豆・牛乳に多く含まれる。 略号はR又はArgで表記される。
アラニン（A）	タンパク質を構成する中性アミノ酸の一種。ヒトの非必須アミノ酸であり、天 然に存在し食物では肉類・大豆・牛乳に多く含まれる。 略号はA又はAlaで表記される。
アスパラギン酸（D）	タンパク質を構成する酸性アミノ酸の一種。ヒトの非必須アミノ酸であり、天 然に存在し食物では肉類・大豆・牛乳に多く含まれる。 略号はD又はAspで表記される。
ペプチド	アミノ酸が2個以上結合した化学物質（結合するアミノ酸の数によってジペプ チド、ポリペプチドなどとも呼ばれる）。
p H	酸性、アルカリ性を表す指標（水素イオン濃度）。
ゲル化	液体的な柔軟性を持ちつつ、個体のような弾力性を有する吸収性高分子素材で あるゲルを生成すること。
細胞外マトリックス	細胞の外側にあるコラーゲンなどの構造タンパク質、細胞の生着・増殖等を支 える足場（Scaffold）材。
A D M E 試験	A D M E とはAbsorption（吸収）・Distribution（分布）・Metabolism（代 謝）・Excretion（排泄）の頭文字をとった名称で、医薬品等が体内に服用され てから体外に排泄されるまでの経過のこと。A D M E 試験とは、体内にある薬 又は同等物の体内での存在期間、排出過程を時間単位で追跡していく薬物の動 態試験。
タンパク質分解酵素	タンパク質又はペプチドのペプチド結合を加水分解して、複数個のアミノ酸又 はペプチドを生成する酵素であり、プロテアーゼ・ペプチダーゼともいう。
足場材	体内にあるコラーゲン等の細胞間マトリックスであり、細胞増殖のための足場 となるもの。
担体	吸着や触媒活性を示す物質を固定する土台となる物質。
M T A 契約	研究試料供給契約をいう。研究試料（試薬、遺伝子や細胞、実験動物等）の提 供を行うための契約で、その試料の取扱や権利、免責等について規定する。
プレフィルドシリンジ	治療等に必要である医薬品が注射器（シリンジ）にあらかじめ充填され、すぐ に使用できる状態のもの。

用語	意味・内容
ピロー包装	医薬品の防湿性をより高めるために、小包装単位ごとにポリエチレンなどで二次包装したものであり、ピロー（pillow：枕、クッション）状に封印する包装形態。
止血剤製品群	外科手術等で生じた比較的狭い範囲での出血を止めるために使用されるもので、外科手術等において止血用途で使用される止血剤や組織接着剤等を含めた広義の製品群。
フィブリノゲン	血液凝固因子の一つで、線維素性の血漿蛋白原。
冠動脈バイパス術	虚血性心疾患の治療法で、心臓に血液を送る冠動脈の狭窄、閉塞による血流量の低下を解消するために、大動脈等から血管をつなぐことで、血流量の回復をはかる手術。
人工血管置換術	動脈瘤等の血流を阻害する箇所を切除して、合成繊維でできた人工血管に置き換えて血流を改善する手術。
滲出性出血	出血状態の分類の一つで、滲み出るような弱い出血。
内視鏡的粘膜切除術	内視鏡を用いて筋層以下（粘膜下層の奥）に障害を与えずに、粘膜下層の深さで粘膜層をスネアと呼ばれるワイヤーに高周波電流を流して組織を回収することで、早期癌やポリープなどを治療する手術。
内視鏡的粘膜下層剥離術	癌の周囲にヒアルロン酸などの薬液を注射し、十分な粘膜下膨隆を作ったうえで、さまざまな電気メスを用いて癌を少しずつ切りはがしていく早期胃癌や早期食道癌に対する比較的新しい手術方法。電気メスを用いて切り取るため、内視鏡的粘膜切除術とは異なり、切除する組織の大きさに制限がなく大きい病変を一括して切除することが可能。
前臨床試験	医薬品や医療機器の製造承認申請に際し、開発段階で、ヒトへ使用する（臨床）前に、複数種類の動物で生体への基礎的な効果（安全性・有効性）を評価・証明する科学的データを取得するために実施する試験。
ブリッジング	薬事規制が異なる国の間で、前臨床試験・臨床試験データを共有して薬事承認申請をすること。
内視鏡用粘膜下注入材	内視鏡的粘膜切除術や内視鏡的粘膜下層剥離術を実施する際に、病巣部を取りやすくするために、病巣部を隆起させるために使用する生理食塩液やヒアルロン酸などのもの。
血管内塞栓促進用補綴材	血管内に投与して塞栓を形成させ（血管を詰まらせ）、病巣部の血流を遮断することで病巣部の治療を意図する医療機器。
自家骨	自分自身の骨。
他家骨	他人の骨。
G L P	医薬品・医療機器の開発のために行われる前臨床試験（動物試験等、特に安全性試験）のデータの信頼性を確保するための実施基準。 Good Laboratory Practiceの略称。
b F G F	塩基性線維芽細胞成長因子。創傷時における線維芽細胞増殖や血管新生に関与する。
P D G F	血小板由来成長因子。主に間葉系細胞（線維芽細胞、平滑筋細胞、グリア細胞等）の遊走及び増殖などの調節に関与する。
界面活性	少量で液体の表面張力を低下させる物質。
A 6 K	自己組織化ペプチドの一種で、アミノ酸配列 A A A A A A K であるもの。水溶液中で粒子径が約 50－100 n m のナノチューブを形成する。
s i R N A	21－23塩基対から成る低分子二本鎖 RNA。s i R N A は RNA 干渉（R N A i）と呼ばれる現象に関与しており、伝令 RNA（m R N A）を分解することによって配列特異的に遺伝子の発現を抑制する。
償還価格	健康保険の給付対象となる医療機器等について、厚生労働省が定めた価格。
<i>in vitro</i>	ヒトや動物の組織を用いて生きたままの状態（生体）と同様の環境を人工的に作り、薬物の反応等を検証する試験。
<i>in vivo</i>	動物を用いて生きたままの状態（生体）で、薬物の反応等を検証する試験。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (千ドル)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
3-D Matrix, Inc.	Massachusetts, USA	1,632	医療製品 事業	所有 100.0	米国における研究開 発業務 資金の貸付 役員の兼任 1名

(注) 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年8月31日現在

医療製品事業	20 [0]
--------	------------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
3 従業員数が最近1年間に於いて6名増加しておりますが、これは主に事業の研究体制の強化を目的として期中採用を行ったことによるものであります。
4 当社グループは、医療製品事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年8月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
18 [0]	39.8	2.2	6,544

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4 従業員数が最近1年間に於いて6名増加しておりますが、これは主に事業の研究体制の強化を目的として期中採用を行ったことによるものであります。
5 当社グループは、医療製品事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は組織されておきませんが、労使関係は良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第7期連結会計年度（自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日）

当連結会計年度における世界経済は、新興諸国の経済成長等に牽引されて落ち着きを取り戻し、緩やかな景気回復の兆候が見られたものの、依然として厳しい雇用環境は継続しており、個人所得の伸び悩み等もあり本格的な景気回復までには至らず、不透明な情勢が続いております。

わが国経済も、新興国向けの輸出増や国内景気対策の効果等により、景気回復の傾向は見られたものの、雇用情勢は依然として厳しく、急激な円高及びデフレの進行等の懸念材料もあり、総じて予断を許さない状況であります。

しかしながら、当社グループが事業を展開する医療関連分野においては、このような経済環境のもとにおいても市場拡大・需要拡大が見込まれております。世界医療は大きな変革期を迎えており、中国では平成23年を目途に国民の9割以上が基本的な医療保険に加入することを目指す等、アジア諸国では経済発展を背景に医療インフラの整備が進んでおります。一方、日米欧等先進国では医療費の増加が大きな課題となっており、医療財源の確保や医療費抑制のための様々な制度改革が行われております。わが国の足元では、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」に係る平成22年度補正予算（総額約4兆8千億円）が平成22年10月に閣議決定されましたが、その中では医療の強化による安心の確保として約7,000億円の予算が組まれ、国民生活の真の安定・安心に向けて、医療分野は今後も大きな役割を果たすものと考えられます。

このような状況のもと、当社グループは主要技術である自己組織化ペプチド技術による医療製品の開発に引き続き注力しております。第1パイプラインの吸収性局所止血材（TDM-621）は医療機器のカテゴリーで国内にて開発を進めておりますが、前連結会計年度に開始した臨床試験を終了し、当連結会計年度にはPMDAへの製造販売承認申請を行う直前の段階にきました。当社は、同時に医療機器製造販売業を行う組織・体制の整備を進め、平成22年8月に第一種医療機器製造販売業の許可を取得いたしました。さらに、当社は、同製品の国外への展開に向けアジア各国製薬企業との間で事業提携を進め、平成22年9月、Daewoong Pharmaceutical Co. LTD（韓国）への韓国における独占的販売権の許諾に関し同社とPARTNERSHIP AGREEMENTを、Excelsior Medical Co., Ltd.（台湾）への台湾における独占的開発・製造・販売権の許諾に関し同社とLICENSE AGREEMENTを締結し、両社からの契約一時金を事業収益として計上いたしました。

また第2パイプラインの歯槽骨再建材については、当社グループは米国での開発を進めておりますが、平成23年3月、当社子会社においてFDAからIDEの条件付承認（注）を取得しました。その他にも、複数のパイプライン製品の研究開発を併行して推進し、また事業提携等に向けた交渉を行っております。

このような結果、当連結会計年度の業績につきましては、事業収益158,320千円（前連結会計年度401,589千円）、経常損失509,634千円（前連結会計年度59,930千円）、当期純損失533,952千円（前連結会計年度60,903千円）となりました。

（注） 条件付承認は、IDE申請に対するFDAの三つの対応（承認、変更を伴う承認、不承認）のうち、変更を伴う承認に該当するものです。

第8期第1四半期連結結果計期間（自 平成23年5月1日 至 平成23年7月31日）

当第1四半期連結結果計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にある中で、生産の回復、個人消費や設備投資の下げ止まりなど、上向きの動きがみられるようになってまいりました。しかしながら、海外経済の回復がより緩やかになること等により景気が下振れるリスクが存在し、またデフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念が依然として残り、引き続き厳しい状況で推移いたしました。

一方、当社グループが事業を展開する医療関連分野においては、今後の世界的な医療機器産業の急拡大が予測されており、政府の「新成長戦略」の中でも、日本のものづくり技術により国際競争力の高い医療機器を開発することで世界へ貢献するとともに、日本の医療機器産業を成長産業へと発展させることが医療イノベーションの目標とされ、様々な取り組みが進んでおります。

このような状況のもと、当社グループは主要技術である自己組織化ペプチド技術による医療製品の開発に引き続き注力しております。第1パイプラインの吸収性局所止血材（TDM-621）は医療機器のカテゴリーで国内にて開発を進めておりますが、前連結会計年度に臨床試験を終了したのに続き、当第1四半期連結累計期間においてPMDAへの製造販売承認申請を行いました。これにより、TDM-621の日本における独占的販売権の付与先である扶桑薬品工業株式会社から、製造販売承認申請時に係るマイルストーンペイメントを獲得し、事業収益として計上いたしました。また当社は、TDM-621の製品の製造に関して、製造工程の一部を外部に委託することにつき委託先との契約の締結に至り、医療機器の製造販売業者としての体制の整備をさらに進めました。

また第2パイプラインの歯槽骨再建材については、当社グループは米国での開発を進めておりますが、平成23年7月、当社子会社においてFDAからIDEの承認を取得しました。その他にも、複数のパイプライン製品の研究開発を並行して推進し、また事業提携等に向けた交渉を行っております。

このような結果、当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、事業収益400,000千円、経常利益204,271千円、四半期純利益204,325千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第7期連結会計年度（自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第三者割当増資による株式の発行による収入等、財務活動による資金の増加により589,084千円（前連結会計年度末比45,211千円増加）となりました。

当連結会計年度のキャッシュ・フローの概況は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動の結果、減少した資金は433,762千円（前連結会計年度比406,088千円の支出の増加）となりました。これは主に、のれん償却額70,000千円、為替差損12,600千円及び株式報酬費用10,826千円がある一方、前渡金の増加額25,956千円及び税金等調整前当期純損失512,612千円を計上したこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動の結果、減少した資金は17,741千円（前連結会計年度比5,161千円の支出の増加）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出4,607千円、無形固定資産の取得による支出5,165千円及び長期前払費用の取得による支出7,652千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動の結果、得られた資金は498,250千円（前連結会計年度比74,936千円の減少）となりました。これは、株式の発行による収入498,250千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、医療製品事業の単一セグメントであります。

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っており、当連結会計年度において生産実績はありません。

(2) 受注実績

当連結会計年度において受注実績はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
医療製品事業	158,320	△60.6
合計	158,320	△60.6

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

- 2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、以下のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
扶桑薬品工業(株)	400,000	99.6	—	—
Daewoong Pharmaceutical Co. LTD	—	—	100,000	63.2
Excelsior Medical Co., Ltd.	—	—	50,000	31.6

- 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

当第1四半期連結累計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)
医療製品事業	400,000
合計	400,000

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

- 2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当第1四半期累計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
扶桑薬品工業(株)	400,000	100.0

3 【対処すべき課題】

当社グループは、医療分野を取り巻く現状を分析し、それらを踏まえた最善の事業戦略の策定及び推進実行に向けて、具体的には以下のような点が事業運営上の課題となってくると認識しております。

(1) 臨床試験の推進、製造販売承認の取得

当社グループは、主要な開発パイプラインとして外科領域では吸収性局所止血材・粘膜隆起材・血管塞栓材、再生医療領域では歯槽骨再建材を有していますが、これらパイプラインの早期の製造販売承認取得、製品の上市、安定的製品販売売上の獲得が、当社経営の安定に向けた課題であると認識しております。

第1パイプラインである吸収性局所止血材については、日本国内では臨床試験を終了し安全性・有効性データ等を含め製造販売承認申請をPMDAに提出しております。当社は、吸収性局所止血材について、日本においては扶桑薬品工業株式会社と販売提携契約を締結しているため、平成24年度中の製造販売承認の取得によるマイルストーンペイメントの獲得、その後の製品販売による安定的な事業収益の確保を目指し、当局の対応や製造・品質管理体制の構築を進めてまいります。

また、当社は、吸収性局所止血材について、韓国Daewoong Pharmaceutical Co.LTDに対し韓国における独占的販売権を、また台湾Excelsior Medical Co.,Ltd.に対し台湾における独占的開発・製造及び販売権を付与しております。これらの地域においては、日本における前臨床試験及び臨床試験の結果を用いたブリッジングを検討し、早期に製造販売承認の申請及び取得を行い、製品の上市を目指していく所存です。

止血材に続くパイプラインである歯槽骨再建材、粘膜隆起材、血管塞栓材については、止血材の安全性データ等を可能な限り援用することを検討し、かつ良好な有効性データを早期に蓄積することで、臨床試験開始に向けた努力を継続します。歯槽骨再建材では、既に米国FDAよりIDEの承認を得て、米国内で臨床試験の準備を開始しております。

(2) 事業提携の推進

当社グループは、MITより実施許諾を受けている自己組織化ペプチド技術が幅広い応用可能性を持つ技術であると認識しており、複数の分野で早期に製品を提供することで医療に貢献することが使命であると認識しております。そのため当社では、パイプラインの探索、医療機器としての開発ノウハウ蓄積、事業化戦略の立案等の企画機能に特化する戦略を採っており、製造や販売機能は他社との事業提携によって補完する必要があるため、望ましい事業提携をいかに実現していくかが課題となります。

吸収性局所止血材については、ペプチド原材料の製造委託先の確保、日本での製品製造及び販売、韓国での販売、並びに台湾での開発、製造及び販売においてそれぞれ提携契約を締結しており、今後市場への安定供給を行っていくための体制の構築をすべく各パートナーと協力してまいります。また、その他アジア地域や欧米諸国での製品製造体制の構築、及び米国での歯槽骨再建材の販売に向けた販売体制の構築、さらにこれらパイプラインのグローバルな販売展開に向け、新たなパートナー候補企業との事業提携に向け活動を継続してまいります。

(3) 事業資金の確保

当社グループは、開発パイプラインについての臨床試験等の研究開発推進に伴い、研究開発の必要資金が増加してまいります。そのため資金需要に対応すべく吸収性局所止血材の研究開発に関する契約一時金やマイルストーンペイメント収入での事業資金確保に加え、平成23年4月期には500,000千円の第三者割当増資による資金調達を実施しております。また、当社は株式会社三井住友銀行との間でコミットメントライン契約書を締結し、平成23年9月30日まで借入枠300,000千円を確保しており、さらに借入実行の期間を平成24年4月30日まで延長するための契約を締結する予定です。当社は、今後も各事業提携を推進して契約一時金等の収入を獲得し、製品販売により安定的な事業収益を確保し、株式上場に伴い調達資金を確保するとともに、各金融機関からのローンの活用など様々な資金調達を検討し、継続的に財務基盤の強化に努めてまいります。

(4)経営管理体制の強化

当社グループは、開発の進展、パイプラインの多様化及びグローバル展開に対応するため、また付随して多様化するリスクを把握しこれに対処するための経営管理体制の強化が経営課題となってくると認識しております。

当社グループは小規模組織ではありますが、全社的な内部統制を構築するため全社統制項目や各業務プロセスを検証し、業務を効率化するとともにリスク最小化に向けた取り組みを実施しており、今後も組織的な内部統制の構築を進めるとともに、組織間の牽制機能の強化やコンプライアンス体制の強化に向け取り組んでまいります。

当社グループは、研究開発においても小規模の体制で基礎研究段階から前臨床試験、臨床試験等の対応を行っており、各規制当局の定める基準に準拠した体制を構築してまいりました。事業拡大に際しても必要な情報の収集を行い、各手順書の改定を実施し、規制や法令の遵守のための社員教育を継続して行っております。

当社グループは、今後の製品上市や事業提携の拡大など事業ステージに合わせて、十分な体制を維持すべく、事業計画に合わせた人員計画により、高度な専門知識・経験を有する国内外の人材確保や育成、外部リソースの積極活用に努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

当社グループとしては、必ずしも事業展開上のリスク要因に値しないと考えられる事項についても、投資判断上、重要と考えられるものについては、投資者への積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、これらのリスクを認識した上で、その回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社株式への投資判断は、本項及び本項以外の記載も併せて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は当社グループに関連するリスクの全部を網羅したものではないことにご留意いただく必要があります。

なお、本文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 医療製品事業に関するリスク

① 薬事法等の法的規制に関する事項

薬事法は医薬品及び医療機器等の有効性及び安全性を確保することを目的としています。薬事法上、医療機器を製造・販売するためには、所管の都道府県知事より医療機器製造販売業許可を取得する必要がありますが、また、個別製品ごとに所轄官庁の承認又は認証を得ることが必要となります。

当社は、平成22年8月18日に、東京都知事より第一種医療機器製造販売業許可を取得して（有効期限平成27年8月17日まで）、医療機器の研究開発を行い、製造・販売に向け事業活動を行っています。当社グループでは、薬事法その他の関連法規の遵守に努めており、事業の進捗に合わせて社内の体制の整備にも取り組んで参りました。しかしながら、第一種医療機器製造販売業許可については、当社に薬事法その他薬事に関する法令若しくはこれに基づく処分に違反する行為があったとき、又は当社若しくは当社の役員が薬事法第12条の2第3号の準用する同法第5条第3号に掲げる事由に該当するに至ったときには、当該許可が取り消される可能性があります（同法第75条第1項）、その場合、当社グループの財政状態や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性が否定できません。

また当社は、先行パイプラインである吸収性局所止血材TDM-621について、平成23年5月に、厚生労働大臣に対し製造販売承認申請を行っています。

上記製造販売承認申請に至る過程において、当社では、TDM-621について、PMDAのガイドラインに従ったGLP安全性試験を実施した後に、平成22年1月よりヒトでの臨床試験を実施していますが、平成23年4月までに実施された全97症例について、総じて有効な止血効果が認められており、また、因果関係を否定できない重篤な不具合及び副作用等の有害事象は検出されませんでした。

そのため、TDM-621について製造販売承認が得られない可能性は低いものと考えております。しかしながら、PMDAとの臨床試験開始前相談や臨床試験で安全性が確認された事項以外に追加確認が必要となる場合や、薬事法その他の関連法規に大きな変更が生じた場合等には、TDM-621について、製造販売承認が取得できなくなり、当社グループの財政状態や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性が否定できません。

また、TDM-621について製造販売承認が得られたとしても、TDM-621が、その申請に係る効能、効果若しくは性能を有すると認められないとき等は当該承認が取り消されることとなり（薬事法第74条の2第1項・第14条第2項第3号）、また、当社が同法74条の2第3項に掲げる事由に該当する場合には、当該承認が取り消される可能性があります。かかる製造販売承認の取消がなされた場合は、当社グループの財政状態や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性が否定できません。

② 収益の不確実性に関する事項

止血剤は外科手術において幅広く使用され、手術件数や適応症例数も安定的に推移しており、止血材であるTDM-621が製品化された場合、安定した需要が見込まれます。また、改正薬事法により生物由来製品の安全管理が厳しくなったことから、人工合成物であり安全性が高いTDM-621は、既存製品と十分差別化できるものと考えております。しかしながら、現在は同製品について製造販売承認申請をした段階であり、今後想定する適応手術領域より狭い範囲でしか製造承認を取得できない場合や、同製品について保険収載が否定されたり、保険収載価格が想定価格と乖離が生じる場合があります。

また、TDM-621は、国内に引き続き、韓国・台湾においても製造販売承認申請及び保険収載の申請を行う予定です。そのため、各国においても、適応手術領域より狭い範囲でしか製造承認を取得できなかったり、同製品について保険収載が否定され、又は保険収載価格が想定価格と乖離が生じる可能性があることは否定できません。

これらの事象が生じた場合には、当社グループの販売計画に影響を与える可能性があり、当社グループの財政状態や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

③特定の契約先からの事業収益への依存に関する事項

当社グループの事業収益は、扶桑薬品工業株式会社への依存度が高く、当社グループの事業収益のうち扶桑薬品工業株式会社から得た事業収益が占める割合は、第6期連結会計年度は約99.6%、第8期第1四半期連結累計期間は100.0%となっております（第7期連結会計年度においては、扶桑薬品工業株式会社からの事業収益はありません。）。そのため、扶桑薬品工業株式会社との契約が解除その他の理由で終了した場合や、何らかの理由により同契約で予定されている収益が得られなくなった場合には、当社グループの財政状態や経営成績に重大な影響を及ぼすこととなります。

また、安定的に製品の売上が得られるようになるまでは、当社グループの主な事業収益は、製造販売承認申請を実施した吸収性局所止血材についての契約一時金・マイルストーンペイメントであります。そのため、仮に製品の製造販売承認や保険収載が取得できなかったり、計画通りに進展しなかった場合には、同収益が獲得できず、又は獲得が遅れることとなり、当社グループの財政状態や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

④重要な契約に関する事項

当社グループの事業展開上、重要な契約を「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」に記載しております。これらの契約が解除された場合、不利な契約改定が行われた場合や契約期間満了後に契約が継続されない場合は、当社グループの財政状態や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

⑤製造・販売に関する事項

当社グループは、伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社との間で業務提携契約を締結し、自己組織化ペプチド技術製品の原材料の調達先や、製剤の業務委託先の選定、販売提携先の選定に関し業務提携を行っています。当社グループは、ペプチド原材料について、複数社に対し製造を委託しています。また、当社は、止血材について、扶桑薬品工業株式会社との間で製造受委託契約を締結しておりますが、今後、複数の海外企業に対し、製造の委託をすることを予定しています。

このように、当社グループでは、TDM-621の製造販売承認取得後の製品供給体制を強化するため、バックアップ体制の構築に取り組んでおりますが、想定外の事故なども含め原材料の供給や委託製造に遅れが生じる事態になった場合には、当社グループの財政状態や経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

また、当社グループは、提出日現在TDM-621の製造販売承認申請を行っており、その国内販売について、扶桑薬品工業株式会社との間で独占販売権許諾契約を締結しております。同社との契約においては、同社に最低購入義務が課せられておりますが、何らかの理由で同社が同義務を果たさない場合、当社グループの販売計画に影響を与える可能性があり、当社グループの財政状態や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

⑥製造物責任に関する事項

医療製品の設計、開発、製造及び販売には、製造物責任賠償のリスクが内在しております。

当社グループにおいては、製品の基礎となる自己組織化ペプチド技術を利用したTDM-621について、ヒトでの臨床試験を実施済みであり、実施した全97症例において、因果関係を否定できない重篤な不具合及び副作用等の有害事象は検出されておられません。しかしながら、今後、当社グループが開発した医療製品が患者の健康被害を引き起こす可能性は否定できず、治験、製造、販売において不適当な点が発見された場合には、当社グループが製造物責任を負うことにより、当社グループの財政状態や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、このような事例において結果として当社グループの過失が否定されたとしても、製造物責任に基づく損害賠償請求等がなされたこと自体によるネガティブ・イメージにより、製品に対する信頼、ひいては当社グループの財政状態や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

⑦止血剤以外の医療製品に関する事項

当社グループでは、歯槽骨再建材TDM-711について、当社子会社が平成23年7月にFDAからIDEの承認を得たため、米国において臨床試験の準備を開始しております。しかしながら、臨床試験の結果、同製品の有効性・安全性が認められなかった場合には、同製品の製造販売を実施することができず、当社グループの事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループでは、外科領域において粘膜隆起材・血管塞栓材の研究開発を行っております。しかしながら、これらについてはいずれも研究開発段階であり、今後の研究開発が計画どおりに進む保証はなく、事業化が順調に進展しない場合には、当社グループの事業戦略、ひいては財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

上記の歯槽骨再建材TDM-711及び研究開発中の粘膜隆起材・血管塞栓材は、いずれもTDM-621と同じ配列(RADA16)の自己組織化ペプチド技術を基礎としているものです。そして、TDM-621については、既にヒトへの臨床試験を実施しており、実施した全97症例について、因果関係を否定できない重篤な不具合及び副作用等の有害事象は検出されておられません。そのため、これらの製品についても、今後の臨床試験の結果、その有効性が認められれば、所轄官庁の承認又は認可を受けられない可能性は低いものと思われまふ。しかしながら、当該技術自体の安全性に疑問が生じることとなった場合や、薬事法その他の関連法規に大きな変化が生じた場合には、これらの製品について承認又は認可が取得できなくなり、当社グループの事業戦略、ひいては財政状態や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性が否定できません。

DDS領域においては、主に医薬品の研究開発を行っております。医薬品の場合には、医療機器と比べ臨床試験が多段階に設定されていることから、承認申請に至るまでのプロセスが長期に亘り、また、不確定な要素が多くなるため、当社グループの想定どおりに研究開発が進まない場合には、当社グループの事業戦略、ひいては財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧研究開発活動に関する事項

当社グループは、MITからライセンスされている自己組織化ペプチド技術に関する基本特許群（下記「(2)知的財産権に関するリスク」において定義する。）の上に応用技術を構築し、新しい医療製品を開発することを目指しております。提出日現在で、当社グループは日米約100の研究機関と共同研究を実施し、心筋再生技術、肝細胞培養技術、膵島細胞培養/移植技術などの分野では特許出願又はその準備を行っており、その他多数の分野において論文を発表しています。当社グループでは、現在の主要なパイプラインに続く次の事業化候補として、これらの応用技術から、A 創傷治癒、心筋再生、軟骨/椎間板再生など細胞を用いない再生治療、B 埋め込み型人工膵臓治療、体外型人工肝臓治療など細胞を用いるが体内埋植しない治療法、さらにC 膵島移植治療、脊椎損傷治療など細胞を体内埋植する治療法、D BMPなどタンパク製剤やペプチド製剤、核酸などのDDSなど、新しいパイプラインが開発計画に組み込まれる可能性があると思込んでおります。これらの事業化候補については、現在は基礎研究段階であり事業計画に織り込まれておりませんが、事業化が順調に進展しない場合、将来の重要なアップサイドポテンシャルを失う可能性があります。

(2) 知的財産権に関するリスク

①特許の取得状況等に関する事項

当社グループは、下表に記載の自己組織化ペプチド技術にかかる物質特許及び当該物質特許を利用した基本的な用途特許（以下これらを併せて「基本特許群」という。）につき、当社子会社がMITより専用実施権（再許諾権付）の許諾を受け、当社が当社子会社より実施権の再許諾を受けており、また当社グループにて特許出願しております。

当社は、下記のMITを権利者とする自己組織化ペプチド物質特許（出願国：米国）について、自己組織化ペプチド応用技術に係るMIT出身の研究者により設立されたバイオベンチャー企業であるARCH Therapeutics, Inc.社との間で、非独占的なサブライセンス契約を締結しております。しかしながら、米国ARCH Therapeutics, Inc.社は現在、事実上事業を展開しておらず、現時点において当社グループと競合するおそれは低いものと考えておりますが、将来的な競合の可能性は否定できません。

基本特許群は自己組織化を起こしハイドロゲルを形成するペプチド群を全てカバーしており、国、地域によりばらつきはあるものの、主な特許は既に登録済みとなっております。しかしながら、基本特許群のうち、現在登録に至っていないものについては、最終的に登録に至らない可能性があり、その場合には当社グループの将来の事業を完全に保護することができない可能性があります。また、当社グループの事業を包含するバイオマテリアル関連産業においては、日々研究開発活動が繰り返されており、当社グループの技術を超える優れた技術が開発されることにより、基本特許群が淘汰される可能性は否定できません。

また、当社グループは基本特許群を用いて多数の研究機関と応用技術にかかる共同研究を行っており、主要なパイプラインに関するもの以外についても既に複数の用途特許について共同出願しておりますが、すべての特許について登録に至るとは限りません。当社グループは既に基本特許群を確保しているとはいえ、これらの特許が成立しなかった場合、一部特許権を行使することができず、当社グループの将来の事業を完全に保護することができない可能性があります。

②訴訟等に関する事項

当社グループは、自己組織化ペプチド技術を用いた製品開発を行う限りにおいて、第三者の特許権等の知的財産権を侵害する可能性は極めて低いと考えております。また、当社グループは第三者の知的財産権に関する調査を随時行っており、提出日現在において、当社グループの事業活動が第三者の知的財産権に抵触している事実はなく、第三者との間で訴訟やクレームといった問題が発生したという事実もありません。しかし、当社グループは、今後多岐に渡る事業展開を考えていることから、かかる知的財産権侵害の問題を完全に回避できない可能性があります。将来、当社グループの事業活動が第三者の知的財産権を侵害しているとして損害賠償請求等の訴訟を提起された場合には、解決に多大な時間及び経費を要するおそれがあり、当社グループの事業戦略、財政状態や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、このような事例において結果として当社グループの責任が否定されたとしても、知的財産権侵害に基づく損害賠償請求等がなされたこと自体によるネガティブ・イメージにより、製品に対する信頼に影響が生じ事業活動に影響を与え、当社グループの財政状態や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

＜基本特許群に係る特許権の状況＞

製品・パイプライン	対象発明の名称	登録番号	出願国	権利者
物質特許				
吸収性局所止血材 粘膜隆起材 血管塞栓材 歯槽骨再建材 PuraMatrix	自己組織化ペプチド物質特許	US 5670483	米国 (登録)	M I T
	自己組織化ペプチド物質特許 (自己組織化方法・阻害方法含む)	US 6548630	米国 (登録)	M I T
	自己組織化ペプチド物質特許	WO 06/014570	米国 (出願中)	子会社
用途特許				
吸収性局所止血材 粘膜隆起材	自己組織化ペプチドの止血材及 び組織閉塞材方法	特願 2008- 259860	日本 (出願中)	当社
歯槽骨再建材 PuraMatrix	自己組織化ペプチド細胞培養法	US 5955343	米国 (登録)	M I T
歯槽骨再建材 PuraMatrix	自己組織化ペプチド細胞培養法	US 6800481	米国 (登録)	M I T
PuraMatrix D D S	自己組織化ペプチド たんぱく質の薬物送達法	US 7098028	米国 (登録)	M I T
PuraMatrix	自己組織化ペプチド 軟骨細胞培養法	US 7449180	米国 (登録)	M I T
		EP 717398	欧州 (登録)	
PuraMatrix	自己組織化ペプチド 修飾ペプチド物質特許 (注)	US 7713923	米国 (登録)	M I T
PuraMatrix	自己組織化ペプチド神経再生法	US 2005/0287186	米国 (出願中)	M I T

(注) 欧州・日本・カナダの各国への特許出願及びP C Tに基づく国際特許出願も実施しており、現在審査中であります。

(3)経営成績、財務状況等に関するリスク

①業績の推移に関する事項

当社は、日本における吸収性局所止血材製品に関し、扶桑薬品工業株式会社と独占販売権許諾契約を締結し、その製品開発においては臨床試験を終了し製造販売承認申請中ではありますが、未だ承認取得には至っておらず、そのため製品の売上による事業収益は計上しておりません。現在までの事業収益は、主に上記を含む過去に締結した販売提携契約に基づく収益であり、また、研究開発活動に伴う費用計上が収益を上回り、営業損失、経常損失、当期純損失を計上する状態が続いています。このため、過年度の財務経営指標は、当社の期間業績比較及び将来の業績を予測する材料としては不十分な面があります。

②マイナスの利益剰余金を計上していることに関する事項

当社グループは研究開発型企業であり、医療製品が販売されるまでには研究開発費用が先行して計上されることとなります。そのため、第7期連結会計年度末において△1,596,490千円の利益剰余金を計上しており、第8期第1四半期連結会計期間末において△1,392,165千円の利益剰余金を計上しております。現時点における当社グループの開発製品は医療製品の中でも医療機器として製造承認の取得を目指しており、医薬品と比べて開発に要する費用と期間は格段に少なくなることを想定しております。計画どおりに研究開発を推進することにより、早期の利益確保を目指しております。しかしながら将来において、事業計画どおりに進展せず、当期純利益を獲得できない可能性及び利益剰余金がプラスとなる時期が遅れる可能性があります。

③税務上の繰越欠損金に関する事項

当社グループには、提出日現在において多額の税務上の繰越欠損金が存在しております。そのため繰越欠損金の期限が切れた場合には、課税所得の控除が受けられなくなります。そうした場合、通常の法人税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当期純利益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

④資金繰りに関する事項

当社グループは研究開発型企業であり、今後もパイプラインの開発費用が先行して発生します。事業提携やライセンスアウト等の契約の獲得、多様な資金調達等による資金確保に努めますが、事業計画どおりに進展しない場合には資金不足となり、事業継続に重大な影響を与える可能性があります。

⑤配当政策に関する事項

当社グループは創業以来、当期純損失を計上しており利益配当は実施しておりません。当社の医療製品事業は引き続き研究開発活動を実施していく必要があるため、資金の確保を優先する方針です。株主への利益還元については重要な経営課題と認識しておりますが、累積損失が処理された段階において財政状態及び経営成績を勘案しつつ利益配当についての方針を検討する所存であります。

(4)組織に関するリスク

①業歴が浅いことに関する事項

当社は平成16年5月に設立された社歴が浅い会社であり、期間業績比較を行うには十分な財務数値が得られません。また研究開発型企業であり、創業以来提出日現在で上市に至った製品はなく、事業ステージは先行投資の段階にあります。このため、事業の特性を踏まえると、過年度の経営成績だけでは、今後の業績を予想する材料としては不十分な面があります。

②小規模組織に関する事項

当社グループは提出日現在、親会社で取締役4名、監査役3名、従業員18名の計25名体制、子会社で取締役3名（内1名は親会社役員が兼務）、従業員2名の計4名体制の小規模組織であります。当社グループでは、業務遂行体制の充実に努めておりますが、小規模組織であり、内部管理体制も規模に応じたものとなっております。当社グループでは、今後の事業拡大に向け組織体制の一層の充実に図ってまいります。適切な組織体制の構築ができない場合には、経営効率に影響を及ぼす可能性があります。一方、急激な規模拡大は固定費の増加につながり、当社グループの財政状態と経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

③特定の人物への依存に関する事項

当社グループの事業推進者は、当社代表取締役である永野恵嗣と高村健太郎であります。この両名は経営戦略、開発戦略の決定、事業計画の策定、管理業務の推進における責任者として大きな影響力を有しております。このため、当社グループでは、両名に過度に依存しない体制を構築すべく、経営組織の強化を図っておりますが、当面は依存度が高い状態で推移すると見込まれます。そのため、両名が何らかの理由で業務を継続することが困難になった場合には、事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

④人材の確保及び育成に関する事項

当社グループの競争力の核は研究開発力、事業企画力にあるため、専門性の高い研究者等の人材の確保が不可欠であり、事業拡大を支えるために営業、製造、内部管理等の専門人材も必要となっており、当社グループでは、優秀な人材の確保及び社内人材の育成に努めておりますが、人材の確保及び育成が計画どおりに進まない場合には、当社グループの財政状態と経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(5)その他

①上場時の調達資金の使途に関する事項

当社は、上場時の調達資金の使途については、研究開発資金及び設備投資資金に充当していく方針であります。環境変化による予測不可能な技術革新や研究開発活動の長期化又は設備投資効果に時間を要する場合など投資効果をあげられる保証はありません。このような場合、投資家の期待している収益に結び付かない可能性があります。

②新株予約権の行使による株式価値の希薄化に関する事項

当社はストック・オプション制度を採用しております。既に発行されたストック・オプションには、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を付与する方式により株主総会にて決議されたもの、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を付与する方式により株主総会にて決議されたものがありますが、発行済みの新株予約権が全て行使された場合の潜在株式数は、提出日現在で合計544,400株となり、この潜在株式数と当社の発行済株式数3,792,000株とを合計した数4,336,400株に対し12.6%を占めております。これらの新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。当社は、今後も優秀な人材確保のために、同様のインセンティブを継続して実施していくことを検討しております。従いまして、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値はさらに希薄化する可能性があります。

③ベンチャーキャピタル等の当社株式保有比率に関する事項

当社の提出日現在における発行済株式総数は3,792,000株であり、そのうちベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下、「VC等」という。）が所有している株式数は932,000株であり、その所有割合は24.6%であります。

一般的にVC等が未上場株式に投資を行う目的は、上場後に当該株式を売却してキャピタルゲインを得ることであることから、VC等は当社の株式公開後において所有する株式の一部又は全部を売却することが想定されます。このことから、当社株式売却により、需給バランスの悪化が生じる可能性があり、当社株式の市場価格が低下する可能性があります。

④為替に関する事項

当社グループの取引のうち、自己組織化ペプチド技術製品の原材料の製造委託については、主に外貨建ての決済が行われておりますが、当社グループにおいては特段の為替リスクヘッジは行っておりません。

そのため、予想以上に為替相場の変動が生じた場合には、当社グループの業績はその影響を受ける可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社グループの経営上の重要な契約は以下のとおりです。

(1) 技術導入契約

契約会社名	子会社（3-D Matrix, Inc.）（注） 1
契約相手方名	M I T
契約書名	「AMENDED AND RESTATED EXCLUSIVE PATENT LICENSE AGREEMENT」 「FIRST AMENDMENT」、「SECOND AMENDMENT」、「THIRD AMENDMENT TO AMENDED AND RESTATED EXCLUSIVE PATENT LICENSE AGREEMENT」
契約期間	本特許権に含まれる全ての登録済み特許及び出願特許が期間満了又は放棄されるまで。
主な契約内容	① 許諾内容 M I Tは3-D Matrix, Inc.に対し、次表に記載のM I Tの有する自己組織化ペプチド技術に係る特許権（出願中のものを含む。）の全世界における独占的实施権（再実施許諾権付）を許諾する。 ② 対象となる主な特許権等 （次表参照）

対象発明の名称	登録番号	出願日	登録日	期限
自己組織化ペプチド物質特許	US 5670483	平成 6 年11月30日	平成 9 年 9 月23日	平成26年11月29日
自己組織化ペプチド細胞培養法	US 5955343	平成 6 年 8 月22日	平成11年 9 月21日	平成26年 8 月21日
自己組織化ペプチド物質特許 （自己組織化方法・阻害方法含む）	US 6548630	平成 9 年 7 月22日	平成15年 4 月15日	平成29年 7 月21日
自己組織化ペプチド細胞培養法	US 6800481	平成 9 年 3 月26日	平成16年10月 5 日	平成29年 3 月25日
自己組織化ペプチドたんぱく質の薬物送達法	US 7098028	平成15年 3 月17日	平成18年 8 月29日	平成35年 3 月16日
自己組織化ペプチド軟骨細胞培養法	US 7449180	平成13年 2 月 6 日	平成20年11月30日	平成33年 2 月 5 日
自己組織化ペプチド軟骨細胞培養法	EP 717398	平成14年 2 月 6 日	平成20年12月31日	平成34年 2 月 5 日
自己組織化ペプチド修飾ペプチド物質特許 （注） 2	US 7713923	平成16年 6 月25日	平成22年 5 月11日	平成36年 6 月24日
自己組織化ペプチド神経再生法	US 2005/0287186	平成16年10月18日	—	—

（注） 1 当社の子会社である3-D Matrix, Inc. が契約当事者となり、M I Tから自己組織化ペプチド技術に係る特許権（出願中のものを含みます。）の全世界における専用実施権の許諾を受け、当社は3-D Matrix, Inc. から、同特許権のアジア地域における専用実施権の再許諾を受けています。

2 欧州・日本・カナダの各国への特許出願及びP C Tに基づく国際特許出願も実施しており、現在審査中であります。

(2) 業務提携契約

契約会社名	当社
契約先名	伊藤忠ケミカルフロンティア(株) (以下「ＩＣＦ」という。)
契約書名	業務提携契約
契約期間	日本国での止血材製品の販売開始の10年後の日まで。但し、かかる期間の満了後は、3年毎の自動更新となる。
主な契約内容	止血材製品の日本及びアジア地域における市場拡大に向けた長期的なパートナーシップ構築を目的とした業務提携を行う。 ①ペプチド原材料の調達に関する提携 ＩＣＦは、止血材製品を製造するために当社が調達するペプチド原材料について、当社に対し調達先の推薦・選定及び調達条件に関する助言を行う。調達先が選定された場合、ＩＣＦが調達先からペプチド原材料を購入し、当社はＩＣＦからペプチド原材料の全量を購入する。 ②製剤の業務委託先に関する提携 ＩＣＦは、止血材製品を製造するために当社が製剤を委託する委託先について、当社に対し推薦・選定及び委託条件に関する助言を行う。 ③販売提携先に関する提携 ＩＣＦは、止血材製品を日本及びアジア地域で販売する権利の許諾を受けて同製品を購入する販売パートナーの推薦・選定及び販売条件について助言を行う。販売パートナーが選定された場合、当社がＩＣＦに止血材製品の全量を販売し、ＩＣＦが販売パートナーに製品を販売するものとする。

(3) 止血材製品に関する独占販売権許諾契約

< 国内 >

契約会社名	当社
契約先名	扶桑薬品工業(株) (以下「扶桑」という。)
契約書名	独占販売権許諾契約書
契約期間	止血材製品の保険掲載の日から10年後の日まで。
主な契約内容	① 許諾内容 A. 当社は、扶桑に対し、止血材製品の日本における独占的販売権を付与する。 B. 扶桑は、毎年定められた最低購入量の止血材製品を当社から購入する。 ② 対価 当社は、扶桑から、治験計画届の受理時、製造販売承認申請時及び製造販売承認取得時にマイルストーンペイメントを受領する。

< 国外、韓国 >

契約会社名	当社
契約先名	Daewoong Pharmaceutical Co.LTD (以下「Daewoong」という。)
契約書名	PARTNERSHIP AGREEMENT、AMENDMENT TO PARTNERSHIP AGREEMENT
契約期間	韓国における止血材製品の製造販売承認の10年後の日まで。但し、かかる期間の満了後は、2年毎の自動更新となる。
主な契約内容	当社は、Daewoongに対し、止血材製品の韓国における独占的販売権を付与する。 当社は、Daewoongから、契約一時金及び一定の時点においてマイルストーンペイメントを受領する。

(4) 止血材製品に関する製造委託契約

< 国内 >

契約会社名	当社
契約先名	扶桑
契約書名	製造委託契約書
契約期間	扶桑との上記独占販売権許諾契約書が失効するまで。
主な契約内容	当社は、扶桑に対し、止血材製品の製造工程の一部を独占的に委託する。

(5) 止血材製品に関する開発・製造・販売提携契約

< 国外、台湾 >

契約会社名	当社
契約先名	Excelsior Medical Co.,Ltd. (以下「Excelsior」という。)
契約書名	LICENSE AGREEMENT
契約期間	平成32年9月17日まで。但し、かかる期間の満了後は2年毎の自動更新となる。
主な契約内容	当社は、Excelsiorに対し、止血材製品の台湾における独占的開発・製造及び販売権を付与する。 当社は、Excelsiorから、契約一時金及び一定の時点においてマイルストーンペイメントを受領する。

(6) 研究試薬に関する販売提携契約

契約会社名	当社
契約先名	Becton, Dickinson and Company (以下「BD」という。)
契約書名	SUPPLY AGREEMENT
契約期間	平成25年2月28日まで。但し、かかる期間の満了後は1年毎の自動更新となる。
主な契約内容	当社は、BDに対し、全世界における、Puramatrix製品 (RAD A16) の研究試薬の独占的販売権を許諾する。

6 【研究開発活動】

(1) 研究開発目的・体制

当社グループは、外科医療や再生分野の発展に寄与すべく、自己組織化ペプチド技術を吸収性局所止血材、歯槽骨再建材等のパイプラインへ応用し、製品化に向けた研究開発活動を行っています。

当社の研究開発活動は、製造販売承認申請・品質管理体制等を管掌する薬事開発部（全3名）、臨床試験における臨床施設・治験医師・治験モニタリング等を管掌する事業開発部（全6名）の2部門で行っており、全体の管理を代表取締役社長が統括・管掌する体制です。また、必要に応じて適宜外部機関に対する一部検査・試験等の委託やCROを活用する等、少人数であっても効率的に研究開発が進められる体制を整備しております。子会社においても、当社のサポートの下で、外部の薬事コンサルタントなどの外部支援を得て進めています。

(2) 研究開発活動

第7期連結会計年度（自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日）

当連結会計年度における当社グループの研究開発費の総額は232,599千円であり、主な研究開発活動として下記のとおり実施いたしました。

① 外科領域

A 吸収性局所止血材の開発

当社は、自己組織化ペプチド技術を基礎技術として外科医療分野における「吸収性局所止血材」の研究開発を進めていますが、まず日本国内における上市を目指し、PMDAへの治験計画届の提出・承認を得て、各治験施設での臨床試験を実施し、平成23年4月に各治験施設での臨床試験を終了いたしました。また、同時に上市に向けた本製品の安定性試験等の各試験も実施いたしました。

B 粘膜隆起材・血管閉塞材

吸収性局所止血材に続くパイプラインとして研究開発を実施しており、前臨床試験として主に安全性や有効性に関する試験を実施いたしました。

② 再生医療領域

歯槽骨再建材の開発

当社グループは自己組織化ペプチド技術を基礎技術とした医療機器として、再生医療分野で「歯槽骨再建材」の研究開発を進めております。歯槽骨再建材は、子会社が米国内において製品化を目指しており、臨床試験に向け安全性や有効性に関する試験を実施し、平成23年3月に米国FDAからIDEの条件付承認を取得し、臨床試験に向けた準備を開始しております。

③ DDS 領域

当社は、界面活性ペプチドを用い国立がんセンターと新規癌治療技術の開発に向けて共同研究を行っており、癌細胞への徐放技術の確立に向け前臨床試験を開始しております。

第8期第1四半期連結累計期間（自 平成23年5月1日 至 平成23年7月31日）

当第1四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費の総額は39,844千円であり、主な研究開発活動として下記のとおり実施いたしました。

① 外科領域

A 吸収性局所止血材の開発

当社は、自己組織化ペプチド技術を基礎技術として外科医療分野における「吸収性局所止血材」の研究開発を進めておりますが、まず日本国内における上市を目指し、平成23年4月に治験施設での臨床試験を終了したのに引き続き、平成23年5月にPMDAへの製造販売承認申請を行いました。また、同時に上市に向けた本製品の安定性試験等の各試験も実施いたしました。

B 粘膜隆起材・血管閉塞材

吸収性局所止血材に続くパイプラインとして研究開発を実施しており、前臨床試験として主に安全性や有効性に関する試験を実施いたしました。

②再生医療領域

歯槽骨再建材の開発

当社グループは自己組織化ペプチド技術を基礎技術とした医療機器として、再生医療分野で「歯槽骨再建材」の研究開発を進めております。歯槽骨再建材は子会社が米国内において製品化を目指しており、臨床試験に向け安全性や有効性に関する試験を実施し、平成23年7月に米国FDAからIDEの承認を取得し、臨床試験に向けた準備を開始しております。

③DDS領域

当社は、界面活性ペプチドを用い国立がんセンターと新規癌治療技術の開発に向けて共同研究を行っており、癌細胞への徐放技術の確立に向け前臨床試験を開始しております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの第7期連結会計年度及び第8期第1四半期連結累計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。文中における将来に関する事項は、提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択、適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第7期連結会計年度（自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日）

当連結会計年度末における総資産は1,199,050千円（前連結会計年度末比1,096千円の増加）となりました。

流動資産につきましては、666,456千円（同72,082千円の増加）となりました。これは主に、現金及び預金45,211千円及び前渡金25,723千円の増加によるものです。

固定資産につきましては、532,593千円（同70,986千円の減少）となりました。これは主に、長期前払費用6,487千円の増加があるものの、無形固定資産であるのれん償却額70,000千円の減少によるものです。

負債につきましては、49,111千円（同18,296千円の増加）となりました。これは主に、未払費用20,105千円の増加がある一方、前受金8,320千円の減少によるものです。

純資産の部につきましては、1,149,938千円（同17,199千円の減少）となりました。これは主に、第三者割当増資による資本金250,000千円及び資本剰余金250,000千円及び新株予約権10,826千円の増加がある一方、当期純損失533,952千円によるものです。

第8期第1四半期連結累計期間（自 平成23年5月1日 至 平成23年7月31日）

当第1四半期連結累計期間末における総資産は1,397,303千円（前連結会計年度末比198,253千円の増加）となりました。

流動資産につきましては、852,486千円（186,030千円の増加）となりました。これは主に、現金及び預金182,662千円及び前渡金9,534千円の増加によるものです。

固定資産につきましては、544,816千円（12,223千円の増加）となりました。これは主に、医療製品製造調整のための設備26,880千円があるものの、無形固定資産であるのれん償却額17,500千円の減少によるものです。

負債につきましては、39,346千円（前連結会計年度末比9,765千円の減少）となりました。これは主に、未払費用21,980千円の減少があるものの、未払消費税14,694千円の増加によるものです。

純資産の部につきましては、1,357,957千円（前連結会計年度比208,018千円の増加）となりました。これは主に、四半期純利益204,325千円によるものです。

(3) 経営成績の分析

第7期連結会計年度（自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日）

当連結会計年度の事業収益は158,320千円（前連結会計年度比243,269千円の減少）となりました。これは主に、契約一時金による研究開発事業収益が150,000千円（前連結会計年度比250,000千円の減少）となったことによるものです。

事業費用につきましては640,775千円（同173,751千円の増加）となりました。これは主に、人員の増加等に伴い販売費及び一般管理費が50,321千円増加したこと及びTDM-621の治験費用の増加等に伴い研究開発費が121,965千円増加したことによるものです。

営業損失につきましては、482,455千円（同417,020千円の増加）となりました。これは主に事業収益243,269千円の減少及び事業費用173,751千円の増加によるものであります。

経常損失につきましては、509,634千円（同449,703千円の増加）、当期純損失につきましては533,952千円（同473,049千円の増加）となりました。

第8期第1四半期連結累計期間（自 平成23年5月1日 至 平成23年7月31日）

当第1四半期連結累計期間の事業収益は400,000千円となりました。これは、TDM-621に関するマイルストーンペイメントによる研究開発事業収益400,000千円によるものです。

事業費用につきましては、人員の増加に伴う費用及びマイルストーンペイメントに対する販売手数料を計上したことにより、189,781千円となりました。

上記の結果、営業利益は210,218千円、経常利益は204,271千円、四半期純利益は204,325千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

第7期連結会計年度（自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日）

キャッシュ・フローの分析については「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループは、MITより自己組織化ペプチド技術にかかる特許実施権の許諾を受け、同技術を用いた開発パイプラインの拡充、製品化への研究開発、事業化戦略の立案等の企画機能に特化する戦略を取っています。

中期的に重要な影響を与える要因は第1パイプラインである吸収性局所止血材製品の上市であり、上市されるまでの間は、主に本製品の開発に伴うマイルストーンペイメントによる収益が事業収益に対して高い比重を占めます。従いまして、製品が上市されるまでは、開発の進行状況が当社の損益に大きな影響を及ぼすこととなります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社グループは、医療分野において、自己組織化ペプチド技術を用いた医療機器を始めとする様々な医療製品の開発を行っており、主なパイプラインとして外科分野における吸収性局所止血材、再生医療分野における歯槽骨再建材を医療機器として研究開発を進めております。

当社は、国内においては特に吸収性局所止血材の臨床試験を終了し製造販売承認申請を行っておりますが、本製造販売承認の取得によりマイルストーンペイメントを確保し、上市による製品販売を開始していく予定であります。

当社は、国外においては、アジア地域では各国における独占販売権許諾の候補先企業と交渉を進めておりましたが、Daewoong Pharmaceutical Co., LTD（韓国）とExcelsior Medical Co., Ltd.（台湾）との間で契約を締結いたしました。今後は各国内での製造販売承認申請を取得し上市を目指すとともに、中国等への展開も検討してまいります。さらに並行して、欧米等への展開も積極的に模索していく所存であります。

また新分野での医療製品候補の探索や基礎研究を行い、既存パイプラインの進展、新パイプラインの拡充、ライセンスアウトの模索に向けた研究開発が企業価値を高めるコア要素と考えており、経営資源を投入してまいります。当社は、吸収性局所止血材について、国内、韓国及び台湾にて製造販売承認を取得し、保険収載がなされるまでに合計で9億90百万円のマイルストーンペイメントを受領することとなっています。安定的な利益確保時期は、第1パイプラインである吸収性局所止血材の上市を契機とする製品販売の事業収益が計上され、当該収益が研究開発費等の事業費用を超える時期と見込んでおります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第7期連結会計年度（自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日）

当連結会計年度の設備投資につきましては、本社機能や研究開発機能の充実などを目的とした設備投資を実施しております。

当連結会計年度の設備投資の総額は3,329千円であり、その主なものは業務用コンピュータの購入や研究開発用資産の購入及び試験検査室の設備・工事によるものであります。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

第8期第1四半期連結累計期間（自 平成23年5月1日 至 平成23年7月31日）

当第1四半期連結累計期間の設備投資につきましては、本社機能や研究開発機能の充実及び製造設備の整備を目的とした設備投資を実施しております。

当第1四半期連結累計期間の設備投資の総額は27,322千円であり、その主なものは製造用の調整タンクの購入によるものであります。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成23年7月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員 数 (名)
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	建設仮勘定	合計	
本社 (東京都千代田区)	医療製品事業	本社機能 研究開発	634	4,996	26,880	32,510	18

- (注) 1 帳簿価額には消費税等は含んでおりません。
 2 現在休止中の設備はありません。
 3 上記の他、主要な賃借及びリース設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	リース期間	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
本社 (東京都千代田区)	医療製品事業	本社機能	6年	244	979

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

(3) 在外子会社

平成23年7月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)		従業員数 (名)
				工具、器具及び 備品	合計	
3-D Matrix, Inc.	本社 (Massachusetts, USA.)	医療製品事業	本社機能	45	45	2

- (注) 1 帳簿価額には消費税等は含んでおりません。
 2 現在休止中の設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】（平成23年8月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額 (注) 1		資金調達 方法	着手 年月	完成予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
提出 会社	本社 (東京都 千代田区) (注) 2	医療製品 事業	医療製品 製造調整設備 1式	84,000	26,880	リース (注) 3	平成23 年5月	平成23 年11月	(注) 4
		医療製品 事業	シリンジ 金型設備	40,000	—	増資資金	平成23 年11月	平成25 年5月	(注) 4
	本社 (東京都 千代田区)	医療製品 事業	試験検査 設備	60,000	—	増資資金	平成24 年5月	平成26 年4月	(注) 5

(注) 1 投資予定額は現段階での概算金額であり、消費税等は含んでおりません。

2 設置場所については、製造委託先である扶桑薬品工業(株)城東工場内(大阪府大阪市)であります。

3 設備を当社で購入した後、リース会社がリース契約に基づき当該設備を当社から購入し、改めて当社に対しリースにて設備が提供される「セール・アンド・リースバック契約」を予定しております。

4 当社グループは生産活動開始前であるため、完成後の増加能力については、記載しておりません。

5 検査の精度の向上及び検査項目の増加等を目的としているため、完成後の増加能力については、記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,168,000
計	15,168,000

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,792,000	非上場	単元株式数は100株であります。
計	3,792,000	—	—

(注) 1 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。

2 平成23年7月6日の取締役会決議に基づき平成23年7月26日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行うとともに、平成23年7月25日の株主総会決議に基づき平成23年7月26日付で1単元を100株とする単元株式制度を導入しております。

3 平成23年8月11日の取締役会決議に基づき、平成23年8月30日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年7月22日臨時株主総会決議・平成16年9月27日取締役会決議（第2回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成23年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数	100個(注)1	100個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	100株(注)1	40,000株(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額	200,000円(注)2	500円(注)2、4
新株予約権の行使期間	平成16年9月28日 ～平成26年9月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 200,000円 資本組入額 100,000円	発行価格 500円 資本組入額 250円 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1 (1)新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「目的株式数」という。)は、1株であります。

(2)当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的株式数を調整するものいたします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果1株の100分の1の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものいたします。

調整後目的株式数＝調整前目的株式数×合併・併合の比率

(3)当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合には、当社は目的株式数を調整することができるものいたします。この場合には、(2)但書を準用するものいたします。

- 2 (1) 新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき新株予約権 1 個当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)は、当該時点における目的株式数 1 株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額といたします。
- (2) 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \frac{\text{新規発行または処分株式数}}{1 \text{ 株当たり払込金額または処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数といたします。

- (3) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものといたします。ただし、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (4) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合には、当社は行使価額を調整することができ、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものといたします。
- 3 (1) 当社の取締役、監査役または従業員は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役または従業員であることを要します。ただし、当社の取締役若しくは監査役が任期満了により退任した場合または従業員が定年により退職した場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。
- (2) ① 新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合には、新株予約権の行使期間開始後 6 カ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。
- ② 新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合には、新株予約権者死亡後 6 カ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。
- 4 平成23年 7 月26日付をもって普通株式 1 株につき100株の割合で、平成23年 8 月30日付をもって普通株式 1 株につき 4 株の割合で株式分割を行っておりますので、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額については、分割による調整後のものとなっております。

平成16年 7 月22日臨時株主総会決議・平成16年11月 5 日取締役会決議(第2回新株予約権 (ろ))

	最近事業年度末現在 (平成23年 4 月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年 8 月31日)
新株予約権の数	20個(注) 1	20個(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	20株(注) 1	8,000株(注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額	200,000円(注) 2	500円(注) 2、4
新株予約権の行使期間	平成16年11月 8 日 ～平成26年11月 7 日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 200,000円 資本組入額 100,000円	発行価格 500円 資本組入額 250円 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する	同左
代用払込に関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 (1) 新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数(以下「目的株式数」という。)は、1 株であります。

(2) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的株式数を調整するものとし、
す。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、
調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、
調整後目的株式数＝調整前目的株式数×分割・併合の割合

(3) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合には、当社は目的株式数を調整することができるものとし、(2)但書を準用するものとし、

2 (1) 新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき新株予約権1個当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額といたします。

(2) 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとし、

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \frac{\text{新規発行または処分株式数}}{1 \text{株当たり払込金額または処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数といたします。

(3) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものとし、
ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとし、

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(4) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合には、当社は行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとし、

3 (1) 当社の取締役、監査役または従業員は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役または従業員であることを要します。ただし、当社の取締役若しくは監査役が任期満了により退任した場合または従業員が定年により退職した場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

(2) ①新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合には、新株予約権の行使期間開始後6カ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものとし、

②新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合には、新株予約権者死亡後6カ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものとし、

(3) その他新株予約権の行使の条件については、新株予約権発行にかかる取締役会決議に基づき、割当契約に定めることといたします。

4 平成23年7月26日付をもって普通株式1株につき100株の割合で、平成23年8月30日付をもって普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますので、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額については、分割による調整後のものとなっております。

平成16年7月22日臨時株主総会決議・平成17年7月11日取締役会決議（第3回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成23年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数	88個(注)1	88個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	88株(注)1	35,200株(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額	200,000円(注)2	500円(注)2、4
新株予約権の行使期間	当社取締役及び従業員 平成18年7月23日 ～平成26年7月22日 上記以外の者 平成17年7月11日 ～平成26年7月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 200,000円 資本組入額 100,000円	発行価格 500円 資本組入額 250円 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

- (注) 1 (1) 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「目的株式数」という。)は、1株であります。
- (2) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的株式数を調整するものといたします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものといたします。
- $$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割・併合の割合}$$
- (3) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合には、当社は目的株式数を調整することができるものといたします。この場合には、(2)但書を準用するものといたします。
- 2 (1) 新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき新株予約権1個当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額といたします。
- (2) 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。
- $$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \frac{\text{新規発行または処分株式数}}{1} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$
- 上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数といたします。
- (3) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものといたします。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- (4) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合には、当社は行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。
- 3 (1) 当社の取締役、監査役または従業員は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役または従業員であることを要します。ただし、当社の取締役若しくは監査役が任期満了により退任した場合または従業員が定年により退職した場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

- (2) ①新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合には、新株予約権の行使期間開始後6カ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。
- ②新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合には、新株予約権者死亡後6カ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。
- (3)当社は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権の割当に関する契約において、新株予約権者による新株予約権の行使について下記の制限を定めることがあります。
- 新株予約権者は1年間(1月1日から12月31日までの期間をいう。)における新株予約権の行使によって取得する株式の発行価額(自己株式を譲り受ける場合には自己株式の処分価額)の合計額が1,200万円を超えないように、その保有する新株予約権を行使しなければならないことといたします。
- (4)その他新株予約権の行使の条件については、新株予約権の発行にかかる取締役会決議に基づき、割当契約に定めることといたします。
- 4 平成23年7月26日付をもって普通株式1株につき100株の割合で、平成23年8月30日付をもって普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますので、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額については、分割による調整後のものとなっております。

平成17年7月28日定時株主総会・平成18年5月31日取締役会決議(第4回新株予約権)

	最近事業年度末現在 (平成23年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数	143個(注)1	143個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	143株(注)1	57,200株(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額	400,000円(注)2	1,000円(注)2、4
新株予約権の行使期間	当社取締役及び従業員 平成19年7月29日 ～平成28年5月30日 上記以外の者 平成18年5月31日 ～平成28年5月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 400,000円 資本組入額 200,000円	発行価格 1,000円 資本組入額 500円 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 (1)新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「目的株式数」という。)は、1株であります。
- (2)当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的株式数を調整するものといたします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものといたします。
- 調整後目的株式数=調整前目的株式数×分割・併合の割合
- (3)当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合には、当社は目的株式数を調整することができるものといたします。この場合には、(2)但書を準用するものといたします。
- 2 (1)新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき新株予約権1個当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額といたします。

- (2) 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \frac{\text{新規発行または処分株式数}}{1} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数といたします。

- (3) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものといたします。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (4) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合には、当社は行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

- 3 (1) 当社の取締役、監査役または従業員は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役または従業員であることを要します。ただし、当社の取締役若しくは監査役が任期満了により退任した場合または従業員が定年により退職した場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

- (2) ①新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合には、新株予約権の行使期間開始後6カ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。

- ②新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合には、新株予約権者死亡後6カ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。

- (3) 当社は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権の割当に関する契約において、新株予約権者による新株予約権の行使について下記の制限を定めることがあります。

新株予約権者は1年間(1月1日から12月31日までの期間をいう。)における新株予約権の行使によって取得する株式の発行価額(自己株式を譲り受ける場合には自己株式の処分価額)の合計額が1,200万円を超えないように、その保有する新株予約権を行使しなければならないことといたします。

- (4) その他新株予約権の行使の条件については、新株予約権の発行にかかる取締役会決議に基づき、割当契約に定めることといたします。

- 4 平成23年7月26日付をもって普通株式1株につき100株の割合で、平成23年8月30日付をもって普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますので、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額については、分割による調整後のものとなっております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年7月31日定時株主総会・平成19年7月30日取締役会決議（第5回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成23年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数	25個(注)1	25個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	25株(注)1	10,000株(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額	400,000円(注)2	1,000円(注)2、4
新株予約権の行使期間	従業員 平成21年8月1日 ～平成29年7月29日 上記以外の者 平成19年7月30日 ～平成29年7月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 400,000円 資本組入額 200,000円	発行価格 1,000円 資本組入額 500円 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 (1) 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「目的株式数」という。)は、1株であります。

(2) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的株式数を調整するものといたします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものといたします。

調整後目的株式数＝調整前目的株式数×分割・併合の割合

(3) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合には、当社は目的株式数を調整することができるものといたします。この場合には、(2)但書を準用するものといたします。

2 (1) 新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき新株予約権1個当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額といたします。

(2) 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \frac{\text{新規発行または処分株式数}}{1 \text{株当たり払込金額または処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数といたします。

(3) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものといたします。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(4) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合には、当社は行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

3 (1) 当社の従業員は、新株予約権の行使時において、当社の従業員であることを要します。ただし、当社の従業員が定年により退職した場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

- (2) ①新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合には、新株予約権の行使期間開始後6カ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。
- ②新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合には、新株予約権者死亡後6カ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。
- (3)当社は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権の割当に関する契約において、新株予約権者による新株予約権の行使について下記の制限を定めることがあります。
- 新株予約権者は1年間(1月1日から12月31日までの期間をいう。)における新株予約権の行使によって取得する株式の発行価額(自己株式を譲り受ける場合には自己株式の処分価額)の合計額が1,200万円を超えないように、その保有する新株予約権を行使しなければならないことといたします。
- (4)その他新株予約権の行使の条件については、新株予約権の発行にかかる取締役会決議に基づき、割当契約に定めることといたします。
- 4 平成23年7月26日付をもって普通株式1株につき100株の割合で、平成23年8月30日付をもって普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますので、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額については、分割による調整後のものとなっております。

平成19年7月30日定時株主総会・平成19年11月22日取締役会決議(第6回新株予約権)

	最近事業年度末現在 (平成23年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数	10個(注)1	10個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	10株(注)1	4,000株(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額	400,000円(注)2	1,000円(注)2、4
新株予約権の行使期間	平成19年12月1日 ～平成29年11月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 400,000円 資本組入額 200,000円	発行価格 1,000円 資本組入額 500円 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 (1)新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「目的株式数」という。)は、1株であります。
- (2)当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的株式数を調整するものといたします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものといたします。
- 調整後目的株式数＝調整前目的株式数×分割・併合の割合
- (3)当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合には、当社は目的株式数を調整することができるものといたします。この場合には、(2)但書を準用するものといたします。
- 2 (1)新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき新株予約権1個当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額といたします。

- (2) 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \frac{\text{新規発行または処分株式数}}{1 \text{ 株当たり払込金額または処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数といたします。

- (3) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものといたします。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (4) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合には、当社は行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。
- 3 (1) 当社の従業員は、新株予約権の行使時において、当社の従業員であることを要します。ただし、当社の従業員が定年により退職した場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。
- (2) ①新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合には、新株予約権の行使期間開始後6カ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。
- ②新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合には、新株予約権者死亡後6カ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。
- (3) 当社は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権の割当に関する契約において、新株予約権者による新株予約権の行使について下記の制限を定めることがあります。
- 新株予約権者は1年間(1月1日から12月31日までの期間をいう。)における新株予約権の行使によって取得する株式の発行価額(自己株式を譲り受ける場合には自己株式の処分価額)の合計額が1,200万円を超えないように、その保有する新株予約権を行使しなければならないことといたします。
- (4) その他新株予約権の行使の条件については、新株予約権の発行にかかる取締役会決議に基づき、割当契約に定めることといたします。
- 4 平成23年7月26日付をもって普通株式1株につき100株の割合で、平成23年8月30日付をもって普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますので、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額については、分割による調整後のものとなっております。

平成19年7月30日定時株主総会・平成20年7月9日取締役会決議（第7回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成23年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数	288個(注)1	288個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	288株(注)1	115,200株(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額	400,000円(注)2	1,000円(注)2、4
新株予約権の行使期間	当社取締役及び従業員 平成22年7月10日 ～平成30年7月9日 上記以外の者 平成20年7月10日 ～平成30年7月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 400,000円 資本組入額 200,000円	発行価格 1,000円 資本組入額 500円 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

- (注) 1 (1) 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「目的株式数」という。)は、1株であります。
- (2) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的株式数を調整するものといたします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものといたします。
- $$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割・併合の割合}$$
- (3) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合には、当社は目的株式数を調整することができるものといたします。この場合には、(2)但書を準用するものといたします。
- 2 (1) 新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき新株予約権1個当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額といたします。
- (2) 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。
- $$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \frac{\text{新規発行または処分株式数}}{1 \text{株当たり払込金額または処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$
- 上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数といたします。
- (3) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものといたします。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- (4) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合には、当社は行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。
- 3 (1) 当社の従業員は、新株予約権の行使時において、当社の従業員であることを要します。ただし、当社の従業員が定年により退職した場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。
- (2) ①新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合には、新株予約権の行使期間開始後6カ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。

- ②新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合には、新株予約権者死亡後6カ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。
- (3)当社は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権の割当に関する契約において、新株予約権者による新株予約権の行使について下記の制限を定めることがあります。
新株予約権者は1年間(1月1日から12月31日までの期間をいう。)における新株予約権の行使によって取得する株式の発行価額(自己株式を譲り受ける場合には自己株式の処分価額)の合計額が1,200万円を超えないように、その保有する新株予約権を行使しなければならないことといたします。
- (4)その他新株予約権の行使の条件については、新株予約権の発行にかかる取締役会決議に基づき、割当契約に定めることといたします。
- 4 平成23年7月26日付をもって普通株式1株につき100株の割合で、平成23年8月30日付をもって普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますので、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額については、分割による調整後のものとなっております。

平成20年7月25日定時株主総会・平成21年7月15日取締役会決議(第8回新株予約権)

	最近事業年度末現在 (平成23年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数	235個(注)1	235個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	235株(注)1	94,000株(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額	400,000円(注)2	1,000円(注)2、4
新株予約権の行使期間	当社取締役及び従業員 平成23年7月16日 ～平成31年7月15日 上記以外の者 平成21年7月16日 ～平成31年7月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 400,000円 資本組入額 200,000円	発行価格 1,000円 資本組入額 500円 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 (1)新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「目的株式数」という。)は、1株であります。
- (2)当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的株式数を調整するものといたします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果1株100分の1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものといたします。
調整後目的株式数＝調整前目的株式数×分割・併合の比率
- (3)当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合には、当社は目的株式数を調整することができるものといたします。この場合には、(2)但書を準用するものといたします。
- 2 (1)新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき新株予約権1個当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額といたします。

- (2) 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \frac{\text{新規発行または処分株式数}}{1 \text{ 株当たり払込金額または処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数といたします。

- (3) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものといたします。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (4) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合には、当社は行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

- 3 (1) 当社の取締役または従業員は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、従業員であることを要します。ただし、当社の取締役が任期満了により退任した場合、または当社の従業員が定年により退職した場合その他正当な理由がある場合には、この限りではありません。

- (2) ①新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合には、新株予約権の行使期間開始後6カ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。

- ②新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合には、新株予約権者死亡後6カ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。

- (3) 当社は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権の割当に関する契約において、下記事項に該当する新株予約権者による新株予約権の行使について下記の制限を定めることがあります。

新株予約権者は1年間(1月1日から12月31日までの期間をいう。)における新株予約権の行使によって取得する株式の発行価額(自己株式を譲り受ける場合には自己株式の処分価額)の合計額が1,200万円を超えないように、その保有する新株予約権を行使しなければならないことといたします。

- (4) その他新株予約権の行使の条件については、新株予約権の発行にかかる取締役会決議に基づき、割当契約に定めることといたします。

- 4 平成23年7月26日付をもって普通株式1株につき100株の割合で、平成23年8月30日付をもって普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますので、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額については、分割による調整後のものとなっております。

平成21年7月30日定時株主総会・平成22年7月8日取締役会決議（第9回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成23年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数	213個(注)1	213個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	213株(注)1	85,200株(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額	400,000円(注)2	1,000円(注)2、4
新株予約権の行使期間	当社取締役及び従業員 平成24年7月9日 ～平成32年7月8日 上記以外の者 平成22年7月9日 ～平成32年7月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 400,000円 資本組入額 200,000円	発行価格 1,000円 資本組入額 500円 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

- (注) 1 (1)新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「目的株式数」という。)は、1株であります。
- (2)当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的株式数を調整するものいたします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものいたします。
- 調整後目的株式数＝調整前目的株式数×分割・併合の比率
- (3)当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合には、当社は目的株式数を調整することができるものいたします。この場合には、(2)但書を準用するものいたします。
- 2 (1)新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき新株予約権1個当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額といたします。
- (2)当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものいたします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \frac{\text{新規発行または処分株式数}}{1} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数といたします。

- (3)当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものいたします。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものいたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (4)当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合には、当社は行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものいたします。

- 3 (1)当社の取締役または従業員は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、従業員であることを要します。ただし、当社の取締役が任期満了により退任した場合、または当社の従業員が定年により退職した場合その他正当な理由がある場合には、この限りではありません。

- (2) ①新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合には、新株予約権の行使期間開始後6カ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。
- ②新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合には、新株予約権者死亡後6カ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。
- (3)当社は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権の割当に関する契約において、下記事項に該当する新株予約権者による新株予約権の行使について下記の制限を定めることがあります。
- 新株予約権者は1年間(1月1日から12月31日までの期間をいう。)における新株予約権の行使によって取得する株式の発行価額(自己株式を譲り受ける場合には自己株式の処分価額)の合計額が1,200万円を超えないように、その保有する新株予約権を行使しなければならないことといたします。
- (4)その他新株予約権の行使の条件については、新株予約権の発行にかかる取締役会決議に基づき、割当契約に定めることといたします。
- 4 平成23年7月26日付をもって普通株式1株につき100株の割合で、平成23年8月30日付をもって普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますので、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額については、分割による調整後のものとなっております。

平成22年7月29日定時株主総会・平成23年4月26日取締役会決議(第10回新株予約権)

	最近事業年度末現在 (平成23年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数	239個(注)1	239個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	239株(注)1	95,600株(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額	500,000円(注)2	1,250円(注)2、4
新株予約権の行使期間	当社取締役及び従業員 平成25年4月27日 ～平成33年4月26日 上記以外の者 平成23年4月27日 ～平成33年4月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 500,000円 資本組入額 250,000円	発行価格 1,250円 資本組入額 625円 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 (1)新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「目的株式数」という。)は、1株であります。
- (2)当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的株式数を調整するものといたします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものといたします。
- 調整後目的株式数=調整前目的株式数×分割・併合の比率
- (3)当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合には、当社は目的株式数を調整することができるものといたします。この場合には、(2)但書を準用するものといたします。
- 2 (1)新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき新株予約権1個当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額といたします。

- (2) 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \frac{\text{新規発行または処分株式数}}{1} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数といたします。

- (3) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものといたします。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (4) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合には、当社は行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。
- 3 (1) 当社の取締役または従業員は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、従業員であることを要します。ただし、当社の取締役が任期満了により退任した場合、または当社の従業員が定年により退職した場合その他正当な理由がある場合には、この限りではありません。
- (2) ①新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合には、新株予約権の行使期間開始後6カ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。
- ②新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合には、新株予約権者死亡後6カ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。
- (3) 当社は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権の割当に関する契約において、下記事項に該当する新株予約権者による新株予約権の行使について下記の制限を定めることがあります。
- 新株予約権者は1年間(1月1日から12月31日までの期間をいう。)における新株予約権の行使によって取得する株式の発行価額(自己株式を譲り受ける場合には自己株式の処分価額)の合計額が1,200万円を超えないように、その保有する新株予約権を行使しなければならないことといたします。
- (4) その他新株予約権の行使の条件については、新株予約権の発行にかかる取締役会決議に基づき、割当契約に定めることといたします。
- 4 平成23年7月26日付をもって普通株式1株につき100株の割合で、平成23年8月30日付をもって普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますので、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額については、分割による調整後のものとなっております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年10月11日 (注) 1	1,448	6,180	289,600	649,300	289,600	639,300
平成19年11月30日 (注) 2	75	6,255	15,000	664,300	15,000	654,300
平成19年12月10日 (注) 3	75	6,330	15,000	679,300	15,000	669,300
平成19年12月26日 (注) 4	100	6,430	20,000	699,300	20,000	689,300
平成20年3月31日 (注) 5	330	6,760	66,000	765,300	66,000	755,300
平成20年4月30日 (注) 6	220	6,980	44,000	809,300	44,000	799,300
平成21年4月17日 (注) 7	62	7,042	12,400	821,700	12,400	811,700
平成21年5月28日 (注) 8	63	7,105	12,600	834,300	12,600	824,300
平成21年7月13日 (注) 9	125	7,230	25,000	859,300	25,000	849,300
平成21年11月25日 (注) 10	1,250	8,480	250,000	1,109,300	250,000	1,099,300
平成22年9月24日 (注) 11	400	8,880	100,000	1,209,300	100,000	1,199,300
平成22年9月29日 (注) 12	600	9,480	150,000	1,359,300	150,000	1,349,300
平成23年7月26日 (注) 13	938,520	948,000	—	1,359,300	—	1,349,300
平成23年8月30日 (注) 14	2,844,000	3,792,000	—	1,359,300	—	1,349,300

(注) 1 有償第三者割当

割当先 3DM Investment, LLC、Massachusetts Institute of Technology

発行価格 400,000円、資本組入額 200,000円

2 有償第三者割当

割当先 株式会社伸和

発行価格 400,000円、資本組入額 200,000円

3 有償第三者割当

割当先 日本メナード化粧品株式会社、野々川純一

発行価格 400,000円、資本組入額 200,000円

4 有償第三者割当

割当先 T E I 1号投資事業有限責任組合

発行価格 400,000円、資本組入額 200,000円

5 有償第三者割当

割当先 安田企業投資4号投資事業有限責任組合、投資事業組合N F P－A F 1号

発行価格 400,000円、資本組入額 200,000円

6 有償第三者割当

割当先 有限会社大研地所、岡本安明、寺田武史、藤井靖弘、森下竜一、その他4名

発行価格 400,000円、資本組入額 200,000円

7 有償第三者割当

割当先 伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社

発行価格 400,000円、資本組入額 200,000円

8 有償第三者割当

割当先 伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社

発行価格 400,000円、資本組入額 200,000円

9 有償第三者割当

割当先 伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社

発行価格 400,000円、資本組入額 200,000円

10 有償第三者割当

割当先 安田企業投資 4 号投資事業有限責任組合、JAIC-中小企業グローバル支援投資事業有限責任組合、ソネット・エムスリー株式会社（現エムスリー株式会社）、ジャフコ・産学パイオインキュベーション投資事業有限責任組合、TAIB-JAIC Asian Balanced Private Equity Fund

発行価格 400,000円、資本組入額 200,000円

11 有償第三者割当

割当先 扶桑薬品工業株式会社

発行価格 500,000円、資本組入額 250,000円

12 有償第三者割当

割当先 Excelsior Medical Co.,Ltd.、Daewoong Pharmaceutical Co.LTD

発行価格 500,000円、資本組入額 250,000円

13 株式分割（1：100）によるものであります。

14 株式分割（1：4）によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成23年 8 月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	—	1	—	14	7	—	30	52	—
所有株式数 （単元）	—	400	—	9,240	12,232	—	16,048	37,920	—
所有株式数 の割合（％）	—	1.05	—	24.37	32.26	—	42.32	100.00	—

（注）平成23年 7 月26日付をもって 1 株につき100株の割合で、平成23年 8 月30日付をもって 1 株につき 4 株の割合で株式分割を実施しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,792,000	37,920	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数 100株
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,792,000	—	—
総株主の議決権	—	37,920	—

(注) 平成23年7月26日付をもって普通株式1株につき100株の割合で、平成23年8月30日付をもって普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。

② 【自己株式等】

平成23年8月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。

当該制度は、旧商法及び会社法の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

平成16年7月22日臨時株主総会決議・平成16年9月27日取締役会決議（第2回新株予約権）

決議年月日	平成16年7月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 社外協力者 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 平成23年9月16日現在におきましては、付与対象者は退職等により2名減少しております。

平成16年 7月22日臨時株主総会決議・平成16年11月 5日取締役会決議（第2回新株予約権（ろ））

決議年月日	平成16年 7月22日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成16年 7月22日臨時株主総会決議・平成17年 7月11日取締役会決議（第3回新株予約権）

決議年月日	平成16年 7月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 5名 子会社取締役 1名 社外協力者 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）平成23年 9月16日現在におきましては、付与対象者は退職等により 5名減少しております。

平成17年 7月28日定時株主総会決議・平成18年 5月31日取締役会決議（第4回新株予約権）

決議年月日	平成17年 7月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 2名 当社従業員 6名 社外協力者 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）平成23年 9月16日現在におきましては、付与対象者は退職等により 5名減少しております。

平成18年 7月31日 定時株主総会決議・平成19年 7月30日 取締役会決議（第5回新株予約権）

決議年月日	平成18年 7月31日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 6名 社外協力者 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 平成23年 9月16日現在におきましては、付与対象者は退職等により2名減少しております。

平成19年 7月30日 定時株主総会決議・平成19年11月22日 取締役会決議（第6回新株予約権）

決議年月日	平成19年 7月30日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等状況」に記載のとおりであります。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成19年 7月30日 定時株主総会決議・平成20年 7月 9日 取締役会決議（第7回新株予約権）

決議年月日	平成19年 7月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社及び子会社従業員 8名 社外協力者 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 平成23年 9月16日現在におきましては、付与対象者は退職等により2名減少しております。

平成20年 7 月25日 定時株主総会決議・平成21年 7 月15日 取締役会決議（第8回新株予約権）

決議年月日	平成20年 7 月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3 名 子会社取締役 2 名 当社及び子会社従業員 11名 社外協力者 3 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）平成23年 9 月16日現在におきましては、付与対象者は退職等により 1 名減少しております。

平成21年 7 月30日 定時株主総会決議・平成22年 7 月 8 日 取締役会決議（第9回新株予約権）

決議年月日	平成21年 7 月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3 名 子会社取締役 2 名 当社及び子会社従業員 15名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）平成23年 9 月16日現在におきましては、付与対象者は退職等により 1 名減少しております。

平成22年 7 月29日 定時株主総会・平成23年 4 月26日 取締役会決議（第10回新株予約権）

決議年月日	平成22年 7 月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3 名 子会社取締役 2 名 当社及び子会社従業員 20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議または取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は年1回の期末配当の実施及び利益に応じて中間配当を実施していくことを基本方針としております。しかしながら、当社は、未だ医療製品の開発に向け継続的に研究開発活動の実施へ資金を充当する段階であり、設立以来配当を実施しておらず、また、第7期事業年度末においても配当可能な状況にありません。今後も当面は研究開発活動へ資金を優先的に充当していく予定であり、株主に対する利益還元については重要な経営課題と認識しておりますが、累積損失が処理された段階において、財務状態及び経営成績を勘案しつつ配当の実施について検討する所存であります。

また、当社の配当決定機関は株主総会ですが、中間配当につきましては会社法第454条第5項に定める中間配当を取締役会決議で行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長	—	永野 恵嗣	昭和29年6月8日	昭和53年4月 昭和61年6月 平成5年4月 平成6年4月 平成12年4月 平成16年5月 平成19年10月	エクソン化学㈱（現エクソンモ ービル(有)）入社 Bain & Company, Inc. 東京事務 所入所 同東京事務所パートナー就任 同韓国事務所所長就任 New Media Japan, Inc. 設立 日本代表就任 当社設立 代表取締役会長就任 （現任） 3-D Matrix, Inc. 取締役CEO 就任（現任）	(注) 3	376,000 (注) 6
代表取締役 社長	—	高村 健太郎	昭和30年2月3日	昭和53年4月 昭和56年1月 平成3年7月 平成6年9月 平成11年2月 平成14年2月 平成14年9月 平成17年7月 平成19年7月	東京医科大学血清学教室入職 HOYA㈱入社 メディカル事 業部 日本アイオプティックス㈱ 薬 事開発部長就任 ㈱ニデック 東京研究センター 所長就任 ㈱ジャパン・ティッシュ・エン 지니어リング取締役就任 兼 ㈱ニデック 生物工学研究所長 就任 ㈱メディネット専務取締役就任 同社取締役最高執行責任者就任 当社取締役就任 当社代表取締役社長就任 （現任）	(注) 3	—
取締役	管理部管掌	岡田 淳	昭和49年7月31日	平成10年4月 平成17年8月 平成19年7月	Bain & Company, Inc. 東京事務 所入所 当社入社 経営企画部マネー ジャー就任 当社取締役就任（現任）	(注) 3	—
取締役	—	藤本 淳司	昭和42年2月6日	平成8年4月 平成9年4月 平成12年9月 平成14年1月 平成19年4月 平成19年7月 平成21年6月 平成23年4月	テキサス大学 ポストドクター 研究員 国立療養所中部病院長寿医療研 究センター研究員 名古屋大学医学部講師 ㈱ティッシュエンジニアリング イニシアティブ（現㈱TEI） 研究事業開発部ゼネラルマネー ジャー就任 同社執行役員就任 当社取締役就任（現任） ㈱TEI 取締役就任 フジモトHD㈱入社 人財育成 室部長就任（現任） 兼 ワダ カルシウム製薬㈱ 滋賀工場長 （出向、現任）	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	—	河邊 務	昭和32年9月9日	昭和56年4月 平成元年10月 平成8年7月 平成9年6月 平成12年4月 平成13年2月 平成15年7月 平成16年1月 平成17年6月 平成17年10月	㈱テイケイシー (現㈱TKC) 入社 ソニー生命保険㈱入社 アメリカンファミリー生命保険会社入社 ㈱共栄商会入社 ㈱スノーヴァ (現GNU㈱) 入社 ㈱ティー・イー・エム入社 財団法人東京都高齢者事業振興財団入職 河邊社会保険労務士事務所設立代表就任 (現任) ㈱CBE取締役総務担当就任 当社監査役就任 (現任)	(注) 4	—
監査役	—	向川 寿人	昭和28年9月7日	昭和51年4月 昭和56年4月 昭和60年9月 平成2年4月 平成13年2月 平成13年6月 平成17年6月 平成17年7月	東亜建設工業㈱入社 等松・青木監査法人 (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 公認会計士登録 ㈱ファースト コンサルティング設立 代表取締役就任 (現任) 向川公認会計士事務所設立 代表就任 (現任) エム・アール・エス広告調査㈱ 監査役就任 (現任) オリコン㈱ 監査役就任 (現任) ㈱アドバンスト・メディア 監査役就任 (現任) 当社監査役就任 (現任)	(注) 4	—
監査役	—	島村 和也	昭和47年10月20日	平成7年10月 平成10年2月 平成16年10月 平成20年3月 平成20年6月 平成20年7月	監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 公認会計士登録 弁護士登録 阿部・井窪・片山法律事務所入所 島村法律会計事務所設立 代表就任 (現任) ㈱ソディックプラステック 監査役就任 (現任) 当社監査役就任 (現任)	(注) 4	—
計							376,000

- (注) 1 取締役藤本淳司は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役河邊務、向川寿人及び島村和也は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、平成23年8月30日開催の臨時株主総会の終結後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。ただし、定款の定めにより増員または補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとなっております。
- 4 監査役任期は、平成23年8月30日開催の臨時株主総会の終結後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。ただし、定款の定めにより任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとなっております。
- 5 平成23年7月26日付をもって1株を100株の割合で、平成23年8月30日付をもって1株を4株の割合で株式分割を実施しておりますので、所有株式数については株式分割後の株数を記載しております。
- 6 代表取締役会長永野恵嗣の所有株式数は、当社株主である3DM Investment, LLCにおける永野恵嗣の持分相当分を合算すると、395,600株となります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

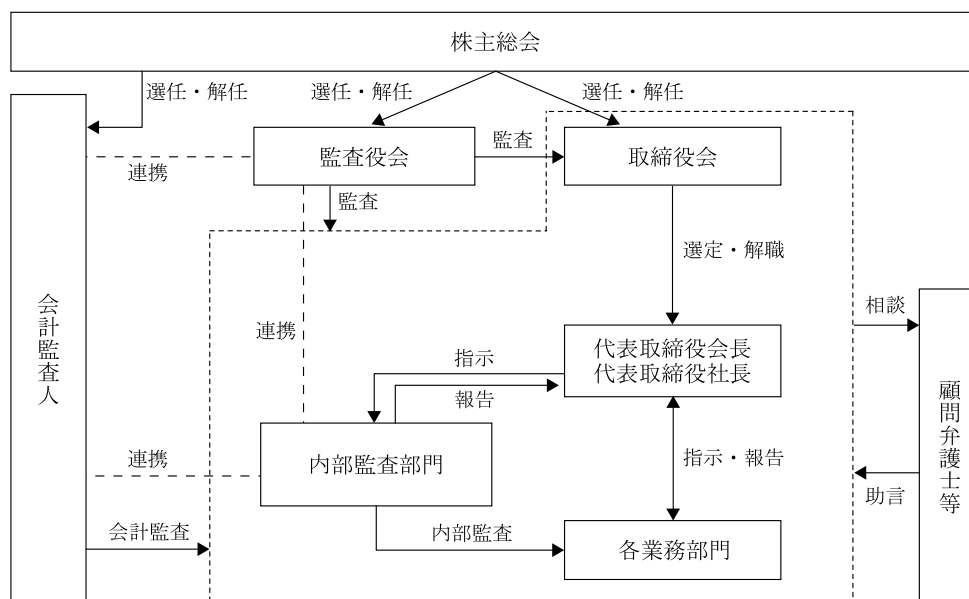
当社は、「バイオマテリアルによって医療の進展に貢献する」という企業理念のもと、株主の皆様、お客様をはじめ、取引先、従業員等のステークホルダーから信頼される企業グループであり続けるために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の最も重要な課題の一つと認識し、整備を進めております。

そして、透明で健全性の高い企業経営を目指すとともに、コンプライアンスの徹底を経営の基本として位置付け、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、誠実で公正な企業活動を推進してまいります。

また、経営の透明性を高めるために、法定開示はもとより、ディスクロージャーを重視して適時開示を行うとともに、当社ホームページを通じ、IR情報の開示等を行うことでより一層説明責任の充実を図っていく所存であります。

① 会社の経営上の意思決定機関、執行及び監督に係る経営管理組織その他コーポレート・ガバナンス体制の状況

当社のコーポレート・ガバナンス体制を図示しますと次のとおりであります。



A 取締役会について

当社の取締役会は法令、定款、当社取締役会規則に基づき、毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、経営の基本方針、業務の重要事項等の意思決定及び業務の進捗報告を行い、また、取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行っております。

当社の取締役会は、本書提出日現在において取締役4名（社外取締役1名含む）で構成されており、効率的な意思決定体制及び監督体制が整えられております。

B 監査役会について

当社の監査役会は、本書提出日現在において常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名で構成され、全員が社外監査役です。非常勤監査役には企業会計や企業法務に精通した公認会計士・弁護士の人材を登用しております。

当社の監査役会は法令、定款、当社監査役会規則に基づき毎月1回開催され、必要に応じて適宜臨時監査役会を開催しております。また、各監査役は年間の監査方針及び監査計画に基づき、取締役会その他重要会議へ出席するなど取締役の職務執行について監査しております。

C 内部監査について

当社の内部監査は、代表取締役社長に直属する経営企画室（2名）にて担当しており、当社グループの業務に係る法令遵守の助言・指導及び内部監査を実施しております。また、経営企画室の経営企画業務に対する内部監査は、前内部監査担当者である管理部管掌取締役が担当しております。いずれも当社の内部監査は、内部監査規程に基づき、代表取締役社長に承認された年度監査計画に沿って、各被監査部門に対しそれぞれ年1回以上実施しております。

D 会計監査人について

当社は、会計監査人として太陽ＡＳＧ有限責任監査法人と監査契約を締結しており、決算内容について監査を受けております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。

② 内部統制システムの整備状況

A 各種規程の整備及び内部監査人の設置

当社は、業務運営を適正かつ効率的に遂行するために、会社業務の意思決定及び業務実施に関する各種社内規程を制定・運用することにより、職務権限の明確化と適切な牽制が機能する体制を整備しております。

また、内部監査については、内部監査担当者が、内部監査人として、当社の業務活動全般に関して、法令、社内規程及び会社の経営方針や計画に沿って行われているか、またその妥当性と有効性等を検証し、代表取締役社長への報告及び被監査部門に具体的な助言・指導を行うことにより、会社の健全性の保持に努めております。

B 金融商品取引法による内部統制報告制度への対応

当社では、金融商品取引法第24条の4の4第1項による内部統制報告書の作成に関して、代表取締役社長の直属プロジェクトとして対応を開始しております。プロジェクトチームは、経営企画室を中心に、全社的に各部門から選出されたメンバーにより構成しております。

また、当社は、「財務報告に係る内部統制」の構築に係る基本計画を策定しており、今後はその計画に沿ってプロジェクトを推進し、平成24年4月30日を基準日とした内部統制報告書の提出に向け整備を進めます。

③ リスク管理体制の整備状況

当社のリスク管理体制は、当社リスク管理規程に基づき、リスクマネジメントの推進に関する課題等を協議し、対応等を承認する決定機関として取締役会を位置付け、経営企画室が事務局となっております。平常時のリスク管理のみならず、事故発生時の緊急対応の体制を予め整備し、リスクの未然防止と軽減に努めております。

なお、法務及びコンプライアンスに関する事項については経営企画室で対応しておりますが、重要な法的判断やコンプライアンスに関する突発的に発生する諸問題等については、適宜顧問弁護士から適切な助言と指導を受けております。

④ 内部監査の状況

当社は、経営企画室（2名）にて内部監査を実施しており、また経営企画室の経営企画業務に対する内部監査は、管理部管掌取締役が実施しております。

内部監査担当者は、内部監査責任者（経営企画室長）が予め作成し代表取締役社長に承認された年度監査計画に沿って、被監査部門に対して通知を行い、監査計画に沿って往査・実査・担当者や責任者へのヒアリング等により監査を実施し、代表取締役社長に内部監査報告書を提出しております。代表取締役社長は、その報告に基づき要改善事項について改善指示を被監査部門責任者に対して行い、当該責任者は早急に改善対応を行い、その結果を再度代表取締役社長・内部監査担当者に改善報告書により報告しております。

そして、常勤監査役に対して内部監査の結果を報告し、必要な情報を共有するとともに、意見交換をすることで監査の連携に努めております。

また、会計に関する内部監査の結果は、適宜必要な情報を会計監査人とも共有し連携を深めております。

⑤ 監査役監査の状況

当社の監査役は常勤監査役1名（社会保険労務士）、非常勤監査役2名（公認会計士及び弁護士・公認会計士）の計3名（いずれも社外監査役）であり、監査役会を設置しております。

監査役は、毎月1回の監査役会、必要に応じて適宜開催する臨時監査役会のほか、年間の監査方針及び監査計画に基づき、取締役会その他重要会議への出席、代表取締役社長との定期的面談・ヒアリング等を実施し、取締役の職務執行について十分に監視できる体制となっております。常勤監査役は、社内の重要会議に出席し、具体的な意見を具申するとともに、業務の執行について、適法性、妥当性の監査を行っております。

また、常勤監査役は、適宜会計監査人及び内部監査人と連携を図ることにより、監査機能をより強化し、効率的で実効性のある監査役監査を実施しております。

⑥ 会計監査の状況

当社は会計監査について太陽ＡＳＧ有限責任監査法人と監査契約を締結しております。前事業年度、当事業年度において、業務執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。

所属	氏名等			継続監査年数
太陽ＡＳＧ有限責任監査法人	指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高木 勇	－（注）
	指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北垣 栄一	－（注）

（注）継続監査年数が7年を超えないため記載を省略しております。また、会計監査に係わる補助者は公認会計士2名、その他3名であります。

⑦ 社外役員の状況

当社の社外役員については、社外取締役1名及び社外監査役3名を選任しております。

社外取締役藤本淳司は、当社との人的関係、資金的関係または取引関係その他の利害関係はありません。社外監査役河邊務は、提出日現在、当社新株予約権を5個所有しておりますが、その他の利害関係はありません。社外監査役向川寿人は、提出日現在、当社新株予約権を4個所有しておりますが、その他の利害関係はありません。

社外取締役藤本淳司は、国立療養所中部病院長寿医療研究センター研究員、株式会社ＴＥＩ取締役等を歴任し、現在、フジモトＨＤ株式会社人材育成室部長及びワダカルシウム製薬株式会社滋賀工場長を務めております。当社は、同氏の長年にわたる当業界でのビジネス経験及びマネジメント経験に照らし、独立・公正な立場から常勤取締役の業務執行の監督機能を果たす役割を期待しております。

社外監査役河邊務は、社会保険労務士として企業の管理業務に精通しております。当社は、同氏に対し、独立・公正な立場からの当社の管理面全般に亘る監査・助言を期待しております。

社外監査役向川寿人は、公認会計士として企業の会計監査業務に精通しております。当社は、同氏に対し、独立・公正な立場からの会計監査人とは別の視点での当社の財務状況の監査・助言を期待しております。

社外監査役島村和也は、弁護士及び公認会計士として企業の法務面及び財務面の問題対応について精通しております。当社は、同氏に対し、独立・公正な立場からの会社経営における法務面及び財務面の監査・助言を期待しております。

なお、社外取締役及び社外監査役に関しては、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度として責任を限定できるよう、責任限定契約を締結しております。

⑧ 役員報酬の内容

A 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
(取締役)

	対象となる 役員の員数	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)	
			基本報酬	ストック・オプション
取締役	3名	51,745	47,898	3,846
社外取締役	1名	—	—	—
合計	4名	51,745	47,898	3,846

(注) スtock・オプションは第9回新株予約権(平成21年7月30日定時株主総会決議)95個に係る当事業年度の費用計上額であります。上記以外に第10回新株予約権(平成22年7月29日定時株主総会)95個を支給しております。

(監査役)

	対象となる 役員の員数	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)	
			基本報酬	ストック・オプション
社外監査役	3名	7,667	7,667	—
合計	3名	7,667	7,667	—

B 提出会社の役員毎の連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

C 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

D 役員報酬額の決定に関する方針

取締役の報酬限度額は、平成22年7月29日開催の第6期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分は含まない）と決議され、当該限度内で経済情勢・会社の状況・事業の実績等を総合的に勘案の上、取締役会の決議により決定しております。

監査役の報酬限度額は、平成21年7月30日開催の第5期定時株主総会において年額15百万円以内と決議され、当該限度内で監査役の協議により決定しております。

⑨ 取締役の定数

当社の取締役については、7名以内とする旨を定款に定めております。

⑩ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑪ 中間配当に関する事項

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、中間配当を取締役会の権限とすることにより、機動的な利益還元を可能とすることを目的とするものであります。

⑫ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

⑬ 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策を遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	12,000	—	12,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	12,000	—	12,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

最近連結会計年度の前連結会計年度

当社連結子会社である3-D Matrix, Inc. は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているGrant Thorntonに対して、730千円の監査報酬等を支払っております。

最近連結会計年度

当社連結子会社である3-D Matrix, Inc. は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているGrant Thorntonに対して、727千円の監査報酬等を支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社は、監査報酬の決定方針を特に定めておりませんが、監査計画、監査体制と日程、事業規模、業態等を勘案し、会計監査人と検討した上で決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成21年5月1日から平成22年4月30日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成22年5月1日から平成23年4月30日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成21年5月1日から平成22年4月30日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成22年5月1日から平成23年4月30日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成21年5月1日から平成22年4月30日まで)及び当連結会計年度(平成22年5月1日から平成23年4月30日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成21年5月1日から平成22年4月30日まで)及び当事業年度(平成22年5月1日から平成23年4月30日まで)の財務諸表について、太陽ＡＳＧ有限責任監査法人により監査を受けております。

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成23年5月1日から平成23年7月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年5月1日から平成23年7月31日まで)の四半期連結財務諸表について、太陽ＡＳＧ有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成22年4月30日)	当連結会計年度 (平成23年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	543,872	589,084
たな卸資産	※1 33,339	※1 38,712
前渡金	3,697	29,421
前払費用	13,460	8,236
その他	3	1,001
流動資産合計	594,374	666,456
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,588	1,697
減価償却累計額	△900	△1,035
建物及び構築物（純額）	687	662
工具、器具及び備品	11,345	13,224
減価償却累計額	△5,500	△8,157
工具、器具及び備品（純額）	5,845	5,067
有形固定資産合計	6,532	5,729
無形固定資産		
のれん	536,669	466,669
特許実施権	41,693	38,305
無形固定資産合計	578,362	504,974
投資その他の資産		
長期前払費用	2,636	9,124
敷金	15,746	12,463
その他	301	301
投資その他の資産合計	18,683	21,888
固定資産合計	603,579	532,593
資産合計	1,197,953	1,199,050
負債の部		
流動負債		
未払金	12,304	16,235
未払費用	3,853	23,958
未払法人税等	4,448	4,149
前受金	8,320	—
その他	1,889	4,378
流動負債合計	30,815	48,721
固定負債		
繰延税金負債	—	389
固定負債合計	—	389
負債合計	30,815	49,111

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成22年4月30日)	当連結会計年度 (平成23年4月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,109,300	1,359,300
資本剰余金	1,099,300	1,349,300
利益剰余金	△1,062,538	△1,596,490
株主資本合計	1,146,061	1,112,109
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	21,076	27,002
その他の包括利益累計額合計	21,076	27,002
新株予約権	—	10,826
純資産合計	1,167,138	1,149,938
負債純資産合計	1,197,953	1,199,050

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期連結会計期間
(平成23年7月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	771,747
たな卸資産	35,697
その他	45,042
流動資産合計	852,486
固定資産	
有形固定資産	32,555
無形固定資産	
のれん	449,169
その他	37,447
無形固定資産合計	486,616
投資その他の資産	25,643
固定資産合計	544,816
資産合計	1,397,303
負債の部	
流動負債	
未払法人税等	2,954
その他	36,313
流動負債合計	39,267
固定負債	
繰延税金負債	78
固定負債合計	78
負債合計	39,346
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,359,300
資本剰余金	1,349,300
利益剰余金	△1,392,165
株主資本合計	1,316,434
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	28,480
その他の包括利益累計額合計	28,480
新株予約権	13,041
純資産合計	1,357,957
負債純資産合計	1,397,303

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 5 月 1 日 至 平成22年 4 月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年 5 月 1 日 至 平成23年 4 月30日)
事業収益		
売上高	※ 1 1,589	※ 1 8,320
研究開発事業収益	400,000	150,000
事業収益合計	401,589	158,320
事業費用		
売上原価	※ 1 980	※ 1 2,443
研究開発費	※ 2 110,633	※ 2 232,599
販売費及び一般管理費	※ 3 355,410	※ 3 405,732
事業費用合計	467,024	640,775
営業損失 (△)	△65,434	△482,455
営業外収益		
受取利息	124	203
消費税差益	10,563	—
その他	74	49
営業外収益合計	10,762	253
営業外費用		
株式交付費	2,013	1,840
為替差損	3,245	13,594
消費税差損	—	11,548
その他	—	450
営業外費用合計	5,259	27,433
経常損失 (△)	△59,930	△509,634
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	2,978
特別損失合計	—	2,978
税金等調整前当期純損失 (△)	△59,930	△512,612
法人税、住民税及び事業税	972	20,950
法人税等調整額	—	389
法人税等合計	972	21,339
少数株主損益調整前当期純損失 (△)	—	△533,952
当期純損失 (△)	△60,903	△533,952

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 5 月 1 日 至 平成22年 4 月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年 5 月 1 日 至 平成23年 4 月30日)
少数株主損益調整前当期純損失 (△)	—	△533,952
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	—	5,925
その他の包括利益合計	—	※2 5,925
包括利益	—	※1 △528,026
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	—	△528,026
少数株主に係る包括利益	—	—

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年 5月1日 至 平成23年 7月31日)
事業収益	
研究開発事業収益	400,000
事業収益合計	400,000
事業費用	
研究開発費	39,844
販売費及び一般管理費	149,936
事業費用合計	189,781
営業利益	210,218
営業外収益	
受取利息	34
消費税差益	312
その他	8
営業外収益合計	355
営業外費用	
為替差損	4,732
支払手数料	1,479
その他	91
営業外費用合計	6,302
経常利益	204,271
税金等調整前四半期純利益	204,271
法人税、住民税及び事業税	237
法人税等調整額	△290
法人税等合計	△53
少数株主損益調整前四半期純利益	204,325
四半期純利益	204,325

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年 5 月 1 日 至 平成23年 7 月31日)	
少数株主損益調整前四半期純利益	204,325
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	1,478
その他の包括利益合計	1,478
四半期包括利益	205,803
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	205,803
少数株主に係る四半期包括利益	—

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 5 月 1 日 至 平成22年 4 月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年 5 月 1 日 至 平成23年 4 月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	821,700	1,109,300
当期変動額		
新株の発行	287,600	250,000
当期変動額合計	287,600	250,000
当期末残高	1,109,300	1,359,300
資本剰余金		
前期末残高	811,700	1,099,300
当期変動額		
新株の発行	287,600	250,000
当期変動額合計	287,600	250,000
当期末残高	1,099,300	1,349,300
利益剰余金		
前期末残高	△1,001,635	△1,062,538
当期変動額		
当期純損失 (△)	△60,903	△533,952
当期変動額合計	△60,903	△533,952
当期末残高	△1,062,538	△1,596,490
株主資本合計		
前期末残高	631,764	1,146,061
当期変動額		
新株の発行	575,200	500,000
当期純損失 (△)	△60,903	△533,952
当期変動額合計	514,296	△33,952
当期末残高	1,146,061	1,112,109
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定		
前期末残高	18,674	21,076
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	2,402	5,925
当期変動額合計	2,402	5,925
当期末残高	21,076	27,002
その他の包括利益累計額合計		
前期末残高	18,674	21,076
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	2,402	5,925
当期変動額合計	2,402	5,925
当期末残高	21,076	27,002

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 5 月 1 日 至 平成22年 4 月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年 5 月 1 日 至 平成23年 4 月30日)
新株予約権		
前期末残高	—	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	10,826
当期変動額合計	—	10,826
当期末残高	—	10,826
純資産合計		
前期末残高	650,438	1,167,138
当期変動額		
新株の発行	575,200	500,000
当期純損失（△）	△60,903	△533,952
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,402	16,752
当期変動額合計	516,699	△17,199
当期末残高	1,167,138	1,149,938

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 5 月 1 日 至 平成22年 4 月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年 5 月 1 日 至 平成23年 4 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	△59,930	△512,612
減価償却費	5,273	8,614
のれん償却額	70,000	70,000
受取利息	△124	△203
為替差損益 (△は益)	3,844	12,600
株式交付費	2,013	1,750
株式報酬費用	—	10,826
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△13,388	△5,372
前渡金の増減額 (△は増加)	△2,467	△25,956
前払費用の増減額 (△は増加)	△9,659	5,181
未払金の増減額 (△は減少)	△36,576	6,137
未払費用の増減額 (△は減少)	—	20,116
前受金の増減額 (△は減少)	8,320	△8,320
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	2,978
その他	5,868	1,243
小計	△26,826	△413,016
利息の受取額	124	203
法人税等の支払額	△972	△20,950
営業活動によるキャッシュ・フロー	△27,674	△433,762
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△4,398	△4,607
無形固定資産の取得による支出	△6,486	△5,165
長期前払費用の取得による支出	△1,351	△7,652
その他	△343	△316
投資活動によるキャッシュ・フロー	△12,579	△17,741
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	573,186	498,250
財務活動によるキャッシュ・フロー	573,186	498,250
現金及び現金同等物に係る換算差額	△126	△1,533
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	532,805	45,211
現金及び現金同等物の期首残高	11,066	543,872
現金及び現金同等物の期末残高	※ 543,872	※ 589,084

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成21年 5 月 1 日 至 平成22年 4 月 30 日)	当連結会計年度 (自 平成22年 5 月 1 日 至 平成23年 4 月 30 日)
1 連結の範囲に関する事項	すべての子会社を連結しております。 連結子会社の数 1 社 連結子会社の名称 3-D Matrix, Inc.	同左
2 持分法の適用に関する事項	非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。	同左
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社の決算日は、12月31日であります。 連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。	同左
4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	たな卸資産 原材料及び貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。	たな卸資産 原材料及び貯蔵品 同左
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	① 有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数については、以下のとおりであります。 建物及び構築物 8 年～15 年 工具、器具及び備品 4 年～15 年 ② 無形固定資産 定額法によっております。 なお、主な償却年数については、以下のとおりであります。 特許実施権 15 年	① 有形固定資産 同左 ② 無形固定資産 同左
(3) 重要な繰延資産の処理方法	③ 長期前払費用 定額法によっております。 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。	③ 長期前払費用 同左 株式交付費 同左

項目	前連結会計年度 (自 平成21年 5 月 1 日 至 平成22年 4 月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年 5 月 1 日 至 平成23年 4 月30日)
(4) 重要な引当金の計上基準	貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 なお、当連結会計年度における計上額はありません。	貸倒引当金 同左
(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。	同左
(6) のれんの償却方法及び償却期間	—————	のれんの償却については10年間の均等償却を行っております。
(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	—————	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。
(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。	—————
6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項	のれんの償却については10年間の均等償却を行っております。	—————
7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。	—————

【会計方針の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年 5月 1日 至 平成22年 4月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)
	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月31日)を適用しております。 これにより、当連結会計年度の営業損失、経常損失はそれぞれ585千円増加しており、税金等調整前当期純損失は3,564千円増加しております。

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年 5月 1日 至 平成22年 4月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)
	(連結損益計算書) 当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年 3月24日 内閣府令第5号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純損失」の科目で表示しております。 (連結キャッシュ・フロー計算書) 前連結会計年度まで営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「未払費用の増減額」は、重要性が増したため、当連結会計年度においては、区分掲記しております。 なお、前連結会計年度における「未払費用の増減額」は407千円であります。

【追加情報】

前連結会計年度 (自 平成21年 5月 1日 至 平成22年 4月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)
	当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成22年4月30日)	当連結会計年度 (平成23年4月30日)
※1 たな卸資産の内訳は以下のとおりであります。 原材料及び貯蔵品 33,339千円 —————	※1 たな卸資産の内訳は以下のとおりであります。 原材料及び貯蔵品 38,712千円 2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため(株)三井住友銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。コミット期間満了日は平成23年9月30日であり、当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。 貸出コミットメントの総額 300,000千円 借入実行残高 一千円 差引額 300,000千円

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年5月1日 至 平成22年4月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日)
※1 売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は、609千円であります。	※1 売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は、5,876千円であります。
※2 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給料手当 30,907千円 支払報酬 25,311千円 マテリアル費 29,954千円	※2 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給料手当 55,946千円 支払報酬 74,566千円 治験費用 59,132千円
※3 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 50,937千円 給料手当 40,694千円 販売手数料 40,000千円 支払報酬 54,251千円 のれん償却 70,000千円	※3 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 55,565千円 給料手当 58,896千円 支払報酬 82,336千円 のれん償却 70,000千円

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日)

※1 当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益

親会社株主に係る包括利益	△58,500千円
少数株主に係る包括利益	一千円
計	△58,500千円

※2 当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益

為替換算調整勘定	2,402千円
計	2,402千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成21年5月1日 至 平成22年4月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	7,042	1,438	—	8,480

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

第三者割当増資による増加 1,438株

2 自己株式に関する事項

保有している自己株式がないため該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項ありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	8,480	1,000	—	9,480

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

第三者割当増資による増加 1,000株

2 自己株式に関する事項

保有している自己株式がないため該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	10,826
合計			—	—	—	—	10,826

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年 5月 1 日 至 平成22年 4月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年 5月 1 日 至 平成23年 4月30日)
※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係	※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 543,872千円	現金及び預金勘定 589,084千円
現金及び現金同等物 543,872千円	現金及び現金同等物 589,084千円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成21年 5月 1 日 至 平成22年 4月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年 5月 1 日 至 平成23年 4月30日)
内容の重要性が乏しく、リース契約 1 件当たりの金額 が少額なリース取引のため、記載を省略しておりま す。	同左

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成21年 5月 1 日 至 平成22年 4月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、第三者割当増資により資金を調達しております。第三者割当増資により調達した資金の使途は主に研究開発資金であります。デリバティブは、主に為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、営業債務である未払金は、ほとんどが 1 年以内の支払期日であり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。未払金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。敷金は、主にオフィスの賃借に伴うものであり、取引先の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、当社は営業債務について管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を当社の研究開発費、販売費及び一般管理費の12ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。為替の変動リスクに対しては、内規であるリスク管理規程に基づき、必要ある場合にはデリバティブを利用し、リスクの低減を図っております。なお、現在、デリバティブは利用しておりません。敷金については、賃借契約に際し、取引先の信用状況の把握に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年 4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）を参照下さい。）。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	543,872	543,872	-
資産計	543,872	543,872	-
未払金	12,304	12,304	-
負債計	12,304	12,304	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

現金及び預金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
敷金	15,746

これらについては、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	543,872
合計	543,872

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

当連結会計年度(自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、第三者割当増資により資金を調達しております。第三者割当増資により調達した資金の使途は主に研究開発資金であります。デリバティブは、主に為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、営業債務である未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日であり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。未払金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。敷金は、主にオフィスの賃借に伴うものであり、取引先の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、当社は営業債務について管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を当社の研究開発費、販売費及び一般管理費の12ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。為替の変動リスクに対しては、内規であるリスク管理規程に基づき、必要がある場合にはデリバティブを利用し、リスクの低減を図っております。なお、現在、デリバティブは利用しておりません。敷金については、賃借契約に際し、取引先の信用状況の把握に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）を参照下さい。）。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	589,084	589,084	-
(2) 敷金	11,913	11,193	△720
資産計	600,998	600,278	△720
未払金	16,235	16,235	-
負債計	16,235	16,235	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 敷金

敷金の時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを償還予定期間に対応する国債利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
敷金	549

これらについては、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	589,084
敷金 (注)	11,913
合計	600,998

(注) 敷金549千円については、償還予定が明確にできないため記載しておりません。

(有価証券関係)

前連結会計年度 (自 平成21年5月1日 至 平成22年4月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日)
当社グループは、有価証券を保有していないため、該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (自 平成21年5月1日 至 平成22年4月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日)
当社グループは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自 平成21年5月1日 至 平成22年4月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日)
当社グループは、退職給付制度を採用していないため、該当事項はありません。	同左

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成21年 5 月 1 日 至 平成22年 4 月30日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第2回新株予約権 (ろ)	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役 1名 社外協力者 4名	社外協力者 1名	当社取締役 2名 当社従業員 5名 子会社取締役 1名 社外協力者 4名	当社取締役 4名 当社監査役 2名 当社従業員 6名 社外協力者 2名
株式の種類及び付 与数	普通株式 145株	普通株式 20株	普通株式 119株	普通株式 175株
付与日	平成16年 9 月28日	平成16年11月 8 日	平成17年 7 月11日	平成18年 5 月31日
権利確定条件	(注) 1、4	(注) 1、4、6	(注) 1、4、5、 6	(注) 1、4、5、 6
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	平成16年 9 月28日 ～平成26年 9 月27日	平成16年11月 8 日 ～平成26年11月 7 日	当社取締役及び従業員 平成18年 7 月23日 ～平成26年 7 月22日 上記以外の者 平成17年 7 月11日 ～平成26年 7 月22日	当社取締役及び従業員 平成19年 7 月29日 ～平成28年 5 月30日 上記以外の者 平成18年 5 月31日 ～平成28年 5 月30日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分 及び人数	当社従業員 6名 社外協力者 1名	社外協力者 1名	当社取締役 3名 当社及び子会社従業員 8名 社外協力者 5名	当社取締役 3名 子会社取締役 2名 当社及び子会社従業員 11名 社外協力者 3名
株式の種類及び付 与数	普通株式 38株	普通株式 10株	普通株式 300株	普通株式 241株
付与日	平成19年 7 月30日	平成19年12月 1 日	平成20年 7 月10日	平成21年 7 月16日
権利確定条件	(注) 2、4、5、 6	(注) 2、4、5、 6	(注) 3、4、5、 6	(注) 3、4、5、 6
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	従業員 平成21年 8 月 1 日 ～平成29年 7 月29日 上記以外の者 平成19年 7 月30日 ～平成29年 7 月29日	平成19年12月 1 日 ～平成29年11月30日	当社取締役及び従業員 平成22年 7 月10日 ～平成30年 7 月 9 日 上記以外の者 平成20年 7 月10日 ～平成30年 7 月 9 日	当社取締役及び従業員 平成23年 7 月16日 ～平成31年 7 月15日 上記以外の者 平成21年 7 月16日 ～平成31年 7 月15日

(注) 権利行使の条件は以下のとおりであります。

- 1 当社の取締役、監査役または従業員は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役または従業員であることを要します。ただし、当社の取締役若しくは監査役が任期満了により退任した場合または従業員が定年により退職した場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。
- 2 当社の従業員は、新株予約権の行使時において当社の従業員であることを要します。ただし、当社の従業員が定年により退職した場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

- 3 当社の取締役または従業員は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、従業員であることを要します。ただし、当社の取締役が任期満了により退任した場合または従業員が定年により退職した場合は、この限りではありません。
- 4 (1) 新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合、新株予約権の行使期間開始後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。
(2) 新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合、新株予約権者死亡後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。
- 5 当社は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権の割り当てに関する契約において、新株予約権者による新株予約権の行使について下記の制限を定めることがあります。
新株予約権者は1年間(1月1日から12月31日までの期間をいう。)における新株予約権の行使によって取得する株式の発行価額(自己株式を譲り受ける場合には自己株式の処分価額)の合計額が1,200万円を超えないように、その保有する新株予約権を行使しなければならないものといたします。
- 6 その他新株予約権の行使の条件については、新株予約権の発行にかかる取締役会決議に基づき、割当契約に定めるものといたします。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

①ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第2回新株予約権(乙)	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)				
期首	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
期首	135	20	101	161
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	35	—	13	18
未行使残	100	20	88	143

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利確定前 (株)				
期首	33	—	237	—
付与	—	—	—	241
失効	13	—	10	—
権利確定	20	—	—	87
未確定残	—	—	227	154
権利確定後 (株)				
期首	5	10	63	—
権利確定	20	—	—	87
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	25	10	63	87

②単価情報

決議年月日	平成16年9月27日	平成16年11月5日	平成17年7月11日	平成18年5月31日
権利行使価格（円）	200,000	200,000	200,000	400,000
行使時平均株価（円）	—	—	—	—
公正な評価単価（円） （付与日）	—	—	—	—

決議年月日	平成19年7月30日	平成19年11月22日	平成20年7月9日	平成21年7月15日
権利行使価格（円）	400,000	400,000	400,000	400,000
行使時平均株価（円）	—	—	—	—
公正な評価単価（円） （付与日）	—	—	—	—

2. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において、当社株式は未公開であり金融商品取引所等の取引相場が存在しないことから、公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。その価値の算定の基礎となる株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュフロー法（DCF法）により算定しております。

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. スtock・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値

- | | |
|---|----------|
| ① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 41,600千円 |
| ② 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | 一千円 |

当連結会計年度(自 平成22年 5 月 1 日 至 平成23年 4 月30日)

1. 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

研究開発費 2,498千円
販売費及び一般管理費 8,328千円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第2回新株予約権	第2回新株予約権 (ろ)	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役 1名 社外協力者 4名	社外協力者 1名	当社取締役 2名 当社従業員 5名 子会社取締役 1名 社外協力者 4名	当社取締役 4名 当社監査役 2名 当社従業員 6名 社外協力者 2名
株式の種類及び付 与数	普通株式 145株	普通株式 20株	普通株式 119株	普通株式 175株
付与日	平成16年 9 月28日	平成16年11月 8 日	平成17年 7 月11日	平成18年 5 月31日
権利確定条件	(注) 1、4	(注) 1、4、6	(注) 1、4、5、 6	(注) 1、4、5、 6
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	平成16年 9 月28日 ～平成26年 9 月27日	平成16年11月 8 日 ～平成26年11月 7 日	当社取締役及び従業員 平成18年 7 月23日 ～平成26年 7 月22日 上記以外の者 平成17年 7 月11日 ～平成26年 7 月22日	当社取締役及び従業員 平成19年 7 月29日 ～平成28年 5 月30日 上記以外の者 平成18年 5 月31日 ～平成28年 5 月30日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分 及び人数	当社従業員 6名 社外協力者 1名	社外協力者 1名	当社取締役 3名 当社及び子会社従業員 8名 社外協力者 5名	当社取締役 3名 子会社取締役 2名 当社及び子会社従業員 11名 社外協力者 3名
株式の種類及び付 与数	普通株式 38株	普通株式 10株	普通株式 300株	普通株式 241株
付与日	平成19年 7 月30日	平成19年12月 1 日	平成20年 7 月10日	平成21年 7 月16日
権利確定条件	(注) 2、4、5、 6	(注) 2、4、5、 6	(注) 3、4、5、 6	(注) 3、4、5、 6
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	従業員 平成21年 8 月 1 日 ～平成29年 7 月29日 上記以外の者 平成19年 7 月30日 ～平成29年 7 月29日	平成19年12月 1 日 ～平成29年11月30日	当社取締役及び従業員 平成22年 7 月10日 ～平成30年 7 月 9 日 上記以外の者 平成20年 7 月10日 ～平成30年 7 月 9 日	当社取締役及び従業員 平成23年 7 月16日 ～平成31年 7 月15日 上記以外の者 平成21年 7 月16日 ～平成31年 7 月15日

	第9回新株予約権	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 子会社取締役 2名 当社及び子会社従業員 15名	当社取締役 3名 子会社取締役 2名 当社及び子会社従業員 20名
株式の種類及び付与数	普通株式 220株	普通株式 239株
付与日	平成22年7月9日	平成23年4月27日
権利確定条件	(注) 3、4、5、6	(注) 3、4、5、6
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	当社取締役及び従業員 平成24年7月9日 ～平成32年7月8日 上記以外の者 平成22年7月9日 ～平成32年7月8日	当社取締役及び従業員 平成25年4月27日 ～平成33年4月26日 上記以外の者 平成23年4月27日 ～平成33年4月26日

(注) 権利行使の条件は以下のとおりであります。

- 1 当社の取締役、監査役または従業員は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役または従業員であることを要します。ただし、当社の取締役若しくは監査役が任期満了により退任した場合または従業員が定年により退職した場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。
- 2 当社の従業員は、新株予約権の行使時において当社の従業員であることを要します。ただし、当社の従業員が定年により退職した場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。
- 3 当社の取締役または従業員は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、従業員であることを要します。ただし、当社の取締役が任期満了により退任した場合または従業員が定年により退職した場合は、この限りではありません。
- 4 (1) 新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合、新株予約権の行使期間開始後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。
(2) 新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合、新株予約権者死亡後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。
- 5 当社は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権の割り当てに関する契約において、新株予約権者による新株予約権の行使について下記の制限を定めることがあります。
新株予約権者は1年間(1月1日から12月31日までの期間をいう。)における新株予約権の行使によって取得する株式の発行価額(自己株式を譲り受ける場合には自己株式の処分価額)の合計額が1,200万円を超えないように、その保有する新株予約権を行使しなければならないことといたします。
- 6 その他新株予約権の行使の条件については、新株予約権の発行にかかる取締役会決議に基づき、割当契約に定めるものといたします。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

①ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第2回新株予約権(ろ)	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)				
期首	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
期首	100	20	88	143
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	100	20	88	143

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利確定前 (株)				
期首	—	—	227	154
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	6
権利確定	—	—	227	—
未確定残	—	—	—	148
権利確定後 (株)				
期首	25	10	63	87
権利確定	—	—	227	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	2	—
未行使残	25	10	288	87

	第9回新株予約権	第10回新株予約権
権利確定前 (株)		
期首	—	—
付与	220	239
失効	7	—
権利確定	37	35
未確定残	176	204
権利確定後 (株)		
期首	—	—
権利確定	37	35
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	37	35

② 単価情報

決議年月日	平成16年 9 月27日	平成16年11月 5 日	平成17年 7 月11日	平成18年 5 月31日
権利行使価格 (円)	200,000	200,000	200,000	400,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
公正な評価単価(円) (付与日)	—	—	—	—

決議年月日	平成19年 7 月30日	平成19年11月22日	平成20年7月 9 日	平成21年 7 月15日
権利行使価格 (円)	400,000	400,000	400,000	400,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
公正な評価単価(円) (付与日)	—	—	—	—

決議年月日	平成21年 7 月 8 日	平成23年 4 月26日
権利行使価格 (円)	400,000	500,000
行使時平均株価(円)	—	—
公正な評価単価(円) (付与日)	100,000	—

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において、当社株式は未公開であり金融商品取引所等の取引相場が存在しないことから、公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。その価値の算定の基礎となる株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュフロー法（DCF法）により算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値

- ① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 153,800 千円
- ② 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度(平成22年4月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産		
税務上繰越欠損金	444,927	千円
研究開発費損金不算入	2,349	〃
減価償却超過額	69	〃
未払事業税	1,399	〃
繰延税金資産小計	448,746	千円
評価性引当額	△448,746	〃
繰延税金資産合計	—	千円
繰延税金資産の純額	—	千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

当連結会計年度(平成23年4月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産		
税務上繰越欠損金	598,519	千円
研究開発費損金不算入	9,983	〃
株式報酬費用損金不算入	4,406	〃
資産除去債務損金不算入	1,450	〃
減価償却超過額	58	〃
未払事業税	1,259	〃
繰越外国税額控除	20,000	〃
繰延税金資産小計	635,677	千円
評価性引当額	△635,677	〃
繰延税金資産合計	—	千円
繰延税金負債		
特許使用権加速償却	389	千円
繰延税金負債合計	389	千円
繰延税金負債の純額	389	千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成21年5月1日 至 平成22年4月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当連結会計年度末(平成23年4月30日)

当社グループは、主にオフィスの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務と認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

なお、当連結会計年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算定しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成21年5月1日 至 平成22年4月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年5月1日 至 平成22年4月30日)

当社グループの事業は単一セグメント(医療製品事業)のため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年5月1日 至 平成22年4月30日)

	日本 (千円)	米国 (千円)	計 (千円)	消去または 全社 (千円)	連結 (千円)
I 事業収益及び営業損益 売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	401,589	—	401,589	—	401,589
(2)セグメント間の内部売上 高または振替高	—	54,413	54,413	(54,413)	—
計	401,589	54,413	456,002	(54,413)	401,589
事業費用	411,681	108,728	520,409	(53,385)	467,024
営業損失(△)	△10,091	△54,315	△64,406	(1,027)	△65,434
II 資産	1,284,917	591,093	1,876,011	(678,057)	1,197,953

(注)国または地域は、地理的近接度により区分しております。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成21年5月1日 至 平成22年4月30日)

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年5月1日 至 平成22年4月30日)

当社グループは、単一セグメント(医療製品事業)であるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日)

当社グループは、単一セグメント(医療製品事業)であるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成21年5月1日 至 平成22年4月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品の外部顧客への収益が連結損益計算書の事業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 事業収益

本邦の外部顧客への収益が連結損益計算書の事業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメントの名称
扶桑薬品工業株式会社	400,000	医療製品事業

当連結会計年度(自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品の外部顧客への収益が連結損益計算書の事業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 事業収益

(単位：千円)

日本	アジア	米国	合計
—	150,000	8,320	158,320

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 区分に属する主な国または地域
アジア・・・韓国、台湾

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客に関する情報

(単位：千円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメントの名称
Daewoong Pharmaceutical Co. LTD	100,000	医療製品事業
Excelsior Medical Co., Ltd.	50,000	医療製品事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する事項】

前連結会計年度(自 平成21年5月1日 至 平成22年4月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成21年5月1日 至 平成22年4月30日)

当社グループは、単一セグメント(医療製品事業)であるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日)

当社グループは、単一セグメント(医療製品事業)であるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成21年5月1日 至 平成22年4月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当連結会計年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成21年5月1日 至 平成22年4月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成21年5月1日 至 平成22年4月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日)
1株当たり純資産額 137,634円22銭 1株当たり当期純損失金額 7,870円64銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり純資産額 120,159円45銭 1株当たり当期純損失金額 58,896円13銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度 (平成22年4月30日)	当連結会計年度 (平成23年4月30日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	1,167,138	1,149,938
普通株式に係る純資産額(千円)	1,167,138	1,139,111
差額の主な内訳(千円)		
新株予約権	—	10,826
普通株式の発行済株式数(株)	8,480	9,480
普通株式の自己株式数(株)	—	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	8,480	9,480

2 1株当たり当期純損失金額

項目	前連結会計年度 (自 平成21年5月1日 至 平成22年4月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日)
連結損益計算書上の当期純損失(△)(千円)	△60,903	△533,952
普通株式に係る当期純損失(△)(千円)	△60,903	△533,952
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	7,738	9,066
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権8種類(新株予約権の数917個)。普通株式917株。 なお、これらの詳細は、「第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権10種類(新株予約権の数1,361個)。普通株式1,361株。 なお、これらの詳細は、「第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成21年5月1日 至 平成22年4月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日)								
	(製造販売承認申請の提出) 平成23年5月31日付で吸収性局所止血材の製造販売承認申請書を独立行政法人医薬品医療機器総合機構に提出し、同日付で受理されました。 内容は以下のとおりであります。 ① 名称：吸収性局所止血材 ② 申請者：(株)スリー・ディー・マトリックス ③ 申請先：独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (株式分割) 当社は、平成23年7月6日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年7月26日をもって、以下のとおり、普通株式1株を100株に分割して新株式を発行しております。 ① 分割により増加した株式数 普通株式 938,520株 ② 分割方法 平成23年7月25日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1株につき100株の割合をもって分割しております。 当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度における1株当たり情報及び当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりであります。 <table> <tr> <th>前連結会計年度</th><th>当連結会計年度</th></tr> <tr> <td>1株当たり純資産額 1,376円34銭</td><td>1株当たり純資産額 1,201円59銭</td></tr> <tr> <td>1株当たり当期純損失金額 78円70銭</td><td>1株当たり当期純損失金額 588円94銭</td></tr> <tr> <td>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。</td><td>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。</td></tr> </table>	前連結会計年度	当連結会計年度	1株当たり純資産額 1,376円34銭	1株当たり純資産額 1,201円59銭	1株当たり当期純損失金額 78円70銭	1株当たり当期純損失金額 588円94銭	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
前連結会計年度	当連結会計年度								
1株当たり純資産額 1,376円34銭	1株当たり純資産額 1,201円59銭								
1株当たり当期純損失金額 78円70銭	1株当たり当期純損失金額 588円94銭								
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。								

前連結会計年度 (自 平成21年5月1日 至 平成22年4月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日)								
	(株式分割) 当社は、投資単位の引き下げによる株主の利便性の向上を図るため、平成23年8月11日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年8月30日をもって、以下のとおり、普通株式1株を4株に分割して新株式を発行しております。 ① 分割により増加した株式数 普通株式 2,844,000株 ② 分割方法 平成23年8月29日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1株につき4株の割合をもって分割しております。 当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度における1株当たり情報及び当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりであります。 <table> <tr> <th>前連結会計年度</th><th>当連結会計年度</th></tr> <tr> <td>1株当たり純資産額 344円09銭</td><td>1株当たり純資産額 300円40銭</td></tr> <tr> <td>1株当たり当期純損失金額 19円68銭</td><td>1株当たり当期純損失金額 147円24銭</td></tr> <tr> <td>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。</td><td>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。</td></tr> </table>	前連結会計年度	当連結会計年度	1株当たり純資産額 344円09銭	1株当たり純資産額 300円40銭	1株当たり当期純損失金額 19円68銭	1株当たり当期純損失金額 147円24銭	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
前連結会計年度	当連結会計年度								
1株当たり純資産額 344円09銭	1株当たり純資産額 300円40銭								
1株当たり当期純損失金額 19円68銭	1株当たり当期純損失金額 147円24銭								
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。								

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年5月1日 至 平成23年7月31日)
(会計方針の変更) 当第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年5月1日 至 平成23年7月31日)
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年5月1日 至 平成23年7月31日)
減価償却費	1,987千円
のれんの償却額	17,500千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年5月1日 至 平成23年7月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年5月1日 至 平成23年7月31日)

当社グループは、単一セグメント(医療製品事業)のため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年 5月 1日 至 平成23年 7月31日)
1株当たり四半期純利益金額	53円88銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	204,325
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	204,325
普通株式の期中平均株式数(株)	3,792,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—

(注) 1 平成23年7月26日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を、平成23年8月30日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しており、上記の1株当たり四半期純利益金額は当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して算定しております。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、投資単位の引き下げによる株主の利便性の向上を図るため、平成23年8月11日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年8月30日をもって、以下のとおり、普通株式1株を4株に分割して新株式を発行しております。

① 分割により増加した株式数

普通株式 2,844,000株

② 分割方法

平成23年8月29日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1株につき4株の割合をもって分割しております。

なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

⑤ 【連結附属明細表】（平成23年4月30日現在）

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年 4 月30 日)	当事業年度 (平成23年 4 月30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	531,843	569,353
たな卸資産	※ 1 33,339	※ 1 38,712
前渡金	3,697	29,421
前払費用	13,127	7,979
その他	858	2,602
流動資産合計	582,866	648,069
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,588	1,697
減価償却累計額	△900	△1,035
建物（純額）	687	662
工具、器具及び備品	10,003	13,166
減価償却累計額	△4,260	△8,149
工具、器具及び備品（純額）	5,743	5,016
有形固定資産合計	6,431	5,678
投資その他の資産		
関係会社株式	579,200	579,200
関係会社長期貸付金	98,003	85,512
長期前払費用	2,636	9,124
敷金	15,477	12,229
その他	301	301
投資その他の資産合計	695,619	686,367
固定資産合計	702,051	692,046
資産合計	1,284,917	1,340,116
負債の部		
流動負債		
未払金	10,669	16,476
未払費用	3,853	23,958
未払法人税等	4,387	4,044
前受金	8,320	—
預り金	1,526	4,020
流動負債合計	28,757	48,499
負債合計	28,757	48,499

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年4月30日)	当事業年度 (平成23年4月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,109,300	1,359,300
資本剰余金		
資本準備金	1,099,300	1,349,300
資本剰余金合計	1,099,300	1,349,300
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△952,440	△1,427,810
利益剰余金合計	△952,440	△1,427,810
株主資本合計	1,256,159	1,280,789
新株予約権	—	10,826
純資産合計	1,256,159	1,291,616
負債純資産合計	1,284,917	1,340,116

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 5 月 1 日 至 平成22年 4 月30日)	当事業年度 (自 平成22年 5 月 1 日 至 平成23年 4 月30日)
事業収益		
売上高	※ 1, ※ 2 1, 589	※ 1, ※ 2 8, 320
研究開発事業収益	400, 000	150, 000
事業収益合計	401, 589	158, 320
事業費用		
売上原価	※ 2 1, 042	※ 2 2, 747
研究開発費	※ 3, ※ 4, ※ 6 140, 732	※ 3, ※ 4, ※ 6 263, 000
販売費及び一般管理費	※ 5, ※ 6 269, 906	※ 5, ※ 6 319, 498
事業費用合計	411, 681	585, 246
営業損失 (△)	△10, 091	△426, 926
営業外収益		
受取利息	※ 7 1, 073	※ 7 1, 047
消費税差益	10, 563	—
その他	39	38
営業外収益合計	11, 677	1, 086
営業外費用		
株式交付費	2, 013	1, 840
為替差損	※ 8 4, 255	※ 8 12, 163
消費税差損	—	11, 548
その他	—	49
営業外費用合計	6, 268	25, 601
経常損失 (△)	△4, 682	△451, 441
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	2, 978
特別損失合計	—	2, 978
税引前当期純損失 (△)	△4, 682	△454, 420
法人税、住民税及び事業税	972	20, 950
法人税等合計	972	20, 950
当期純損失 (△)	△5, 654	△475, 370

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 5 月 1 日 至 平成22年 4 月30日)	当事業年度 (自 平成22年 5 月 1 日 至 平成23年 4 月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	821,700	1,109,300
当期変動額		
新株の発行	287,600	250,000
当期変動額合計	287,600	250,000
当期末残高	1,109,300	1,359,300
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	811,700	1,099,300
当期変動額		
新株の発行	287,600	250,000
当期変動額合計	287,600	250,000
当期末残高	1,099,300	1,349,300
資本剰余金合計		
前期末残高	811,700	1,099,300
当期変動額		
新株の発行	287,600	250,000
当期変動額合計	287,600	250,000
当期末残高	1,099,300	1,349,300
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	△946,785	△952,440
当期変動額		
当期純損失 (△)	△5,654	△475,370
当期変動額合計	△5,654	△475,370
当期末残高	△952,440	△1,427,810
利益剰余金合計		
前期末残高	△946,785	△952,440
当期変動額		
当期純損失 (△)	△5,654	△475,370
当期変動額合計	△5,654	△475,370
当期末残高	△952,440	△1,427,810
株主資本合計		
前期末残高	686,614	1,256,159
当期変動額		
新株の発行	575,200	500,000
当期純損失 (△)	△5,654	△475,370
当期変動額合計	569,545	24,629
当期末残高	1,256,159	1,280,789

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 5 月 1 日 至 平成22年 4 月30日)	当事業年度 (自 平成22年 5 月 1 日 至 平成23年 4 月30日)
新株予約権		
前期末残高	—	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	10,826
当期変動額合計	—	10,826
当期末残高	—	10,826
純資産合計		
前期末残高	686,614	1,256,159
当期変動額		
新株の発行	575,200	500,000
当期純損失（△）	△5,654	△475,370
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	10,826
当期変動額合計	569,545	35,456
当期末残高	1,256,159	1,291,616

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成21年 5 月 1 日 至 平成22年 4 月30日)	当事業年度 (自 平成22年 5 月 1 日 至 平成23年 4 月30日)
1 有価証券の評価基準及び 評価方法	子会社株式 移動平均法による原価法を採用して おります。	子会社株式 同左
2 たな卸資産の評価基準及 び評価方法	たな卸資産 原材料及び貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照 表価額は収益性の低下に基づく簿価切 下げの方法）を採用しております。	たな卸資産 原材料及び貯蔵品 同左
3 固定資産の減価償却の 方法	①有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数については以下 のとおりであります。 建物 8年～15年 工具、器具及び備品 4年～15年 ②長期前払費用 定額法によっております。	①有形固定資産 同左 ②長期前払費用 同左
4 繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用として処理してお ります。	同左
5 外貨建の資産及び負債の 本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直 物為替相場により円貨に換算し、換算 差額は損益として処理しております。	同左
6 引当金の計上基準	貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備 えるため、一般債権については貸倒実 績率により、貸倒懸念債権等特定の債 権については個別に回収可能性を検討 し、回収不能見込額を計上しております。 なお、当事業年度における計上額は ありません。	同左
7 その他財務諸表作成のた めの基本となる重要な事 項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理 は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成21年 5 月 1 日 至 平成22年 4 月30日)	当事業年度 (自 平成22年 5 月 1 日 至 平成23年 4 月30日)
—————	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3 月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3 月31日)を適用しております。 これにより、当事業年度の営業損失、経常損失はそれぞれ585千円増加しており、税引前当期純損失は3,564千円増加しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年 4 月30日)	当事業年度 (平成23年 4 月30日)										
※1 たな卸資産の内訳は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>原材料及び貯蔵品</td><td>33,339千円</td></tr> </table> —————	原材料及び貯蔵品	33,339千円	※1 たな卸資産の内訳は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>原材料及び貯蔵品</td><td>38,712千円</td></tr> </table> 2 当社は、効率的な資金調達を行うため(株)三井住友銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。コミット期間満了日は平成23年 9 月30日であり、当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td><td>300,000千円</td></tr> <tr> <td>借入実行残高</td><td>-千円</td></tr> <tr> <td>差引額</td><td>300,000千円</td></tr> </table>	原材料及び貯蔵品	38,712千円	貸出コミットメントの総額	300,000千円	借入実行残高	-千円	差引額	300,000千円
原材料及び貯蔵品	33,339千円										
原材料及び貯蔵品	38,712千円										
貸出コミットメントの総額	300,000千円										
借入実行残高	-千円										
差引額	300,000千円										

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年 5 月 1 日 至 平成22年 4 月30日)	当事業年度 (自 平成22年 5 月 1 日 至 平成23年 4 月30日)
※1 売上高は貯蔵品の売却によるものであります。	※1 売上高は貯蔵品の売却によるものであります。
※2 売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は、546千円であります。	※2 売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は、5,572千円であります。
※3 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給料手当 20,128千円 支払報酬 67,309千円 マテリアル費 29,954千円 減価償却費 557千円	※3 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給料手当 46,616千円 支払報酬 115,323千円 治験費用 59,132千円 マテリアル費 21,439千円 減価償却費 2,848千円
※4 研究開発費140,732千円の内53,259千円は、関係会社との取引により発生した費用であります。	※4 研究開発費263,000千円の内53,852千円は、関係会社との取引により発生した費用であります。
※5 販売費に属する費用のおおよその割合は18.4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は81.6%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 50,937千円 給料手当 38,342千円 販売手数料 40,000千円 支払報酬 51,214千円 減価償却費 827千円	※5 販売費に属する費用のおおよその割合は6.9%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は93.1%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 55,565千円 給料手当 56,474千円 旅費交通費 24,332千円 支払報酬 76,626千円 地代家賃 22,050千円 減価償却費 1,175千円
※6 減価償却実施額は以下のとおりであります。 有形固定資産 1,385千円	※6 減価償却実施額は以下のとおりであります。 有形固定資産 4,023千円
※7 営業外収益の受取利息1,073千円の内961千円は、関係会社との取引により発生した収益であります。	※7 営業外収益の受取利息1,047千円の内877千円は、関係会社との取引により発生した収益であります。
※8 営業外費用の為替差損4,255千円の内3,825千円は、関係会社との取引により発生した費用であります。	※8 営業外費用の為替差損12,163千円の内12,640千円は、関係会社との取引により発生した費用であります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年 5 月 1 日 至 平成22年 4 月30日)	当事業年度 (自 平成22年 5 月 1 日 至 平成23年 4 月30日)
内容の重要性が乏しく、リース契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため、記載を省略しております。	同左

(有価証券関係)

前事業年度(平成22年4月30日)

子会社株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	579,200
計	579,200

当事業年度(平成23年4月30日)

子会社株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	579,200
計	579,200

(税効果会計関係)

前事業年度(平成22年4月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

税務上繰越欠損金	372,038	千円
研究開発費損金不算入	2,349	〃
未払事業税	1,399	〃
繰延税金資産小計	375,787	千円
評価性引当額	△375,787	〃
繰延税金資産合計	—	千円
繰延税金資産の純額	—	千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

当事業年度(平成23年4月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

税務上繰越欠損金	538,617	千円
研究開発費損金不算入	9,983	〃
株式報酬費用損金不算入	4,406	〃
資産除去債務損金不算入	1,450	〃
減価償却超過額	55	〃
未払事業税	1,259	〃
繰越外国税額控除	20,000	〃
繰延税金資産小計	575,722	千円
評価性引当額	△575,722	〃
繰延税金資産合計	—	千円
繰延税金資産の純額	—	千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成21年 5月 1 日 至 平成22年 4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年 5月 1 日 至 平成23年 4月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当事業年度末(平成23年 4月30日)

当社グループは、主にオフィスの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務と認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

なお、当事業年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算定しております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年 5月 1 日 至 平成22年 4月30日)	当事業年度 (自 平成22年 5月 1 日 至 平成23年 4月30日)
1株当たり純資産額 148,132円05銭 1株当たり当期純損失金額 730円78銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり純資産額 135,104円41銭 1株当たり当期純損失金額 52,434円37銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前事業年度 (平成22年 4月30日)	当事業年度 (平成23年 4月30日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	1,256,159	1,291,616
普通株式に係る純資産額(千円)	1,256,159	1,280,789
差額の主な内訳(千円)		
新株予約権	-	10,826
普通株式の発行済株式数(株)	8,480	9,480
普通株式の自己株式数(株)	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	8,480	9,480

2 1株当たり当期純損失金額

項目	前事業年度 (自 平成21年5月1日 至 平成22年4月30日)	当事業年度 (自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日)
損益計算書上の当期純損失 (△) (千円)	△5,654	△475,370
普通株式に係る当期純損失 (△) (千円)	△5,654	△475,370
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	7,738	9,066
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まなかった潜在株式の概要	新株予約権8種類 (新株予約権の数917個)。 普通株式917株。 なお、これらの詳細は、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権10種類 (新株予約権の数1,361個)。 普通株式1,361株。 なお、これらの詳細は、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成21年5月1日 至 平成22年4月30日)	当事業年度 (自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日)								
	(製造販売承認申請の提出) 平成23年5月31日付で吸収性局所止血材の製造販売承認申請書を独立行政法人医薬品医療機器総合機構に提出し、同日付で受理されました。 内容は以下のとおりであります。 ① 名称：吸収性局所止血材 ② 申請者：(株)スリー・ディー・マトリックス ③ 申請先：独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (株式分割) 当社は、平成23年7月6日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年7月26日をもって、以下のとおり、普通株式1株を100株に分割して新株式を発行しております。 ① 分割により増加した株式数 普通株式 938,520株 ② 分割方法 平成23年7月25日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1株につき100株の割合をもって分割しております。 当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報及び当事業年度の期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりであります。 <table> <tr> <th>前事業年度</th><th>当事業年度</th></tr> <tr> <td>1株当たり純資産額 1,481円32銭</td><td>1株当たり純資産額 1,351円04銭</td></tr> <tr> <td>1株当たり当期純損失金額 7円31銭</td><td>1株当たり当期純損失金額 524円33銭</td></tr> <tr> <td>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。</td><td>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。</td></tr> </table>	前事業年度	当事業年度	1株当たり純資産額 1,481円32銭	1株当たり純資産額 1,351円04銭	1株当たり当期純損失金額 7円31銭	1株当たり当期純損失金額 524円33銭	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
前事業年度	当事業年度								
1株当たり純資産額 1,481円32銭	1株当たり純資産額 1,351円04銭								
1株当たり当期純損失金額 7円31銭	1株当たり当期純損失金額 524円33銭								
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。								

前事業年度 (自 平成21年5月1日 至 平成22年4月30日)	当事業年度 (自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日)								
	(株式分割) 当社は、投資単位の引き下げによる株主の利便性の向上を図るため、平成23年8月11日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年8月30日をもって、以下のとおり、普通株式1株を4株に分割して新株式を発行しております。 ① 分割により増加した株式数 普通株式 2,844,000株 ② 分割方法 平成23年8月29日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1株につき4株の割合をもって分割しております。 当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報及び当事業年度の期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりであります。 <table> <tr> <th>前事業年度</th><th>当事業年度</th></tr> <tr> <td>1株当たり純資産額 370円33銭</td><td>1株当たり純資産額 337円76銭</td></tr> <tr> <td>1株当たり当期純損失金額 1円83銭</td><td>1株当たり当期純損失金額 131円08銭</td></tr> <tr> <td>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。</td><td>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。</td></tr> </table>	前事業年度	当事業年度	1株当たり純資産額 370円33銭	1株当たり純資産額 337円76銭	1株当たり当期純損失金額 1円83銭	1株当たり当期純損失金額 131円08銭	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
前事業年度	当事業年度								
1株当たり純資産額 370円33銭	1株当たり純資産額 337円76銭								
1株当たり当期純損失金額 1円83銭	1株当たり当期純損失金額 131円08銭								
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。								

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末 減価償却累 計額又は償 却累計額(千 円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,588	109	—	1,697	1,035	134	662
工具、器具及び備品	10,003	3,162	—	13,166	8,149	3,889	5,016
有形固定資産計	11,592	3,271	—	14,863	9,184	4,023	5,678
長期前払費用	3,023	7,382	78	10,326	1,202	815	9,124

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	研究開発用資産の購入	1,430千円
長期前払費用	特許関連連費用の支出	7,224千円

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

A 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	159
預金	
普通預金	269,193
定期預金	300,000
小計	569,193
計	569,353

B たな卸資産

区分	金額(千円)
原材料及び貯蔵品	
Peptide 原末	32,607
Peptide 水溶液	6,104
計	38,712

C 関係会社株式

銘柄	金額(千円)
3-D Matrix, Inc.	579,200
計	579,200

D 関係会社長期貸付金

相手先	金額(千円)
3-D Matrix, Inc.	85,512
計	85,512

② 負債の部

該当事項はありません。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	5月1日から4月30日まで
定時株主総会	7月中
基準日	4月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	10月31日、4月30日
1単元の株式数	100株 (注) 1
株式の名義書換え (注) 2	
取扱場所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社 全国本支店 日本証券代行株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料 (注) 3
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告により公告することができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行います。 公告掲載URL http://www.3d-matrix.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1 平成23年7月25日開催の株主総会決議により、単元株式制度を採用し、1単元の株式数を100株としております。

2 当社株式は、株式会社大阪証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定であります。

3 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が株式会社大阪証券取引所 JASDAQ（グロース）市場に上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

4 当社定款の定めにより、当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できません。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成21年10月16日	趙 顕俊	東京都中央区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	㈱広尾企画代表取締役南国鉦	東京都渋谷区広尾三丁目14番17号	—	175	70,000,000 (400,000)	所有者間の事情による

- (注) 1 当社は、株式会社大阪証券取引所 JASDAQ 市場グロースへの上場を予定しておりますが、同取引所が定める「上場前の公募または売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第15条並びに「上場前の公募または売出し等に関する規則の取扱い」(以下「上場前公募等規則の取扱い」という。)第14条の規定に基づき、当社の特別利害関係者等が、上場申請日の直前事業年度(上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が事業年度の末日の翌日から定時株主総会までの間にあたる場合には、上場日が属する前々事業年度をいう。)の末日から起算して2年前の日(平成21年5月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式または新株予約権の譲受けまたは譲渡(新株予約権の行使を含み、新規上場申請者の発行する株式が、日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合を除く。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を「有価証券上場規程に関する取扱要領」3(1)に規定する「上場申請のための有価証券報告書」に記載することとされております。
- 2 当社は、「上場前公募等規則」第16条並びに「上場前公募等規則の取扱い」第14条の2の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表できるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表できるとされております。
- 3 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
- 4 移動価格は、移動前所有者が割当を受けた第三者割当増資の価格を基に、事業計画に基づいたディスカウント・キャッシュフロー方式で算定した直近の第三者割当増資の価格を参考にして、譲渡人と譲受人が協議の上で決定いたしました。
- 5 平成23年7月26日付をもって普通株式1株につき100株の割合で、平成23年8月30日付をもって普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。

第 2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式（１）	株式（２）	株式（３）
発行年月日	平成21年５月28日	平成21年７月13日	平成21年11月25日
種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行数	63株	125株	1,250株
発行価格	1株につき金400,000円 (注) 5	1株につき金400,000円 (注) 5	1株につき金400,000円 (注) 5
資本組入額	1株につき金200,000円	1株につき金200,000円	1株につき金200,000円
発行価額の総額	25,200,000円	50,000,000円	500,000,000円
資本組入額の総額	12,600,000円	25,000,000円	250,000,000円
発行方法	第三者割当増資	第三者割当増資	第三者割当増資
保有期間等に関する確約	—	—	—

項目	株式（４）	株式（５）
発行年月日	平成22年９月24日	平成22年９月29日
種類	普通株式	普通株式
発行数	400株	600株
発行価格	1株につき金500,000円 (注) 5	1株につき金500,000円 (注) 5
資本組入額	1株につき金250,000円	1株につき金250,000円
発行価額の総額	200,000,000円	300,000,000円
資本組入額の総額	100,000,000円	150,000,000円
発行方法	第三者割当増資	第三者割当増資
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 2

項目	新株予約権（１）	新株予約権（２）	新株予約権（３）
発行年月日	平成21年 7 月16日	平成22年 7 月 9 日	平成23年 4 月27日
種類	新株予約権の付与 （ストック・オプション）	新株予約権の付与 （ストック・オプション）	新株予約権の付与 （ストック・オプション）
発行数	普通株式241株（注） 4	普通株式220株（注） 4	普通株式239株（注） 4
発行価格	1 株につき金400, 000円 （注） 5	1 株につき金400, 000円 （注） 5	1 株につき金500, 000円 （注） 5
資本組入額	1 株につき金200, 000円	1 株につき金200, 000円	1 株につき金250, 000円
発行価額の総額	96, 400, 000円	88, 000, 000円	119, 500, 000円
資本組入額の総額	48, 200, 000円	44, 000, 000円	59, 750, 000円
発行方法	平成20年 7 月25日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	平成21年 7 月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	平成22年 7 月29日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	（注） 3	（注） 3

（注） 1 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社大阪証券取引所の定める規則等及びその期間については、以下のとおりであります。

- （1） 同取引所の定める「上場前公募等規則」第17条の規定において、新規上場申請者が直前事業年度の末日の1年前の日以後において、株主割当または優先出資割当その他の同取引所が適当と認める方法以外の方法（以下「第三者割当等」という）による募集株式の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- （2） 同取引所の定める「上場前公募等規則」第20条の規定において、新規上場申請者が直前事業年度の末日の1年前の日以後において、その役員または従業員その他本所が定める者であって、かつ、同取引所が適当と認めるもの（以下「役員または従業員等」という。）に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた役員または従業員等との間で書面により報酬として割当てた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、同取引所が必要と認める書面を、同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- （3） 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理または受理の取消しの措置をとるものとしております。
- （4） 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は平成23年4月30日であります。
- 2 上記1（1）の規定及び「上場前公募等規則の取扱い」第15条の規定に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた株式（以下「割当株式」という。）を原則として、割当株式に係る払込期日等の日から上場日以後6ヶ月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日等の日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日等の日以後1年間を経過する日）まで継続的に所有する旨の確約を行っております。
- 3 上記1（2）の規定及び「上場前公募等規則の取扱い」第19条の規定に基づき、当社は割当を受けた役員または従業員等との間で、原則として新株予約権の割当日から当該新株予約権の行使を行う日まで所有する等の確約を行っております。
- 4 株式数に換算して記載しております。
- 5 株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、当社事業計画に基づいたディスカウント・キャッシュフロー方式により算出した価格に基づき決定しております。
- 6 平成23年7月26日付をもって普通株式1株につき100株の割合で、平成23年8月30日付をもって普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。
- 7 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権（１）	新株予約権（２）	新株予約権（３）
行使時の 払込金額	１株につき400,000円	１株につき400,000円	１株につき500,000円
行使期間	当社取締役及び従業員 平成23年７月16日 ～平成31年７月15日 上記以外の者 平成21年７月16日 ～平成31年７月15日	当社取締役及び従業員 平成24年７月９日 ～平成32年７月８日 上記以外の者 平成22年７月９日 ～平成32年７月８日	当社取締役及び従業員 平成25年４月27日 ～平成33年４月26日 上記以外の者 平成23年４月27日 ～平成33年４月26日
行使の条件	(1) 新株予約権者である当社の取締役または従業員は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、従業員であることを要する。ただし、当社の取締役が任期満了により退任した場合または従業員が定年により退職した場合その他正当な理由がある場合は、この限りではない。 (2) ① 新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合、新株予約権の行使期間開始後６ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができる。 ② 新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合、新株予約権者死亡後６ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができる。 (3) 当社は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権の割当に関する契約において、下記事項に該当する新株予約権者による新株予約権の行使について下記の制限を定めることがある 新株予約権者は１年間（１月１日から12月31日までの期間をいう。）における新株予約権の行使によって取得する株式の発行価額（自己株式を譲り受ける場合には自己株式の処分価額）の合計額が1,200万円を超えないように、その保有する新株予約権を行使しなければならない。	(1) 同左 (2) 同左 (3) 同左	(1) 同左 (2) 同左 (3) 同左

	新株予約権（１）	新株予約権（２）	新株予約権（３）
	(4) その他新株予約権の行使条件については、新株予約権の発行にかかる取締役会決議に基づき、割当契約に定めるものとする。	(4) 同左	(4) 同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左	同左

（注）新株予約権（１）割当契約締結後の退職による権利の喪失（従業員１名）により、発行数は235株、発行価額の総額は94,000,000円、資本組入額の総額は47,000,000円となっております。

新株予約権（２）割当契約締結後の退職による権利の喪失（従業員１名）により、発行数は213株、発行価額の総額は85,200,000円、資本組入額の総額は42,600,000円となっております。

2 【取得者の概況】

株式（１）

取得者の氏名 又は名称等	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
伊藤忠ケミカルフロン ティア(株) 代表取締役社長 佐藤 潤 資本金 1,100百万円	東京都港区北青山二丁 目5番1号	化学品の販 売、輸出入業	63	25,200,000 (400,000)	—

(注) 平成23年7月26日付をもって普通株式1株につき100株の割合で、平成23年8月30日付をもって普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。

株式（２）

取得者の氏名 又は名称等	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
伊藤忠ケミカルフロン ティア(株) 代表取締役社長 牧田 慎一郎 資本金 1,100百万円	東京都港区北青山二丁 目5番1号	化学品の販 売、輸出入業	125	50,000,000 (400,000)	—

(注) 平成23年7月26日付をもって普通株式1株につき100株の割合で、平成23年8月30日付をもって普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。

株式（３）

取得者の氏名 又は名称等	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
安田企業投資4号投資 事業有限責任組合 無限責任組合員 安田企業投資(株) 代表取締役社長 藤井常雄	東京都千代田区麹町四 丁目2番地7	投資業	500	200,000,000 (400,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
JAIC-中小企業グロー バル支援投資事業有限責 任組合 無限責任組合員 日本アジア投資(株) 代表取締役社長 松本守祥	東京都千代田区神田錦 町三丁目11番地	投資業	250	100,000,000 (400,000)	—
ソネット・エムスリー (株) (現エムスリー(株)) 代表取締役社長 谷村 格 資本金 1,190百万円	東京都港区芝大門2丁 目5番5号	医療関連 サービス業	250	100,000,000 (400,000)	—
ジャフコ・産学バイオ インキュベーション投資 事業有限責任組合 無限責任組合員 (株)ジャフコ 代表取締役社長 伊藤俊明	東京都千代田区丸の内 一丁目8番12号	投資業	125	50,000,000 (400,000)	—

取得者の氏名 又は名称等	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
TAIB-JAIC Asian Balan Ced Private Equity Fund Director Kazuhiro Nagashima	Campbell Corporate Services Limited 4F, Scotia Centre, P. O. Box 268, Grand Cayman KY1- 1104, Cayman Islands	投資業	125	50,000,000 (400,000)	—

(注) 平成23年7月26日付をもって普通株式1株につき100株の割合で、平成23年8月30日付をもって普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。

株式(4)

取得者の氏名 又は名称等	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
扶桑薬品工業(株) 代表取締役社長 戸田幹雄 資本金10,758百万円	大阪府大阪市中央区道 修町1丁目7番10号	医薬品製造業	400	200,000,000 (500,000)	—

(注) 平成23年7月26日付をもって普通株式1株につき100株の割合で、平成23年8月30日付をもって普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。

株式(5)

取得者の氏名 又は名称等	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
Excelsior Medical Co., Ltd. Chairman Tony Fu 1,029百万台湾ドル	17F, No. 880, Jhongjheng Rd., Jhonghe City, Taipei County 235, Taiwan	医療機器製造業	400	200,000,000 (500,000)	—
Daewoong Pharmaceutical Co. LTD President John-Wook Lee 28,457百万ウォン	163-3, Samsung-dong, Gangnam-gu, Seoul, Korea	医薬品製造業	200	100,000,000 (500,000)	—

(注) 平成23年7月26日付をもって普通株式1株につき100株の割合で、平成23年8月30日付をもって普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。

新株予約権(1)

取得者の氏名 又は名称等	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
永野 恵嗣	東京都世田谷区	会社役員	35	14,000,000 (400,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名 当社代表取締役 会長)
高村 健太郎	東京都目黒区	会社役員	35	14,000,000 (400,000)	特別利害関係者等 (当社代表取締役 社長)
Shuguang Zhang	Lexington, Massachusetts, USA	大学教授	30	12,000,000 (400,000)	特別利害関係者等 (子会社取締役)

取得者の氏名 又は名称等	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
岡田 淳	東京都練馬区	会社役員	25	10,000,000 (400,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
福沢 鎮州	東京都目黒区	会社役員	20	8,000,000 (400,000)	社外協力者
John Maki	Mendham, New Jersey ,USA	会社役員	15	6,000,000 (400,000)	特別利害関係者等 (子会社取締役)
新井 友行	神奈川県川崎市中原区	会社員	12	4,800,000 (400,000)	当社従業員
Lisa Spirio	Lexington, Massachusetts, USA	会社員	10	4,000,000 (400,000)	子会社従業員
渡邊 郁子	東京都世田谷区	会社員	8	3,200,000 (400,000)	当社従業員
野原 正広	東京都渋谷区	会社員	8	3,200,000 (400,000)	当社従業員
宇田川 伸之	東京都豊島区	会社員	7	2,800,000 (400,000)	当社従業員
小林 智	神奈川県茅ヶ崎市	会社員	6	2,400,000 (400,000)	当社従業員
Floyd G. Larson	San Diego, California, USA	会社役員	5	2,000,000 (400,000)	社外協力者
落谷 孝広	東京都中央区	大学教授	5	2,000,000 (400,000)	社外協力者
間仲 英光	埼玉県蕨市	会社員	4	1,600,000 (400,000)	当社従業員
金子 真希	千葉県松戸市	会社員	4	1,600,000 (400,000)	当社従業員
田淵 江奈	神奈川県川崎市多摩区	会社員	4	1,600,000 (400,000)	当社従業員
Kathleen Hallissay	Cambridge, Massachusetts, USA	会社員	2	800,000 (400,000)	子会社従業員

(注) 1 退職等の理由により権利を失効した付与者については記載しておりません。

2 平成23年7月26日付をもって普通株式1株につき100株の割合で、平成23年8月30日付をもって普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。

新株予約権（２）

取得者の氏名 又は名称等	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
高村 健太郎	東京都目黒区	会社役員	35	14,000,000 (400,000)	特別利害関係者等 (当社代表取締役 社長)
永野 恵嗣	東京都世田谷区	会社役員	30	12,000,000 (400,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名 当社代表取締役 会長)
岡田 淳	東京都練馬区	会社役員	30	12,000,000 (400,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
Shuguang Zhang	Lexington, Massachusetts, USA	大学教授	20	8,000,000 (400,000)	特別利害関係者等 (子会社取締役)
新井 友行	神奈川県川崎市中原区	会社員	15	6,000,000 (400,000)	当社従業員
岡田 聡	大阪府吹田市	会社員	10	4,000,000 (400,000)	当社従業員
野原 正広	東京都渋谷区	会社員	10	4,000,000 (400,000)	当社従業員
Lisa Spirio	Lexington, Massachusetts, USA	会社員	10	4,000,000 (400,000)	子会社従業員
渡邊 郁子	東京都世田谷区	会社員	8	3,200,000 (400,000)	当社従業員
小林 智	神奈川県茅ヶ崎市	会社員	8	3,200,000 (400,000)	当社従業員
宇田川 伸之	東京都豊島区	会社員	7	2,800,000 (400,000)	当社従業員
岡本 利光	東京都目黒区	会社員	5	2,000,000 (400,000)	当社従業員
John Maki	Mendham, New Jersey , USA	会社役員	5	2,000,000 (400,000)	特別利害関係者等 (子会社取締役)
間仲 英光	埼玉県蕨市	会社員	4	1,600,000 (400,000)	当社従業員
金子 真希	千葉県松戸市	会社員	4	1,600,000 (400,000)	当社従業員
田淵 江奈	神奈川県川崎市多摩区	会社員	4	1,600,000 (400,000)	当社従業員
宮本 静代	神奈川県川崎市中原区	会社員	4	1,600,000 (400,000)	当社従業員

取得者の氏名 又は名称等	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
松田 範昭	東京都北区	会社員	2	800,000 (400,000)	当社従業員
Kathleen Hallissay	Cambridge, Massachusetts, USA	会社員	2	800,000 (400,000)	子会社従業員

(注) 1 退職等の理由により権利を失効した付与者については記載しておりません。

2 平成23年7月26日付をもって普通株式1株につき100株の割合で、平成23年8月30日付をもって普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。

新株予約権 (3)

取得者の氏名 又は名称等	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
高村 健太郎	東京都目黒区	会社役員	35	17,500,000 (500,000)	特別利害関係者等 (当社代表取締役社長)
永野 恵嗣	東京都世田谷区	会社役員	30	15,000,000 (500,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名 当社代表取締役 会長)
岡田 淳	東京都練馬区	会社役員	30	15,000,000 (500,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
Shuguang Zhang	Lexington, Massachusetts, USA	大学教授	20	10,000,000 (500,000)	特別利害関係者等 (子会社取締役)
新井 友行	神奈川県川崎市中原区	会社員	15	7,500,000 (500,000)	当社従業員
野原 正広	東京都渋谷区	会社員	12	6,000,000 (500,000)	当社従業員
岡田 聡	大阪府吹田市	会社員	10	5,000,000 (500,000)	当社従業員
Lisa Spirio	Lexington, Massachusetts, USA	会社員	8	4,000,000 (500,000)	子会社従業員
渡邊 郁子	東京都世田谷区	会社員	8	4,000,000 (500,000)	当社従業員
小林 智	神奈川県茅ヶ崎市	会社員	8	4,000,000 (500,000)	当社従業員
北嶋 学	東京都豊島区	会社員	8	4,000,000 (500,000)	当社従業員
五島 康一	東京都世田谷区	会社員	6	3,000,000 (500,000)	当社従業員
岡本 利光	東京都品川区	会社員	6	3,000,000 (500,000)	当社従業員

取得者の氏名 又は名称等	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
宮本 静代	神奈川県川崎市中原区	会社員	6	3,000,000 (500,000)	当社従業員
松田 範昭	東京都北区	会社員	6	3,000,000 (500,000)	当社従業員
John Maki	Mendham, New Jersey ,USA	会社役員	5	2,500,000 (500,000)	特別利害関係者等 (子会社取締役)
間仲 英光	埼玉県蕨市	会社員	4	2,000,000 (500,000)	当社従業員
高野 喜好	東京都小金井市	会社員	4	2,000,000 (500,000)	当社従業員
宇田川 伸之	東京都豊島区	会社員	4	2,000,000 (500,000)	当社従業員
金子 真希	千葉県松戸市	会社員	4	2,000,000 (500,000)	当社従業員
Kathleen Hallissay	Cambridge, Massachusetts, USA	会社員	2	1,000,000 (500,000)	子会社従業員
田淵 江奈	神奈川県川崎市多摩区	会社員	2	1,000,000 (500,000)	当社従業員
望月 幸二	東京都渋谷区	会社員	2	1,000,000 (500,000)	当社従業員
栗田 恵利	東京都新宿区	会社員	2	1,000,000 (500,000)	当社従業員
長谷川 雄也	埼玉県上尾市	会社員	2	1,000,000 (500,000)	当社従業員

(注) 1 退職等の理由により権利を失効した付与者については記載しておりません。

2 平成23年7月26日付をもって普通株式1株につき100株の割合で、平成23年8月30日付をもって普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
3DM Investment, LLC ※1	The Corporation Trust Company Corporation Trust Center 1209 Orange Street, Wilmington, Delaware 19801, USA	554,000	12.78
永野 恵嗣 ※1、2	東京都世田谷区	458,800 (82,800) (注) 5	10.58 (1.91)
New Media Japan, Inc. ※1	1209 Orange Street, Wilmington, Delaware 19801, USA	344,000	7.93
安田企業投資4号投資事業有限責任組合 ※1	東京都千代田区麹町三丁目3番地8	300,000	6.92
TEI1号投資事業有限責任組合 ※1	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地	170,000	3.92
株式会社アイル ※1	東京都板橋区小豆沢二丁目20番10号	160,000	3.69
扶桑薬品工業株式会社 ※1	大阪府大阪市中央区道修町一丁目7番10号	160,000	3.69
Excelsior Medical Co., Ltd. ※1	17F, No. 880, Jhongjheng Rd., Jhonghe City, Taipei County, Taiwan	160,000	3.69
株式会社八神製作所 ※1	愛知県名古屋市中区千代田二丁目16番30号	100,000	2.31
伊藤忠ケミカルフロンティア 株式会社 ※1	東京都港区北青山二丁目5番1号	100,000	2.31
JAIC-中小企業グローバル支援投資事業有限責任組合 ※1	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地	100,000	2.31
エムスリー株式会社 ※1	東京都港区芝大門二丁目5番5号	100,000	2.31
高村 健太郎 ※3	東京都目黒区	97,200 (97,200)	2.24 (2.24)
Daewoong Pharmaceutical Co. LTD	163-3, Samsung-dong, Kangnam-gu, Seoul, Korea	80,000	1.84
株式会社メナードトータルサービス	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目18番15号	80,000 (24,000)	1.84 (0.55)
株式会社広尾企画	東京都渋谷区広尾三丁目14番17号	70,000	1.61
岡田 淳 ※4	東京都練馬区	66,000 (66,000)	1.52 (1.52)
有限会社テクノサイエンス	東京都港区新橋二丁目16番1号	60,000	1.38
パイオ・サイト・インキュベーション 二号投資事業有限責任組合	大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号	50,000	1.15

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ジャフコ・産学バイオインキュベーション投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	50,000	1.15
TAIB-JAIC Asian Balanced Private Equity Fund	Campbell Corporate Services Limited 4F, Scotia Centre, P.O.Box 268, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands	50,000	1.15
竹本 毅	東京都世田谷区	44,000 (20,000)	1.01 (0.46)
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	40,000	0.92
バイオ・サイト・インキュベーション一号投資事業有限責任組合	大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号	40,000	0.92
浅沼 廣幸	北海道札幌市厚別区	40,000	0.92
伊藤 成幸	東京都台東区	40,000	0.92
フューチャー7号投資事業有限責任組合	京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地	40,000	0.92
FVCグロース投資事業有限責任組合	京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地	40,000	0.92
スリー・ディー・マトリックス・ジャパン1号投資事業組合	東京都足立区綾瀬一丁目6番13号	39,200	0.90
日本メナード化粧品株式会社	愛知県名古屋市中区鳥見町二丁目130番地	38,000	0.88
宇野 友子	神奈川県鎌倉市	37,600	0.87
Shuguang Zhang ※5	Lexington, Massachusetts, USA	34,000 (34,000)	0.78 (0.78)
奥山スリーディーマトリックス1号投資事業組合	東京都渋谷区広尾二丁目6番18号	32,000	0.74
投資事業組合NFP-AF1号	東京都港区芝二丁目31番19号	32,000	0.74
株式会社伸和	愛知県名古屋市中区千代田二丁目18番10号	30,000	0.69
Massachusetts Institute of Technology	238MainStreet, Suite200, Cambridge, MA02142, USA	25,200	0.58
アイザワ・ベンチャー1号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋一丁目20番3号	20,000	0.46
大浦 武彦	北海道札幌市東区	20,000	0.46
梶本 修身	大阪府豊中市	20,000	0.46
高橋 祥公	北海道札幌市白石区	20,000	0.46
明治キャピタル7号投資事業組合	東京都千代田区麹町三丁目3番地8	20,000	0.46
野々川 純一	愛知県名古屋市中区天白区	20,000	0.46

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
有限会社大研地所	大阪府堺市西区浜寺元町5丁615番地	20,000	0.46
森下 竜一	大阪府吹田市	18,000 (18,000)	0.42 (0.42)
新井 友行 ※6	神奈川県川崎市中原区	16,800 (16,800)	0.39 (0.39)
有限会社リキッドフロウ	東京都港区赤坂九丁目7番2号	16,000	0.37
野原 正広 ※6	東京都渋谷区	15,600 (15,600)	0.36 (0.36)
Lisa Spirio ※7	Lexington, Massachusetts, USA	15,200 (15,200)	0.35 (0.35)
渡邊 郁子 ※6	東京都世田谷区	14,800 (14,800)	0.34 (0.34)
小林 智 ※6	神奈川県茅ヶ崎市	10,800 (10,800)	0.25 (0.25)
その他 43名	—	227,200 (129,200)	5.24 (2.98)
計	—	4,336,400 (544,400)	100.0 (12.55)

(注) 1 「氏名または名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等（大株主上位10名）
 - 2 特別利害関係者等（当社代表取締役会長）
 - 3 特別利害関係者等（当社代表取締役社長）
 - 4 特別利害関係者等（当社取締役）
 - 5 特別利害関係者等（当社子会社の取締役）
 - 6 当社従業員
 - 7 当社子会社の従業員
- 2 （ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
- 3 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
- 4 平成23年7月26日付をもって普通株式1株につき100株の割合で、平成23年8月30日付をもって普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。
- 5 代表取締役会長長野恵嗣の所有株式数は、当社株主である3DM Investment, LLCにおける長野恵嗣の持分相当分を合算すると、478,400株となります。

独立監査人の監査報告書

平成 23 年 9 月 9 日

株式会社スリー・ディー・マトリックス

取締役会 御中

太陽 A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 北垣 栄一 印

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 高木 勇 印

金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スリー・ディー・マトリックスの平成 21 年 5 月 1 日から平成 22 年 4 月 30 日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スリー・ディー・マトリックス及び連結子会社の平成 22 年 4 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成 23 年 9 月 9 日

株式会社スリー・ディー・マトリックス

取締役会 御中

太陽 A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高木 勇 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北垣 栄一 印

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スリー・ディー・マトリックスの平成 22 年 5 月 1 日から平成 23 年 4 月 30 日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スリー・ディー・マトリックス及び連結子会社の平成 23 年 4 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成 23 年 5 月 31 日付で吸収性局所止血材の製造販売承認申請書を独立行政法人医薬品医療機器総合機構に提出し、同日付で受理された。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成 23 年 7 月 6 日開催の取締役会決議に基づき、平成 23 年 7 月 26 日付で 1 株につき 100 株の割合をもって株式分割している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成 23 年 8 月 11 日開催の取締役会決議に基づき、平成 23 年 8 月 30 日付で 1 株につき 4 株の割合をもって株式分割している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成 23 年 9 月 9 日

株式会社スリー・ディー・マトリックス

取締役会 御中

太陽ＡＳＧ有限責任監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 高木 勇 印

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 北垣 栄一 印

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社スリー・ディー・マトリックスの平成 23 年 5 月 1 日から平成 24 年 4 月 30 日までの連結会計年度の第 1 四半期連結会計期間（平成 23 年 5 月 1 日から平成 23 年 7 月 31 日まで）及び第 1 四半期連結累計期間（平成 23 年 5 月 1 日から平成 23 年 7 月 31 日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社スリー・ディー・マトリックス及び連結子会社の平成 23 年 7 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する第 1 四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成 23 年 8 月 11 日開催の取締役会決議において株式分割を行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成 23 年 9 月 9 日

株式会社スリー・ディー・マトリックス

取締役会 御中

太陽 A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 北垣 栄一 印

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 高木 勇 印

金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スリー・ディー・マトリックスの平成 21 年 5 月 1 日から平成 22 年 4 月 30 日までの第 6 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スリー・ディー・マトリックスの平成 22 年 4 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成 23 年 9 月 9 日

株式会社スリー・ディー・マトリックス

取締役会 御中

太陽ＡＳＧ有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高木 勇 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北垣 栄一 印

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スリー・ディー・マトリックスの平成 22 年 5 月 1 日から平成 23 年 4 月 30 日までの第 7 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スリー・ディー・マトリックスの平成 23 年 4 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成 23 年 5 月 31 日付で吸収性局所止血材の製造販売承認申請書を独立行政法人医薬品医療機器総合機構に提出し、同日付で受理された。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成 23 年 7 月 6 日開催の取締役会決議に基づき、平成 23 年 7 月 26 日付で 1 株につき 100 株の割合をもって株式分割している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成 23 年 8 月 11 日開催の取締役会決議に基づき、平成 23 年 8 月 30 日付で 1 株につき 4 株の割合をもって株式分割している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

